

平成24年度

宮城県歳入歳出決算審査意見書

宮城県基金運用状況審査意見書

宮城県健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

宮城県監査委員

目 次

I 宮城県歳入歳出決算審査意見書

1	審査の対象	1
2	審査の方法	2
3	審査の結果及び意見	2
(1)	収入, 支出, 契約, 財産管理等の財務事務に関する審査の結果及び意見	2
(2)	主要事項の状況及び意見	8
4	決算の概要	16
5	決算参考資料	
(1)	一般会計	19
ア	款別歳入額	19
イ	県税税目別課税収入状況	20
ウ	県税以外の収入未済状況	21
エ	款別歳出額	23
オ	前年度からの繰越額一覧表	24
カ	翌年度への繰越額一覧表	25
キ	四半期別資金の状況調	27
(2)	特別会計	29
ア	会計別歳入額	29
イ	会計別歳出額	30
ウ	収入未済状況	31
エ	前年度からの繰越額一覧表	32
オ	翌年度への繰越額一覧表	32
カ	四半期別資金の状況調	33
(3)	財産等	35
ア	公有財産	35

イ 重 要 物 品	-----	3 7
ウ 債務保証及び損失補償	-----	3 7
エ 債 権	-----	3 7
オ 基 金	-----	4 0
カ 県 債	-----	4 3

II 宮城県基金運用状況審査意見書

1 審 査 の 対 象	-----	4 5
2 審 査 の 方 法	-----	4 5
3 運 用 の 概 要	-----	4 6
(1) 土 地 基 金	-----	4 6
(2) 企業立地資金貸付基金	-----	4 6
(3) 美術品取得基金	-----	4 7
(4) 高等学校等育英奨学資金貸付基金	-----	4 7
4 審 査 の 結 果 及 び 意 見	-----	4 8
5 運 用 状 況 資 料	-----	4 9
(1) 土 地 基 金	-----	4 9
(2) 企業立地資金貸付基金	-----	5 0
(3) 美術品取得基金	-----	5 1
(4) 高等学校等育英奨学資金貸付基金	-----	5 2

III 宮城県健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

1 審 査 の 対 象	-----	5 3
2 審 査 の 方 法	-----	5 3
3 審 査 の 結 果 及 び 意 見	-----	5 4

〈参考〉前年度意見に対する執行部の対応状況	-----	5 9
-----------------------	-------	-----

宮 監 委 第 50 号

平成25年9月10日

宮城県知事 村 井 嘉 浩 殿

宮城県監査委員	安	藤	俊	威
宮城県監査委員	菅	間		進
宮城県監査委員	遊	佐	勘	左衛門
宮城県監査委員	工	藤	鏡	子

平成24年度宮城県歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書について

地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項の規定により審査に付された平成24年度宮城県一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算並びに平成24年度宮城県基金運用状況について、別添のとおり意見書を提出します。

宮 城 県 歳 入 歳 出 決 算 審 査 意 見 書

I 宮城県歳入歳出決算審査意見書

1 審査の対象

平成25年7月11日審査に付された平成24年度宮城県歳入歳出決算は、次のとおりである。

- (1) 宮城県一般会計決算
- (2) 宮城県公債費特別会計決算
- (3) 宮城県母子寡婦福祉資金特別会計決算
- (4) 宮城県小規模企業者等設備導入資金特別会計決算
- (5) 宮城県農業改良資金特別会計決算
- (6) 宮城県沿岸漁業改善資金特別会計決算
- (7) 宮城県林業・木材産業改善資金特別会計決算
- (8) 宮城県県有林特別会計決算
- (9) 宮城県土地取得特別会計決算
- (10) 宮城県土地区画整理事業特別会計決算
- (11) 宮城県流域下水道事業特別会計決算
- (12) 宮城県港湾整備事業特別会計決算

2 審 査 の 方 法

一般会計及び各特別会計の全般について、決算の計数は正確であるか、予算の執行は議決の趣旨に沿い適正かつ効率的に行われているか、収入支出、契約及び財産管理等の財務の執行に関する事務については、関係法令等に基づき適正に処理されているかの視点をもって、対象機関から必要な資料の提出と説明を求め、既の実施した定期監査及び例月出納検査の結果を参照し、慎重に審査を行った。県警察については、会計帳票・証拠書類の調査に加え、捜査員から聴取し調査を実施した。

3 審 査 の 結 果 及 び 意 見

(1) 収入、支出、契約、財産管理等の財務事務に関する審査の結果及び意見

平成24年度宮城県歳入歳出決算について審査した結果、一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算における計数は正確と認められた。また、収入、支出、契約及び財産管理等の財務に関する事務の執行については、関係法令等に従い、概ね適正に処理されているものと認められた。

以下において、留意改善すべき事項とともに、既の実施した定期監査等（平成24年9月から平成25年8月まで実施）において認められた不適切な事務処理の内容及び該当課室等名を示す。

〔収入関係事務の審査結果と意見〕

- 1 県税の収入未済額は、70億2,585万6,593円と前年度を10億9,936万7,447円下回り大幅に縮減（前年度比13.5%減）されているが、依然として多額の収入未済額が認められることから、引き続き適切な徴収対策を継続する必要がある。特に、個人県民税に係る特別徴収の拡充、各県税事務所に設置する「市町村滞納整理業務改善支援チーム」の取組など、市町村との連携をさらに強化し、収入未済額縮減に向け一層の積極的な取組に努められたい。

○県税収入未済額 【税務課・地方税徴収対策室、各県税事務所(地域事務所含む)】

現年度分 1,985,447,672円 (1,860,958,201円)

過年度分 5,040,408,921円 (6,264,265,839円)

合 計 7,025,856,593円 (8,125,224,040円)

* () 内の数字は、平成23年度決算額を表す。以下同じ。

2 県税以外の収入未済額（国庫支出金等の繰越事業に係る未収入特定財源を除く）は、特別納付金、県営住宅使用料及び県営住宅駐車場使用料、県産材産地体制整備資金貸付金償還金、土地区画整理組合事業資金貸付金償還金に係る延滞金、母子寡婦福祉資金貸付金償還金など、合計で 20 億 4,852 万 5,503 円となった。この合計額は、前年度を 8,082 万 274 円（前年度比 3.8 %減）下回っているが、なお多額であるとともに、母子寡婦福祉資金貸付金償還金などにおいては額が増加している状況にある。このため収入未済額のさらなる縮減に向け、債権回収の強化、滞納の未然防止、適切な債権管理などについて、収入未済額縮減推進会議において一層の実効性ある方策を打ち出すとともに、これまで効果があった取組例を各機関で共有するなど、全庁一体となって対応に努められたい。

○特別納付金（産業廃棄物最終処分場の行政代執行に係る費用）に係る収入未済額 【廃棄物対策課・竹の内産廃処分場対策室】

現年度分	2 4, 4 3 4, 3 2 8 円	(35,456,887 円)
過年度分	4 6 7, 1 5 8, 0 4 7 円	(520,116,024 円)
合 計	4 9 1, 5 9 2, 3 7 5 円	(555,572,911 円)

○県営住宅使用料及び県営住宅駐車場使用料に係る収入未済額 【住宅課】

県営住宅使用料

現年度分	3 8, 2 1 3, 8 0 3 円	(66,531,312 円)
過年度分	1 8 7, 3 8 6, 0 3 6 円	(206,449,755 円)
合 計	2 2 5, 5 9 9, 8 3 9 円	(272,981,067 円)

県営住宅駐車場使用料

現年度分	3, 8 2 7, 0 3 0 円	(5,631,000 円)
過年度分	8, 6 6 5, 4 6 5 円	(9,769,700 円)
合 計	1 2, 4 9 2, 4 9 5 円	(15,400,700 円)

○県産材産地体制整備資金貸付金償還金に係る収入未済額 【林業振興課】

現年度分	0 円	(0 円)
過年度分	2 7 1, 6 5 4, 0 7 7 円	(271,654,077 円)
合 計	2 7 1, 6 5 4, 0 7 7 円	(271,654,077 円)

○土地区画整理組合事業資金貸付金償還金の延滞金に係る収入未済額 【都市計画課】

現年度分	0円	(0円)
過年度分	237,227,702円	(237,227,702円)
合計	237,227,702円	(237,227,702円)

○母子寡婦福祉資金貸付金償還金及び児童保護費に係る収入未済額 【子育て支援課, 各保健福祉事務所(地域事務所含む), 各児童相談所】

母子寡婦福祉資金貸付金償還金

現年度分	16,124,902円	(16,603,956円)
過年度分	79,266,543円	(77,675,604円)
合計	95,391,445円	(94,279,560円)

児童保護費

現年度分	2,848,640円	(2,961,260円)
過年度分	14,797,944円	(14,862,814円)
合計	17,646,584円	(17,824,074円)

○高等学校等育英奨学資金貸付金償還金に係る収入未済額 【高校教育課】

現年度分	32,885,747円	(3,113,723円)
過年度分	10,298,698円	(13,707,169円)
合計	43,184,445円	(16,820,892円)

○放置違反金に係る収入未済額 【警察本部】

現年度分	8,207,000円	(8,114,000円)
過年度分	18,692,305円	(26,236,095円)
合計	26,899,305円	(34,350,095円)

○林業・木材産業改善資金貸付金償還金に係る収入未済額 【農林水産経営支援課】

現年度分	4, 280, 000円	(4,280,000円)
過年度分	20, 373, 000円	(16,388,000円)
合計	24, 653, 000円	(20,668,000円)

○その他の収入未済額

現年度分	100, 904, 575円	(27,799,741円)
過年度分	544, 464, 106円	(581,587,850円)
合計	645, 368, 681円	(609,387,591円)

3 行政財産の使用許可に係る使用料収入において、調定遅延や算定誤り、納期限の設定誤りなどが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

○調定遅延：【保健環境センター，社会福祉課，長寿社会政策課・ねんりんピック推進室，警察本部】

4 諸収入において、還付手続の遅延による損害発生、減免手続の誤りや納入通知の遅れなどが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

○自動販売機電気料に係る還付遅延による還付加算金の発生：【白石高等学校】

5 寄付金収入において、会計年度所属区分誤りが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

〔支出関係事務の審査結果と意見〕

1 負担金の支出事務において、支払遅延による延滞金の発生、支出額の誤り、支出科目の誤りなどが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

○支払遅延による延滞金の支払い：【道路課】

2 需用費の支出事務において、支出額の誤り、請求額の不確認による誤った額の支出などが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

○電気料金の支出額誤りによる遅収加算金の発生：【動物愛護センター】

○支出額の誤り：【拓桃医療療育センター】

3 報酬、賃金及び報償費並びに旅費の支出事務において、支払遅延や支出額の誤りなどが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

○旅費の支払遅延、精算未了：【医療整備課、拓桃医療療育センター】

○報酬の支払遅延：【南郷高等学校】

○報償費の支出額の誤り：【文化財保護課】

4 補助金において、対象としていない事業に交付しているものが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

○交付要綱で対象としていない事業への補助金交付：【大河原地方振興事務所】

〔契約関係事務の審査結果と意見〕

1 工事請負契約において、制度の理解不足などによる不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

○一般競争入札総合評価落札方式（特別簡易型）による競争入札における書類確認の錯誤：【河川課、港湾課、東部地方振興事務所、仙台土木事務所、東部土木事務所登米地域事務所】

2 委託契約に係る変更契約の締結や入札手続において、手続の不備や確認不足、履行確認漏れなどが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

- 3 物品調達事務において、契約書類の不備などが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

〔財産管理関係事務の審査結果と意見〕

- 1 河川区域内において、不法占用が認められたので、一層の管理の徹底を図られたい。
- 2 行政財産及び重要物品において、異動報告の遅延、備品登録漏れなどが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

〔その他の財務事務の審査結果と意見〕

- 1 県立学校の学校徴収金等において、職員の私的流用が認められたので、今後再発しないよう万全な対策を講じられたい。
 - 学校徴収金の私的流用：【気仙沼西高等学校】
 - 学校徴収金等私費会計の会計事務指導不適切：【高校教育課】
- 2 遊技機変更承認申請等に係る手数料徴収において、条例の確認不足などによる不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないよう万全な対策を講じられたい。
 - 条例の確認不足による複数年にわたる手数料の過徴収：【大和警察署，若柳警察署，白石警察署】
 - 条例の確認不足による取扱要領作成と各警察署への不適切な指導等：【警察本部】
- 3 事務事業の執行管理において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないよう万全な対策を講じられたい。
 - 郵便切手の紛失，職員宿舍料の支払遅延等：【気仙沼地方振興事務所】
- 4 歳入歳出外現金の取扱いにおいて、払出遅延，払出額の誤り，受払科目の誤りなどが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。
 - 払出遅延：【水産技術総合センター】

(2) 主要事項の状況及び意見

〔本県の財政状況及び財政運営の考え方について〕

国においては、東日本大震災からの復興加速とともに、デフレからの早期脱却と経済再生に向けた経済財政運営の取組が進められ、平成25年8月に内閣府が発表した「月例経済報告」では、国内総生産が3四半期連続のプラスとなった。しかしながら、このような国の動向の本県経済への波及効果については、現時点で見通せない状況にあるとともに、本県の財政状況は、依然として三位一体改革による地方交付税等の大幅な削減や、リーマンショック及び欧州通貨危機の影響等から脱却したとは言い難い状況にある。具体的に県税収入額は復興需要により震災前の水準には戻っているものの、未だリーマンショック以前の状態には至っておらず、その一方で少子高齢化による社会保障関係費の増嵩などから、依然として多額の臨時財政対策債等の発行を余儀なくされている。今後、地方財政措置の抜本的な見直しがない限り、その残高が減少する見通しはなく、構造的な問題がより深刻さを増している。このため、東日本大震災からの復旧・復興に係る膨大な財政需要に対応しつつ、赤字団体または将来的な財政再生団体への転落は回避するとの強い決意のもと、財政運営にさらに万全を期されたい。

〔平成24年度の歳入歳出、県債及び基金の状況について〕

平成24年度においては、東日本大震災からの一日も早い復興を最優先課題とし、国の制度や支援を最大限活用するとともに、独自の財源も可能な限り積極的に活用するなどして、「宮城県震災復興計画」の推進に必要な財源の確保に努めた。

この結果、一般会計及び特別会計の歳入決算額は2兆2,950億5,438万1,367円で、前年度と比較し215億1,842万2,064円(0.9%)増加している。また、歳出決算額は2兆1,299億9,393万1,585円で、前年度と比較し362億2,815万9,543円(1.7%)増加し、歳入歳出差引額(形式収支額)は、1,650億6,044万9,782円の黒字となっているものの、前年度と比較し147億973万7,479円減少している。この形式収支額から翌年度へ繰り越すべき財源1,299億9,368万3,993円を控除した実質収支額は350億6,676万5,789円で、このうち一般会計の実質収支額は304億9,996万3,531円となり、前年度の275億8,134万298円と比較し29億1,862万3,233円(10.6%)増加している。

県債の年度末現在高は、臨時財政対策債、国の予算等貸付金債、教育・福祉施設等整備事業債及び中小企業高度化資金債などが増加し、総額では前年度と比較して624億4,530万4,152円増加の1兆7,554億2,669万954円となっている。

また、財源調整機能を有する財政調整基金及び県債管理基金の合計現在高は 897 億 9,034 万 7,156 円となり、前年度よりも 100 億 3,430 万 5,197 円増加している。

このように、実質収支額が増加し、財源調整機能を有する各基金の現在高も増加しているが、実質収支額の中には、震災関連事業に係る地方交付税等の過交付額が相当程度含まれており、当該分は今後返還（精算）が予定されている。また基金現在高の増に関しても、県債残高増加への対応や復興事業のための長期的な財源確保の必要性などによる積立金の増である。こういった点も県民等にしっかりと説明しながら、なお予断を許さない状況にある財政運営について、さらに適切に対応されたい。

〔財政運営の留意点について〕

平成 24 年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算額は、東日本大震災発生前の平成 22 年度と比べ約 2 倍に増加しているが、これは歳出では震災対応事業、歳入では当該事業執行のための国からの特定財源によるものであり、県が地域の実情に即して自主的に使途を判断できる県税や普通交付税等の一般財源は、歳入歳出規模の大幅な増加の一方で必ずしも増加していない状況にある。

したがって、一般財源及び一般財源の主要構成要素である普通交付税を算定基礎とする財政指標は、財政力の強さを示す財政力指数が 0.50292(前年度 0.50519)、財政構造の弾力性を示す経常収支比率が 93.1 % (前年度 93.3 %) 及び実質公債費比率が 15.2 % (前年度 15.5 %) と、いずれも依然として改善された状況には至っておらず、本県の財政運営はなお予断を許さない状況にある。

このため、引き続き復興事業に要する特定財源の確保に努めるとともに、一般財源の確保に向け、県税や使用料等の徴収向上及び収入未済額縮減に全庁で取り組むほか、当該一般財源を伴う事業については、補正予算も含めた予算編成過程での精査及び効率的な事務執行を徹底する必要がある。加えて起債については後年度の財政負担を十分に考慮して充当する必要がある。

これらの点に留意し、震災復興計画に掲げる本県の再生とさらなる発展に向け、なお一層適切な財政運営を図られたい。

〔公社等外郭団体の自立化について〕

公社等外郭団体については、「第Ⅲ期宮城県公社等外郭団体改革計画」及び県議会「県出資団体等調査特別委員会」からの提言に沿って、早急に改善が必要な団体への重点的な指導、経営改善のための数値目標設定や実績評価への指導・助言、統廃合を含めた組織の見直しなど、団体の自立的経営確立に向けた取組が図られてきている。今後とも、県の負担金・補助金等の縮減が

図られるよう、団体の自立化を一層促進するためのさらなる取組に努められたい。

〔収入未済について〕

県税の収入未済額は、70億2,585万6,593円と前年度を10億9,936万7,447円下回り大幅に縮減（前年度比13.5%減）されている。このうち、個人県民税においては、宮城県地方税滞納整理機構と連携した徴収をはじめ、市町村と連携した催告や徴収、市町村職員の滞納整理や徴収技術向上に向けた支援などを行った結果、前年度に比べ約7億円縮減されている。また、個人県民税以外の税目においても、被災した納税者への配慮を継続しつつ、滞納処分の強化や多様な納税手法の採用による滞納未然防止対策などの徴収努力により、前年度に比べ約4億円縮減されている。縮減に向けたこれまでの取組を大いに評価するものである。

しかしながら、依然として多額の収入未済額が認められることから、引き続き適切な徴収対策を継続する必要がある。特に、個人県民税に係る特別徴収の拡充、各県税事務所に設置する「市町村滞納整理業務改善支援チーム」の取組など、市町村との連携をさらに強化し、収入未済額縮減に向け一層の積極的な取組に努められたい。

県税以外の収入未済額（国庫支出金等の繰越事業に係る未収入特定財源を除く）は、特別納付金、県営住宅使用料及び県営住宅駐車場使用料、県産材産地体制整備資金貸付金償還金、土地区画整理組合事業資金貸付金償還金の延滞金など合計で20億4,852万5,503円となり、前年度を8,082万274円（前年度比3.8%減）下回っている。これは、県営住宅使用料や放置違反金などにおいて債権回収の強化や滞納の未然防止が図られたほか、産業廃棄物最終処分場の行政代執行に係る特別納付金について不納欠損処理したことにより減少しているものである。県営住宅使用料及び放置違反金の積極的な取組を評価するものである。

しかしながら、その一方で、母子寡婦福祉資金貸付金償還金、林業・木材産業改善資金貸付金償還金などにおいては、収入未済額が増加している状況にあることから、収入未済額の一層の縮減に向け、債権回収の強化、滞納の未然防止、適切な債権管理などについて、収入未済額縮減推進会議においてより実効性ある方策を打ち出すとともに、各機関において、これまでの取組例を踏まえるなど、全庁一体となって十分な対応を図られたい。

〔会計事務処理の遅延、誤り等について〕

収入に関する事務の関係では、調定遅延、調定漏れ、使用料の算定誤り等が見受けられるとともに、支出に関する事務の関係

では、支払遅延、支出金額の誤り、支払い漏れ等が認められる。組織として、複数の職員で確認すれば防止できる単純ミスが多く発生していることから、今後早急に職場内のチェック体制を強化するとともに、職員の人事異動時の事務引継ぎ事項の徹底、職員研修の充実、出納局及び本庁主務課による会計事務指導の強化などに取り組み、適正な会計事務執行に努められたい。

〔入札・契約に係る執行について〕

入札・契約に係る事務の執行では、工事請負契約の一般競争入札総合評価落札方式（特別簡易型）による競争入札において、被災者等雇用実績に係る申請書類確認の錯誤が認められたことは極めて遺憾であり、今後このようなことがないよう、制度に関する知識習得と職場内のチェック体制強化を図り、再発防止に努められたい。また、入札及び契約については、一般競争入札が原則であることを踏まえ、契約の公平性・競争性を確保するとともに、社会・経済情勢を慎重に見極めながら、随時必要な制度の見直しに努められたい。

なお、入札事務について、事務手続の誤り等による入札の延期及び中止等が散見される。入札の延期や中止によって、応札者の事務負担増加や工事施行の遅延等が生じることから、制度の熟知とチェック体制の強化など未然防止に努められたい。

〔県民等への説明と関係部局間の連携について〕

事務事業の執行に当たっては、取組状況について県民への周知を図るとともに、成果重視や費用対効果など、一層県民の視点に立った施策展開に努められたい。また、業務の推進に当たっては、数多くの復興関連事業を円滑に推進していくためにも、引き続き震災復興に向けて県組織一体となった取組が必要である。関係部局間及び本庁・地方機関間において、会議や庁内情報基盤等を活用するなどして、十分な伝達と連絡及び情報の共有化等を図られたい。

併せて次の主な個別事項について、留意改善されたい。

〔東日本大震災からの復旧・復興について〕

東日本大震災に係る復旧・復興事業の推進に当たっては、宮城県震災復興計画に掲げられた5つの基本理念及び計画内容の実

現をめざし、被災者の生活再建、産業再生と雇用の場の確保、災害廃棄物の処理、教育環境の維持向上、保健・医療・福祉の充実、各種社会資本整備等を迅速かつ計画的に推進していくことが強く求められている。

このため、県震災復興計画の基本理念について庁内での周知を徹底するとともに、関係市町村と連携した施策の推進、財源確保及び実情に即した復興支援制度の運用についての国への要望などに引き続き努められたい。併せて、広く県民等の協力と理解を得て復興事業を進めていくため、事業の進捗状況等について、適宜県民等への周知に努められたい。

また、東日本大震災の発生から今日まで経験し対応した事項については、検証及び評価を確実に実施し、今後の大規模災害に備えるとともに、将来に向け、全国に大規模災害の教訓として発信していくことが本県の使命である。このため、東日本大震災を風化させないためにも、今後、東日本大震災発生以来支援のあった国内外の関係機関やボランティアなどと広くネットワークを構築して、震災に係る本県のこれまでの経験や対応について、県民や市町村と一体となって、さらなる情報発信等に努められたい。

さらに、東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射能問題については、損害賠償や風評被害対策も含めて、きめ細かな対応を行うとともに積極的な情報提供を行い、県民の安全・安心と信頼の確保に努められたい。

次に掲げる項目については、特に重点的に取り組まれたい。

- ①復旧・復興事業の加速化として
 - ア 県組織一体となった取組の推進
 - イ 復興モデルの構築に向けた取組の推進 等
- ②被災者対策として
 - ア 被災者の働く場の確保
 - イ 被災者の健康管理及び心のケア
 - ウ 子どもの心のケア及び家庭・学校・地域教育のフォロー
 - エ 被災地の交通安全及び生活安全の確保 等
- ③市町村の復興支援として
 - ア マンパワーの確保対策
 - イ 市町村と連携した復旧・復興事業や産業再生支援の推進 等
- ④放射能対策として
 - ア 徹底した放射線量測定と県民及び国内外への正しい情報の発信

- イ 市町村と連携した除染事業の推進
 - ウ 損害賠償対策・風評被害対策 等
- ⑤将来の災害への対応として
- ア 東日本大震災後の県の対応の検証・評価，宮城県地域防災計画の見直し
 - イ 通信手段の多様化及び情報・通信体制の整備
 - ウ 学校の防災マニュアルの改善と対応の徹底 等
- ⑥国への要望として
- ア 長期的な復興関連予算の確保
 - イ 復旧・復興事業に係る繰越手続の弾力的運用
 - ウ 地域の実情を踏まえた復興支援制度の弾力的運用 等
- ⑦東日本大震災を風化させないための発信として
- ア 各種支援機関及びボランティア等とのネットワーク構築による発信
 - イ 県民及び市町村と一体となった各種情報発信 等
- ⑧職員の健康管理等の徹底と人材確保として
- ア 職員の健康管理と交通事故防止
 - イ 復興事業に係る人材確保 等

〔再生可能エネルギー及び省エネルギーの推進について〕

再生可能エネルギー及び省エネルギーについては，太陽光をはじめとする再生可能エネルギーを活用した発電事業などが従来以上に関心を集める中，県としても，将来の災害時のエネルギー確保の観点にも立って，市町村や民間事業者等と連携しながら，関係する取組のより一層の推進に努められたい。併せて，省エネルギー社会の推進についても継続して取組を図られたい。

〔内部統制の徹底について〕

東日本大震災に係る復旧・復興事業に関連した予算及び業務が大きく膨らむ中、適切かつ迅速に事務事業を遂行するためには内部統制の徹底が不可欠である。また、各機関の日常業務においても、各種事務の誤りを未然防止するための内部統制の強化が必要である。そのため本県監査においては、「予算執行における内部統制の調」及び「私費会計の内部統制の調」のチェックリストを作成するとともに、各機関に対する監査において、内部統制の重要性を周知し具体的な取組の徹底を強く求めてきたところである。

しかしながら、このような中、一般競争入札総合評価落札方式（特別簡易型）による競争入札における書類確認の錯誤、県立高等学校の学校徴収金等の私的流用、遊技機変更承認申請等に係る手数料徴収の事務取扱要領の誤りのほか、依然として各機関において各種誤りが散見される状況にある。

内部統制は、効率的な事業の執行、信頼性の確保、法令の遵守など、事務事業において組織全体によって遂行されるべき取組であり、近年民間企業において、会社法や金融商品取引法に基づき内部統制システムの構築が進みつつあるとともに、国においても地方公共団体の内部統制についての調査・研究が開始されている。

本県監査においては、こういった民間企業や国の取組に先がけて、前述のとおり取組を進めてきたところであるが、なお問題事例の発生が見られることを踏まえ、今後執行部自らにおいて、早急に内部統制システムを確立し、全組織で具体的な取組を進めるよう求めるものである。

〔男女共同参画社会の推進について〕

男女共同参画社会の推進について、県附属機関等の女性委員の構成比率は、34.8 %と前年度の 34.0 %と比較しほぼ横ばいとなっている。また、庁内における女性職員の課長補佐級以上への登用は、平成 25 年 4 月 1 日現在で 267 人で前年度に比べ 33 人増加しているが、男性職員との構成比率では大きな増には至っていない。県附属機関の女性委員の構成比率について、男女共同参画基本計画に掲げる県附属機関全体の目標値 40 %を早期に達成するとともに、女性職員の課長補佐級以上の登用をさらに推進するなど、男女共同参画社会推進の趣旨に沿った取組を全庁において積極的に進められたい。

〔情報発信の強化について〕

県行政に関する情報の発信については、県政だよりやホームページ、知事定例記者会見、報道機関に対する資料提供、各種会議の公開などにより行っている。また、その情報内容についても、財政や税の情報、行政に関する届出の情報、教育や福祉、環境関連情報、観光・イベント情報、各種統計に関する情報、震災からの復旧・復興の情報、災害発生情報など幅広い分野にわたっている。

このような中で、ホームページによる情報発信については、平成24年度において「ホームページの管理・運営について」をテーマに行政監査を実施し、積極的に情報公開することを基本とし、県ホームページで発信する情報等のガイドラインを作成することなどを提案したところである。今後、ホームページにおける情報内容の充実等とともに、情報通信技術等の進展に沿った各種情報媒体の活用、県民が必要とする情報の適時の提供、併せて県が行っている取組を正確に伝えるための工夫など、さらなる情報発信の充実と強化に努められたい。

〔監査への対応について〕

地方自治法に基づく監査については、県議会の同意を得て選任された監査委員が行うものであり、いわば県民の付託を受けて県民を代表して行うものである。また、その目的については、公正で効率的な行財政運営を確保するとともに、不正の防止や無駄の排除等により、行財政運営のたゆまざる改革を促し、質の高い県政運営と県民満足度の向上に資するものとして行うものである。

具体的な監査対象については、財務監査、行政監査、決算審査、財政的援助団体等監査、住民監査請求による監査など広範多岐にわたっている。これらの監査のいずれにおいても、公正な監査を担保するため、説明及び資料等は、実態に即すとともに誤り等があってはならないものである。また監査等において指導等のあった事項については、速やかに改善等がなされるべきである。しかしながら、これまでの監査において、そういった認識に至っていないと思われる点もあったので、改めて今後一層の真摯かつ誠実な監査への対応に努められたい。

4 決 算 の 概 要

平成24年度の一般会計及び特別会計の歳入決算合計額は2兆2,950億5,438万1,367円で、前年度の2兆2,735億3,595万9,303円と比較し215億1,842万2,064円(0.9%)増加している。

歳出決算合計額は2兆1,299億9,393万1,585円で、前年度の2兆937億6,577万2,042円と比較し362億2,815万9,543円(1.7%)増加している。

歳入歳出差引額(形式収支額)は、1,650億6,044万9,782円の黒字となり、前年度の1,797億7,018万7,261円と比較し147億973万7,479円(8.2%)減少している。

この形式収支額から翌年度へ繰り越すべき財源1,299億9,368万3,993円を控除した実質収支額は350億6,676万5,789円で、このうち一般会計の実質収支額は304億9,996万3,531円となり、前年度の275億8,134万298円と比較し29億1,862万3,233円(10.6%)増加している。

一般会計の歳入決算額は1兆9,646億1,038万331円で、前年度に比べ17億713万1,698円(0.1%)減少している。これは、繰越金が1,147億8,726万1,912円、諸収入が941億495万379円、繰入金が653億1,433万3,415円、県税が366億1,686万4,109円増加した一方、国庫支出金が1,842億2,718万3,780円、地方交付税が977億568万4,000円、寄付金が271億280万3,019円、県債が45億3,969万8,257円減少したことなどによるものである。

歳出決算額は1兆8,081億5,153万5,474円で、前年度に比べ82億3,740万8,797円(0.5%)減少している。これは、総務費が2,644億5,152万965円、商工費が716億9,049万4,104円、衛生費567億1,035万3,747円増加した一方、民生費が1,791億9,419万6,986円、災害復旧費が1,718億5,695万3,916円、労働費が725億5,453万3,036円減少したことなどによるものである。

特別会計の歳入決算額は 3,304 億 4,400 万 1,036 円で、前年度に比べ 232 億 2,555 万 3,762 円(7.6%)増加し、歳出決算額についても 3,218 億 4,239 万 6,111 円で、前年度に比べ 444 億 6,556 万 8,340 円(16.0%)増加している。これは、歳入・歳出とも小規模企業者等設備導入資金特別会計や流域下水道事業特別会計の決算額が増加したことなどによるものである。

一時借入金は、一般会計では借入限度額 1,800 億円に対し、最高借入額は平成 24 年 4 月 2 日の 1,435 億 6,675 万 2,000 円であった。特別会計では流域下水道事業特別会計 20 億円、港湾整備事業特別会計 5 億円の借入限度額を設定しているが、いずれの会計においても借入れはなかった。

平成 24 年度末における県債現在高は 1 兆 7,554 億 2,669 万 954 円で、臨時財政対策債の大幅な発行などにより前年度に比べ 624 億 4,530 万 4,152 円(3.7%)増加している。

また、財源調整機能を有する財政調整基金及び県債管理基金の合計現在高は 897 億 9,034 万 7,156 円となり、前年度よりも 100 億 3,430 万 5,197 円(12.6%)増加している。

財政指標では、地方自治体の財政力を示す財政力指数が 0.50292（前年度 0.50519）と前年度より悪化しており、また、財政構造の弾力性の指標である経常収支比率が 93.1%（前年度 93.3%）と高率を示しており、財政構造の硬直化が続いている。

一般会計及び特別会計歳入歳出決算額対前年度比較調

(単位:円, %)

区 分	歳入歳出予算現額 (A)	歳 入			歳 出			歳入歳出差引額 (B) - (C)	
		決 算 額 (B)	予算現額との比較 (B) - (A)	(B)/(A)	決 算 額 (C)	予算現額との比較 (A) - (C)	(C)/(A)		
一 般 会 計	平成24年度 (イ)	2,374,474,700,376	1,964,610,380,331	△409,864,320,045	82.7	1,808,151,535,474	566,323,164,902	76.1	156,458,844,857
	平成23年度 (ロ)	2,405,016,709,508	1,966,317,512,029	△438,699,197,479	81.8	1,816,388,944,271	588,627,765,237	75.5	149,928,567,758
	比較増減(△) (イ)-(ロ) (ハ)	△30,542,009,132	△1,707,131,698	—		△8,237,408,797	—		6,530,277,099
	(ハ)/(ロ)	△ 1.3%	△ 0.1%	—		△ 0.5%	—		—
特 別 会 計	平成24年度 (ニ)	333,300,532,800	330,444,001,036	△2,856,531,764	99.1	321,842,396,111	11,458,136,689	96.6	8,601,604,925
	平成23年度 (ホ)	317,367,740,330	307,218,447,274	△10,149,293,056	96.8	277,376,827,771	39,990,912,559	87.4	29,841,619,503
	比較増減(△) (ニ)-(ホ) (ヘ)	15,932,792,470	23,225,553,762	—		44,465,568,340	—		△ 21,240,014,578
	(ヘ)/(ホ)	5.0%	7.6%	—		16.0%	—		—
計	平成24年度 (ト)	2,707,775,233,176	2,295,054,381,367	△412,720,851,809	84.8	2,129,993,931,585	577,781,301,591	78.7	165,060,449,782
	平成23年度 (チ)	2,722,384,449,838	2,273,535,959,303	△448,848,490,535	83.5	2,093,765,772,042	628,618,677,796	76.9	179,770,187,261
	比較増減(△) (ト)-(チ) (リ)	△14,609,216,662	21,518,422,064	—		36,228,159,543	—		△ 14,709,737,479
	(リ)/(チ)	△ 0.5%	0.9%	—		1.7%	—		—

(注) 歳入決算額には過誤納額を含んでいる。

財政力指数・経常収支比率・実質公債費比率の年度別推移(平成19年度～平成24年度)

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
財 政 力 指 数	0.53092	0.54295	0.53843	0.52186	0.50519	0.50292
経 常 収 支 比 率	96.5%	94.0%	94.2%	88.2%	93.3%	93.1%
実 質 公 債 費 比 率	16.6%	14.7%	15.0%	15.1%	15.5%	15.2%

5 決 算 参 考 資 料

(1) 一 般 会 計

ア 款 別 歳 入 額

科 目	予 算 現 額 (A)	調 定 額 (B)	左 の 構 成 比		収 入 済 額 (C)	左 の 構 成 比		収 入 率 C/B		C の 前 年 度 比		不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	(C) / (A)
			当 年 度	前 年 度		当 年 度	前 年 度	当 年 度	前 年 度	H24/H23	H23/H22			
1 県 税	242,300,000,000	250,847,531,029	11.1	9.6	242,871,252,668	12.4	10.5	96.8	95.9	117.8	91.9	951,027,832	7,025,856,593	100.2
2 地方消費税清算金	45,715,000,000	45,722,842,626	2.0	2.0	45,722,842,626	2.3	2.3	100.0	100.0	99.7	99.6	0	0	100.0
3 地方譲与税	31,468,000,000	31,486,455,772	1.4	1.4	31,486,455,772	1.6	1.6	100.0	100.0	103.0	105.6	0	0	100.1
4 地方特例交付金	665,593,000	665,593,000	0.0	0.1	665,593,000	0.0	0.1	100.0	100.0	24.9	96.5	0	0	100.0
5 地方交付税	383,085,087,000	383,085,087,000	16.9	21.4	383,085,087,000	19.5	24.5	100.0	100.0	79.7	267.0	0	0	100.0
6 交通安全対策特別交付金	554,000,000	551,436,000	0.0	0.0	551,436,000	0.0	0.0	100.0	100.0	98.3	98.2	0	0	99.5
7 分担金及び負担金	(240,753,444) 5,468,773,444	5,414,019,597	0.2	0.2	5,003,554,427	0.3	0.2	92.4	93.5	124.3	27.6	8,049,876	402,415,294	91.5
8 使用料及び手数料	9,647,721,000	10,137,304,669	0.4	0.4	9,883,127,710	0.5	0.5	97.5	96.9	104.2	97.3	7,184,560	246,992,399	102.4
9 国庫支出金	(272,115,228,892) 786,106,882,892	753,127,206,568	33.3	40.9	466,477,200,307	23.7	33.1	61.9	70.8	71.7	627.0	0	286,650,006,261	59.3
10 財産収入	2,653,329,000	2,845,964,637	0.1	0.1	2,841,684,637	0.1	0.1	99.8	99.8	145.4	102.4	0	4,280,000	107.1
11 寄附金	3,212,729,000	3,971,976,582	0.2	1.4	3,971,976,582	0.2	1.6	100.0	100.0	12.8	3447.3	0	0	123.6
12 繰入金	(375,533,150) 231,630,726,150	211,036,681,958	9.3	6.5	211,036,681,958	10.7	7.4	100.0	100.0	144.8	621.2	0	0	91.1
13 繰越金	(122,347,227,460) 149,928,567,460	149,928,567,758	6.6	1.6	149,928,567,758	7.6	1.8	100.0	100.0	426.6	306.4	0	0	100.0
14 諸収入	(33,248,319,430) 360,003,446,430	306,712,532,467	13.5	9.4	302,887,039,435	15.4	10.6	98.8	98.9	145.1	195.0	114,973,573	3,710,609,459	84.1
15 県債	(9,701,355,000) 122,034,845,000	108,197,880,451	4.8	5.0	108,197,880,451	5.5	5.7	100.0	100.0	96.0	88.2	0	0	88.7
計	(438,028,417,376) 2,374,474,700,376	2,263,731,080,114	100.0	100.0	1,964,610,380,331	100.0	100.0	86.8	87.5	99.9	222.6	1,081,235,841	298,040,160,006	82.7
前 年 度	(48,976,395,508) 2,405,016,709,508	2,246,163,700,289	—	—	1,966,317,512,029	—	—	—	—	—	—	762,769,980	279,087,618,127	81.8
比 較 増 減 (△)	(389,052,021,868) △ 30,542,009,132	17,567,379,825	—	—	△ 1,707,131,698	—	—	—	—	—	—	318,465,861	18,952,541,879	—

(注1) () 内は、前年度から繰り越された事業の財源に充当した額を示し、内書きである。

(注2) 収入済額には過誤納額696,064円 を含んでいる。

(注3) 県税の収入未済額には徴収猶予額を含んでいる。

イ 県税税目別課税収入状況

区 分	予 算 現 額 (A)	調 定 額 (B)	(B)/(A)	収 入 済 額 (C)	(C)の 前 年 度 比	(C)/(A)	(C)/(B)	不納欠損額 (D)	(D)/(B)	収入未済額 (E)	(E)/(B)
	円	円	%	円	%	%	%	円	%	円	%
1 県 民 税	82,502,000,000	89,370,265,931	108.3	82,824,576,291 ⁽⁹⁾	115.1	100.4	92.7	783,566,321	0.9	5,762,123,328	6.4
個 人	64,215,000,000	70,949,791,356	110.5	64,480,447,155 ⁽⁹⁾	111.6	100.4	90.9	774,944,095	1.1	5,694,400,106	8.0
法 人	16,509,000,000	16,618,471,465	100.7	16,542,126,026 ⁽⁹⁾	134.8	100.2	99.5	8,622,226	0.1	67,723,222	0.4
利 子 割	1,089,000,000	1,097,382,191	100.8	1,097,382,191	88.8	100.8	100.0	0	0.0	0	-
配 当 割	551,000,000	558,363,671	101.3	558,363,671	100.8	101.3	100.0	0	0.0	0	-
株 式 等 譲 渡 所 得 割	138,000,000	146,257,248	106.0	146,257,248	116.5	106.0	100.0	0	0.0	0	-
2 事 業 税	50,517,000,000	50,975,792,265	100.9	50,669,098,160 ^(19,800)	135.0	100.3	99.4	26,361,975	0.1	280,351,930	0.5
個 人	2,503,000,000	2,620,015,909	104.7	2,516,464,718 ^(19,800)	129.3	100.5	96.0	9,016,970	0.3	94,534,221	3.6
法 人	48,014,000,000	48,355,776,356	100.7	48,152,633,442 ^(19,800)	135.3	100.3	99.6	17,345,005	0.0	185,817,709	0.4
3 地 方 消 費 税	32,634,000,000	32,641,175,738	100.0	32,641,175,738	130.8	100.0	100.0	0	0.0	0	-
4 不 動 産 取 得 税	5,994,000,000	6,350,860,201	106.0	6,017,177,432	126.0	100.4	94.7	35,833,635	0.6	297,849,134	4.7
5 県 た ば こ 税	5,864,000,000	5,871,662,461	100.1	5,871,662,461	102.8	100.1	100.0	0	0.0	0	-
6 ゴ ル フ 場 利 用 税	688,000,000	709,038,853	103.1	692,385,429	127.7	100.6	97.7	1,684,466	0.2	14,968,958	2.1
7 自 動 車 取 得 税	4,830,000,000	4,839,350,100	100.2	4,839,350,100	139.5	100.2	100.0	0	0.0	0	0.0
8 軽 油 引 取 税	27,798,000,000	27,920,123,541	100.4	27,799,193,324	104.4	100.0	99.6	0	0.0	120,930,217	0.4
9 自 動 車 税	31,027,000,000	31,715,622,679	102.2	31,065,294,998 ^(586,255)	102.8	100.1	97.9	103,267,527	0.3	547,646,409	1.7
10 鉱 区 税	3,000,000	3,192,400	106.4	3,192,400	98.7	106.4	100.0	0	0.0	0	-
11 狩 猟 税	25,000,000	25,087,700	100.4	25,087,700	91.8	100.4	100.0	0	0.0	0	-
12 核 燃 料 税	0	0	-	0	-	-	-	0	-	0	-
13 産 業 廃 棄 物 税	418,000,000	420,080,221	100.5	420,080,221	92.8	100.5	100.0	0	0.0	0	-
14 旧 法 に よ る 税	0	5,278,939	-	2,978,414	510.8	-	56.4	313,908	5.9	1,986,617	37.6
計	242,300,000,000	250,847,531,029	103.5	242,871,252,668 ^(606,064)	117.8	100.2	96.8	951,027,832	0.4	7,025,856,593	2.8
前 年 度	204,688,000,000	215,060,001,454	105.1	206,254,388,559 ^(4,193,247)	91.9	100.8	95.9	684,582,102	0.3	8,125,224,040	3.8
比 較 増 減 (△)	37,612,000,000	35,787,529,575	-	36,616,864,109 ^(△3,587,183)	-	-	-	266,445,730	-	△ 1,099,367,447	-

(注) () 内は、過誤納額を示し、内書きである。

ウ 県税以外の収入未済状況

科 目	金 額	摘 要
分担金及び負担金	29,078,294 円	
負担金	29,078,294	
民生費負担金	28,191,432	
児童福祉費	28,191,432	児童保護費 17,646,584 円 扶養保険費 7,194,930 その他 3,349,918
衛生費負担金	886,862	
公衆衛生費	886,862	未熟児養育費 886,862
使用料及び手数料	246,992,399	
使用料	246,992,399	
民生使用料	6,255,765	
社会福祉費	1,416,464	第二啓佑学園 1,356,235 その他 60,229
児童福祉費	4,839,301	拓桃医療療育センター 2,816,168 啓佑学園 2,021,033 その他 2,100
農林水産業使用料	1,022,340	
水産業費	1,022,340	漁港施設 1,022,340
土木使用料	239,120,294	
河川海岸費	725,210	河川海岸敷 725,210
港湾費	302,750	港湾施設 302,750
住宅費	238,092,334	県営住宅 225,599,839 県営住宅駐車場 12,492,495
教育使用料	594,000	
高等学校費	594,000	全日制高等学校授業料 594,000
財産収入	4,280,000	
財産売払収入	4,280,000	
生産物売払収入	4,280,000	
水産業費	4,280,000	生産種苗売払 4,280,000

諸収入	1,540,621,495 円		
延滞金, 加算金及び過料等	335,836,600		
延滞金	240,303,732		
延滞金	240,303,732	延滞金	240,303,732 円
加算金	68,633,563		
加算金	68,633,563	加算金	68,633,563
過料等	26,899,305		
過料等	26,899,305	放置違反金	26,899,305
貸付金元利収入	284,143,566		
民生費貸付金元利収入	1,176,000		
社会福祉費	1,176,000	介護福祉士等修学資金貸付金元金	1,176,000
衛生費貸付金元利収入	10,352,889		
医薬費	10,352,889	看護学生等修学資金貸付金元金 医学生修学資金等貸付金元金 医学生修学資金等貸付金利子	2,183,300 7,000,000 1,169,589
農林水産業費貸付金元利収入	271,654,077		
林業費	271,654,077	県産材産地体制整備資金貸付金元金	271,654,077
教育費貸付金元利収入	960,600		
高等学校費	960,600	定時制通信制課程修学資金貸付金元金	960,600
雑入	920,641,329		
違約金及び延納利息	58,257,313		
違約金	58,243,935	建設事業不履行違約金	58,138,500
延納利息	13,378		
雑入	862,384,016		
返還金	117,577,121	補助金等精算返還金 返還金 児童扶養手当給付費返還金 その他	51,894,978 32,817,969 22,952,170 9,912,004
雑入	744,806,895	特別納付金 損害賠償金 生活保護扶助費返還金 その他	548,334,375 121,631,350 73,341,885 1,499,285
合 計	1,820,972,188		

(注) 収入未済額(分担金及び負担金402,415,294円, 国庫支出金286,650,006,261円, 諸収入3,710,609,459円)のうち繰越事業に係る未収入特定財源(分担金及び負担金373,337,000円, 国庫支出金286,650,006,261円, 諸収入2,169,987,964円)は除いている。

工 款 別 歳 出 額

科 目	予 算 現 額 (A)	支 出 済 額 (B)	支 出 済 額				翌 年 度 繰 越 額			不 用 額 (C)	(B)/(A)	(C)/(A)
			構 成 比		年 度 対 比		繰 越 明 許 費	事 故 繰 越 し	計			
			当 年 度	前 年 度	H24/H23	H23/H22						
	円	円	%	%	%	%	円	円	円	円	%	%
1 議 会 費	1,676,666,000	1,665,298,455	0.1	0.1	93.9	109.9	0	0	0	11,367,545	99.3	0.7
2 総 務 費	(1,620,989,950) 382,142,467,950	363,452,422,732	20.1	5.5	367.1	157.8	15,303,943,150	972,500	15,304,915,650	3,385,129,568	95.1	0.9
3 民 生 費	(4,648,594,000) 212,726,211,513	200,695,704,910	11.1	20.9	52.8	356.9	6,675,887,126	300,594,118	6,976,481,244	5,054,025,359	94.3	2.4
4 衛 生 費	(400,123,000) 246,247,178,810	183,528,603,589	10.2	7.0	144.7	680.8	57,524,745,250	0	57,524,745,250	5,193,829,971	74.5	2.1
5 労 働 費	45,441,729,000	43,387,674,065	2.4	6.4	37.4	879.0	65,635,000	0	65,635,000	1,988,419,935	95.5	4.4
6 農 林 水 産 業 費	(6,487,779,517) 86,863,566,770	65,195,503,323	3.6	2.4	152.2	81.9	17,459,841,631	337,383,200	17,797,224,831	3,870,838,616	75.1	4.5
7 商 工 費	(19,725,000) 251,724,589,000	166,220,852,770	9.2	5.2	175.8	89.6	83,988,204,464	0	83,988,204,464	1,515,531,766	66.0	0.6
8 土 木 費	(14,996,237,300) 148,441,390,300	89,228,229,939	4.9	3.9	124.4	103.1	56,296,562,900	1,215,927,424	57,512,490,324	1,700,670,037	60.1	1.1
9 警 察 費	(354,127,098) 51,242,733,419	49,938,404,207	2.8	2.9	95.0	111.4	289,099,537	0	289,099,537	1,015,229,675	97.5	2.0
10 教 育 費	(754,627,668) 223,930,425,593	218,559,271,930	12.1	12.8	94.1	113.0	3,308,507,053	136,710,625	3,445,217,678	1,925,935,985	97.6	0.9
11 災 害 復 旧 費	(408,746,213,843) 562,122,335,843	265,046,854,347	14.7	24.1	60.7	10,859.5	101,165,163,438	90,638,103,098	191,803,266,536	105,272,214,960	47.2	18.7
12 公 債 費	94,751,159,000	94,685,672,852	5.2	5.7	91.9	108.4	0	0	0	65,486,148	99.9	0.1
13 諸 支 出 金	66,820,789,000	66,547,042,355	3.7	3.3	112.5	88.7	0	0	0	273,746,645	99.6	0.4
14 予 備 費	343,458,178	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	343,458,178	0.0	100.0
計	(438,028,417,376) 2,374,474,700,376	1,808,151,535,474	100.0	100.0	99.5	214.1	342,077,589,549	92,629,690,965	434,707,280,514	131,615,884,388	76.1	5.5
前 年 度	(48,976,395,508) 2,405,016,709,508	1,816,388,944,271	-	-	-	-	436,276,015,126	1,752,402,250	438,028,417,376	150,599,347,861	75.5	6.3
比 較 増 減 (△)	(389,052,021,868) △ 30,542,009,132	△ 8,237,408,797	-	-	-	-	△ 94,198,425,577	90,877,288,715	△ 3,321,136,862	△ 18,983,463,473	-	-

(注) () 内は、前年度からの繰越額を示し、内書きである。

オ 前年度からの繰越額一覧表

(単位：円)

科 目	繰 越 額	決 算 額	不 用 額
款			
1 議 会 費	0	0	0
2 総 務 費	1,620,989,950	1,260,530,833	360,459,117
3 民 生 費	4,648,594,000	4,580,359,700	68,234,300
4 衛 生 費	400,123,000	385,621,000	14,502,000
5 労 働 費	0	0	0
6 農 林 水 産 業 費	6,487,779,517	5,998,619,401	489,160,116
7 商 工 費	19,725,000	19,725,000	0
8 土 木 費	14,996,237,300	14,940,935,539	55,301,761
9 警 察 費	354,127,098	320,427,939	33,699,159
10 教 育 費	754,627,668	670,368,737	84,258,931
11 災 害 復 旧 費	408,746,213,843	307,169,415,639	101,576,798,204
12 公 債 費	0	0	0
13 諸 支 出 金	0	0	0
14 予 備 費	0	0	0
合 計	438,028,417,376	335,346,003,788	102,682,413,588

(注1) 前年度繰越額は、事故繰越を含んでいる。

(注2) 決算額は、翌年度への事故繰越を含んでいる。

力 翌年度への繰越額一覧表

科 目		翌年度繰越額		
款	項	繰越明許費	事故繰越し	計
1 議会費	1 議会費	0円	0円	0円
2 総務費	1 総務管理費	378,027,550	0	378,027,550
	2 企画費	308,689,000	0	308,689,000
	3 徴税費	0	0	0
	4 市町村振興費	12,698,000,000	0	12,698,000,000
	5 選挙費	0	0	0
	6 防災費	220,500,000	0	220,500,000
	7 統計調査費	0	0	0
	10 生活環境費	1,698,726,600	972,500	1,699,699,100
	計	15,303,943,150	972,500	15,304,915,650
3 民生費	1 社会福祉費	5,994,285,476	283,000,000	6,277,285,476
	2 児童福祉費	681,601,650	17,594,118	699,195,768
	計	6,675,887,126	300,594,118	6,976,481,244
4 衛生費	1 公衆衛生費	0	0	0
	2 環境衛生費	55,397,620,750	0	55,397,620,750
	3 公害対策費	422,450,000	0	422,450,000
	4 保健所費	0	0	0
	5 医薬費	1,704,674,500	0	1,704,674,500
	計	57,524,745,250	0	57,524,745,250
5 労働費	1 労政費	0	0	0
	2 職業訓練費	65,635,000	0	65,635,000
	計	65,635,000	0	65,635,000
6 農林水産業費	1 農業費	330,217,025	125,000,000	455,217,025
	2 畜産業費	152,091,354	0	152,091,354
	3 農地費	7,366,104,247	0	7,366,104,247
	4 林業費	1,644,582,083	168,757,200	1,813,339,283
	5 水産業費	7,966,846,922	43,626,000	8,010,472,922
	計	17,459,841,631	337,383,200	17,797,224,831

科 目		翌 年 度 繰 越 額		
款	項	繰 越 明 許 費	事 故 繰 越 し	計
7 商 工 費	1 商 業 費	177,119,000	0	177,119,000
	2 工 鉱 業 費	83,709,152,464	0	83,709,152,464
	3 企 業 指 導 費	0	0	0
	4 観 光 費	101,933,000	0	101,933,000
	計	83,988,204,464	0	83,988,204,464
8 土 木 費	1 土 木 管 理 費	83,627,450	0	83,627,450
	2 道 路 橋 り よ う 費	32,008,938,000	245,950,424	32,254,888,424
	3 河 川 海 岸 費	10,671,243,600	759,846,650	11,431,090,250
	4 港 湾 費	7,741,701,850	156,039,600	7,897,741,450
	5 都 市 計 画 費	4,477,678,900	54,090,750	4,531,769,650
	6 住 宅 費	1,313,373,100	0	1,313,373,100
	7 空 港 費	0	0	0
計	56,296,562,900	1,215,927,424	57,512,490,324	
9 警 察 費	1 警 察 管 理 費	216,976,537	0	216,976,537
	2 警 察 活 動 費	72,123,000	0	72,123,000
	計	289,099,537	0	289,099,537
10 教 育 費	1 教 育 総 務 費	40,834,925	338,000	41,172,925
	4 高 等 学 校 費	3,039,212,119	93,584,287	3,132,796,406
	7 特 別 支 援 学 校 費	148,722,350	42,788,338	191,510,688
	8 私 立 学 校 費	3,181,000	0	3,181,000
	9 社 会 教 育 費	71,136,659	0	71,136,659
	10 保 健 体 育 費	5,420,000	0	5,420,000
	計	3,308,507,053	136,710,625	3,445,217,678
11 災 害 復 旧 費	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	77,063,051	84,234,275	161,297,326
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	1,727,969,728	35,361,300	1,763,331,028
	3 東 日 本 大 震 災 災 害 復 旧 費	99,360,130,659	90,518,507,523	189,878,638,182
	計	101,165,163,438	90,638,103,098	191,803,266,536
合 計	計	342,077,589,549	92,629,690,965	434,707,280,514

キ 四半期別資金の状況調

(歳入)

科目(款)	予算現額	区分	第1四半期		第2四半期		第3四半期		第4四半期		出納整理期間	
			金額	率	金額	率	金額	率	金額	率	金額	率
県 税	240,000,000,000	収入額	69,456,154,835	28.6	54,395,552,817	22.4	61,187,481,482	25.2	44,070,999,358	18.1	13,761,064,176	5.7
			累計	69,456,154,835	28.6	123,851,707,652	51.0	185,039,189,134	76.2	229,110,188,492	94.3	242,871,252,668
地方消費税清算金	45,725,000,000	収入額	5,539,358,000	12.1	5,141,223,000	11.2	2,563,126,000	5.6	32,479,135,626	71.0	0	-
			累計	5,539,358,000	12.1	10,680,581,000	23.4	13,243,707,000	29.0	45,722,842,626	100.0	45,722,842,626
地方譲与税	31,428,000,000	収入額	2,135,363,218	6.8	5,415,754,000	17.2	11,228,362,506	35.7	12,706,976,048	40.4	0	-
			累計	2,135,363,218	6.8	7,551,117,218	24.0	18,779,479,724	59.6	31,486,455,772	100.0	31,486,455,772
地方特例交付金	665,593,000	収入額	378,327,000	56.8	287,266,000	43.2	0	-	0	-	0	-
			累計	378,327,000	56.8	665,593,000	100.0	665,593,000	100.0	665,593,000	100.0	665,593,000
地方交付税	392,448,969,000	収入額	92,319,432,000	24.1	71,252,359,000	18.6	69,966,890,000	18.3	149,546,406,000	39.0	0	-
			累計	92,319,432,000	24.1	163,571,791,000	42.7	233,538,681,000	61.0	383,085,087,000	100.0	383,085,087,000
交通安全対策特別交付金	554,000,000	収入額	0	-	293,190,000	53.2	0	-	258,246,000	46.8	0	-
			累計	0	-	293,190,000	53.2	293,190,000	53.2	551,436,000	100.0	551,436,000
分担金及び負担金	5,468,773,444	収入額	819,045,448	16.4	169,436,320	3.4	185,210,076	3.7	1,490,402,057	29.8	2,339,460,526	46.8
			累計	819,045,448	16.4	988,481,768	19.8	1,173,691,844	23.5	2,664,093,901	53.2	5,003,554,427
使用料及び手数料	9,647,721,000	収入額	2,135,248,110	21.6	2,333,890,845	23.6	2,351,791,570	23.8	2,426,610,582	24.6	635,586,603	6.4
			累計	2,135,248,110	21.6	4,469,138,955	45.2	6,820,930,525	69.0	9,247,541,107	93.6	9,883,127,710
国庫支出金	794,868,882,892	収入額	23,456,028,384	5.0	67,999,534,407	14.6	57,774,519,130	12.4	303,771,000,215	65.1	13,476,118,171	2.9
			累計	23,456,028,384	5.0	91,455,562,791	19.6	149,230,081,921	32.0	453,001,082,136	97.1	466,477,200,307
財産収入	2,653,329,000	収入額	443,361,788	15.6	890,416,163	31.3	401,631,441	14.1	780,567,273	27.5	325,707,972	11.5
			累計	443,361,788	15.6	1,333,777,951	46.9	1,735,409,392	61.1	2,515,976,665	88.5	2,841,684,637
寄附金	3,212,729,000	収入額	677,898,341	17.1	1,982,567,314	49.9	451,088,651	11.4	719,898,878	18.1	140,523,398	3.5
			累計	677,898,341	17.1	2,660,465,655	67.0	3,111,554,306	78.3	3,831,453,184	96.5	3,971,976,582
繰入金	224,415,754,150	収入額	46,319,446,067	21.9	21,288,805,802	10.1	8,736,928,699	4.1	110,863,695,827	52.5	23,827,805,563	11.3
			累計	46,319,446,067	21.9	67,608,251,869	32.0	76,345,180,568	36.2	187,208,876,395	88.7	211,036,681,958
繰越金	149,928,567,460	収入額	149,928,567,758	100.0	0	-	0	-	0	-	0	-
			累計	149,928,567,758	100.0	149,928,567,758	100.0	149,928,567,758	100.0	149,928,567,758	100.0	149,928,567,758
諸収入	388,772,385,430	収入額	13,529,896,253	4.5	-4,063,994,447	-1.3	7,744,641,453	2.6	221,477,254,606	73.1	64,199,241,570	21.2
			累計	13,529,896,253	4.5	9,465,901,806	3.1	17,210,543,259	5.7	238,687,797,865	78.8	302,887,039,435
県債	126,334,845,000	収入額	0	-	22,800,000	0.0	30,496,000,000	28.2	25,242,857,000	23.3	52,436,223,451	48.5
			累計	0	-	22,800,000	0.0	30,518,800,000	28.2	55,761,657,000	51.5	108,197,880,451
歳入合計	2,416,124,549,376	収入額	407,138,127,202	20.7	227,408,801,221	11.6	253,087,671,008	12.9	905,834,049,470	46.1	171,141,731,430	8.7
			累計	407,138,127,202	20.7	634,546,928,423	32.3	887,634,599,431	45.2	1,793,468,648,901	91.3	1,964,610,380,331

(注) 出納整理期間の「金額」は決算数字であり、「率」はその額に対する割合である。

(歳 出)

科目(款)	予算現額	区分	第1四半期		第2四半期		第3四半期		第4四半期		出納整理期間	
			金額	率	金額	率	金額	率	金額	率	金額	率
議 会 費	1,676,666,000	支出額	575,773,351	34.6	280,329,408	16.8	556,323,230	33.4	248,150,723	14.9	4,721,743	0.3
		累計	575,773,351	34.6	856,102,759	51.4	1,412,425,989	84.8	1,660,576,712	99.7	1,665,298,455	100.0
総 務 費	373,143,917,950	支出額	6,037,783,678	1.7	37,493,656,393	10.3	35,675,762,394	9.8	263,008,792,307	72.4	21,236,427,960	5.8
		累計	6,037,783,678	1.7	43,531,440,071	12.0	79,207,202,465	21.8	342,215,994,772	94.2	363,452,422,732	100.0
民 生 費	213,636,211,513	支出額	29,238,834,500	14.6	35,733,355,156	17.8	22,518,272,349	11.2	67,915,191,136	33.8	45,290,051,769	22.6
		累計	29,238,834,500	14.6	64,972,189,656	32.4	87,490,462,005	43.6	155,405,653,141	77.4	200,695,704,910	100.0
衛 生 費	248,247,178,810	支出額	26,672,518,191	14.5	24,017,964,045	13.1	48,043,967,200	26.2	54,729,208,358	29.8	30,064,945,795	16.4
		累計	26,672,518,191	14.5	50,690,482,236	27.6	98,734,449,436	53.8	153,463,657,794	83.6	183,528,603,589	100.0
労 働 費	48,641,729,000	支出額	1,187,141,294	2.7	4,797,928,783	11.1	1,547,171,181	3.6	21,716,969,776	50.1	14,138,463,031	32.6
		累計	1,187,141,294	2.7	5,985,070,077	13.8	7,532,241,258	17.4	29,249,211,034	67.4	43,387,674,065	100.0
農 林 水 産 業 費	86,863,566,770	支出額	7,591,610,462	11.6	6,564,348,513	10.1	23,461,503,740	36.0	19,795,691,940	30.4	7,782,348,668	11.9
		累計	7,591,610,462	11.6	14,155,958,975	21.7	37,617,462,715	57.7	57,413,154,655	88.1	65,195,503,323	100.0
商 工 費	293,124,589,000	支出額	89,675,939,386	53.9	8,694,986,058	5.2	11,332,142,016	6.8	54,259,670,580	32.6	2,258,114,730	1.4
		累計	89,675,939,386	53.9	98,370,925,444	59.2	109,703,067,460	66.0	163,962,738,040	98.6	166,220,852,770	100.0
土 木 費	148,935,416,300	支出額	5,569,317,652	6.2	14,358,957,054	16.1	25,311,059,328	28.4	33,141,247,728	37.1	10,847,648,177	12.2
		累計	5,569,317,652	6.2	19,928,274,706	22.3	45,239,334,034	50.7	78,380,581,762	87.8	89,228,229,939	100.0
警 察 費	51,242,733,419	支出額	11,686,275,262	23.4	10,094,828,931	20.2	12,982,367,611	26.0	9,680,760,681	19.4	5,494,171,722	11.0
		累計	11,686,275,262	23.4	21,781,104,193	43.6	34,763,471,804	69.6	44,444,232,485	89.0	49,938,404,207	100.0
教 育 費	222,755,081,793	支出額	50,384,506,377	23.1	47,977,996,816	22.0	59,216,902,842	27.1	38,906,166,742	17.8	22,073,699,153	10.1
		累計	50,384,506,377	23.1	98,362,503,193	45.0	157,579,406,035	72.1	196,485,572,777	89.9	218,559,271,930	100.0
災 害 復 旧 費	563,579,734,843	支出額	23,794,373,634	9.0	44,860,713,137	16.9	75,510,384,957	28.5	64,443,262,445	24.3	56,438,120,174	21.3
		累計	23,794,373,634	9.0	68,655,086,771	25.9	144,165,471,728	54.4	208,608,734,173	78.7	265,046,854,347	100.0
公 債 費	94,751,159,000	支出額	8,093,374,050	8.5	25,472,084,744	26.9	9,538,247,755	10.1	48,517,786,586	51.2	3,064,179,717	3.2
		累計	8,093,374,050	8.5	33,565,458,794	35.4	43,103,706,549	45.5	91,621,493,135	96.8	94,685,672,852	100.0
諸 支 出 金	66,820,789,000	支出額	5,682,714,000	8.5	13,142,978,932	19.7	9,221,153,605	13.9	38,500,195,818	57.9	0	-
		累計	5,682,714,000	8.5	18,825,692,932	28.3	28,046,846,537	42.1	66,547,042,355	100.0	66,547,042,355	100.0
予 備 費	2,705,775,978	支出額	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-
		累計	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-
歳 出 合 計	2,416,124,549,376	支出額	266,190,161,837	14.7	273,490,127,970	15.1	334,915,258,208	18.5	714,863,094,820	39.5	218,692,892,639	12.1
		累計	266,190,161,837	14.7	539,680,289,807	29.8	874,595,548,015	48.4	1,589,458,642,835	87.9	1,808,151,535,474	100.0

(注) 出納整理期間の「金額」は決算数字であり、「率」はその額に対する割合である。

(2) 特別会計

ア 会計別歳入額

会計名	予算現額	調定額	収入済額	収入済額の年度対比		不納欠損額	収入未済額
				H24/H23	H23/H22		
公債費	212,428,125,000	212,375,090,457	212,375,090,457	96.0	95.0	0	0
母子寡婦福祉資金	339,702,000	469,301,539	368,637,574	92.0	156.8	0	100,663,965
小規模企業者等 設備導入資金	(9,850,000,000) 50,663,727,000	52,519,995,290	52,438,289,668	168.7	1,059.4	1,418,000	80,287,622
農業改良資金	78,062,000	232,357,053	210,688,865	49.8	108.0	0	21,668,188
沿岸漁業改善資金	51,252,000	631,882,986	631,882,986	118.8	93.3	0	0
林業・木材産業改善資金	51,292,000	397,481,190	372,578,190	118.6	101.0	0	24,903,000
県有林	(86,199,200) 1,023,372,200	1,027,727,963	1,027,727,963	175.3	104.6	0	0
土地取得	1,269,715,000	1,270,327,989	1,270,327,989	74.9	162.8	0	0
土地区画整理事業	(1,517,845,150) 4,569,928,150	4,168,493,722	3,610,518,722	94.0	110.8	0	557,975,000
流域下水道事業	(10,317,311,750) 36,633,151,750	36,293,538,172	35,617,999,172	144.6	202.6	0	675,539,000
港湾整備事業	(9,517,540,700) 26,192,205,700	23,733,964,933	22,520,259,450	100.6	154.2	0	1,213,705,483
歳入合計	(31,288,896,800) 333,300,532,800	333,120,161,294	330,444,001,036	107.6	114.2	1,418,000	2,674,742,258
前年度	(4,045,138,330) 317,367,740,330	321,327,022,559	307,218,447,274	—	—	10,730,000	14,097,845,285
比較増減(△)	(27,243,758,470) 15,932,792,470	11,793,138,735	23,225,553,762	—	—	△9,312,000	△11,423,103,027

(注1) ()内は、前年度から繰り越された事業の財源に充当した額を示し、内書きである。

(注2) 収入済額には過誤納額を含んでいる。

イ 会 計 別 歳 出 額

会 計 名	予 算 現 額	支 出 済 額	支出済額の年度対比		翌 年 度 繰 越 額			不 用 額
			H24/H23	H23/H22	繰越明許費	事故繰越し	計	
	円	円	%	%	円	円	円	円
公 債 費	212,428,125,000	212,375,090,457	96.0	95.0	0	0	0	53,034,543
母子寡婦福祉資金	339,702,000	124,288,577	101.5	68.1	0	0	0	215,413,423
小規模企業者等 設備導入資金	(9,850,000,000) 50,663,727,000	50,402,030,098	361.1	2,460.6	0	0	0	261,696,902
農業改良資金	78,062,000	40,470,563	13.7	1,148.4	0	0	0	37,591,437
沿岸漁業改善資金	51,252,000	576,181	119.7	0.4	0	0	0	50,675,819
林業・木材産業改善資金	51,292,000	566,618	16.5	18.4	0	0	0	50,725,382
県 有 林	(86,199,200) 1,023,372,200	1,020,560,036	207.2	91.4	0	0	0	2,812,164
土 地 取 得	1,269,715,000	1,269,714,474	74.9	162.8	0	0	0	526
土地区画整理事業	(1,517,845,150) 4,569,928,150	3,391,163,505	93.4	110.5	249,500,000	513,682,232	763,182,232	415,582,413
流域下水道事業	(10,317,311,750) 36,633,151,750	35,174,683,800	175.9	205.3	862,496,200	0	862,496,200	595,971,750
港湾整備事業	(9,517,540,700) 26,192,205,700	18,043,251,802	113.9	109.9	2,636,172,000	4,044,455,000	6,680,627,000	1,468,326,898
歳 出 合 計	(31,288,896,800) 333,300,532,800	321,842,396,111	116.0	105.5	3,748,168,200	4,558,137,232	8,306,305,432	3,151,831,257
前 年 度	(4,045,138,330) 317,367,740,330	277,376,827,771	—	—	31,288,896,800	0	31,288,896,800	8,702,015,759
比 較 増 減 (△)	(27,243,758,470) 15,932,792,470	44,465,568,340	—	—	△27,540,728,600	4,558,137,232	△22,982,591,368	△5,550,184,502

(注) ()内は、前年度からの繰越額を示し、内書きである。

ウ 収入未済状況

会計名	金額	摘要
母子寡婦福祉資金	100,663,965	母子寡婦福祉資金貸付金 95,391,445 母子寡婦福祉資金違約金 4,862,600 過年度過払金等返還金 409,920
小規模企業者等設備導入資金	80,287,622	設備導入資金 37,310,000 高度化資金 42,977,622
農業改良資金	21,668,188	改良資金貸付金 19,064,000 違約金 2,604,188
林業・木材産業改善資金	24,903,000	改善資金貸付金 24,653,000 違約金 250,000
港湾整備事業	30,540	港湾施設使用料 30,540
計	227,553,315	

(注) 繰越事業に係る未収入特定財源(国庫支出金2,305,268,943円, 諸収入141,920,000円)は除いている。

エ 前年度からの繰越額一覧表

会 計 名	繰 越 額	決 算 額	不 用 額
	円	円	円
小規模企業者等設備導入資金	9,850,000,000	9,850,000,000	0
県 有 林	86,199,200	86,198,600	600
土地区画整理事業	1,517,845,150	1,125,602,315	392,242,835
流域下水道事業	10,317,311,750	10,248,727,400	68,584,350
港湾整備事業	9,517,540,700	8,097,569,506	1,419,971,194
計	31,288,896,800	29,408,097,821	1,880,798,979

オ 翌年度への繰越額一覧表

会 計 名	科 目		翌 年 度 繰 越 額		
	款	項	繰越明許費	事故繰越し	計
			円	円	円
土地区画整理事業	1 土木費	1 都市計画費	249,500,000	513,682,232	763,182,232
流域下水道事業	1 土木費	1 流域下水道管理費	4,951,350	0	4,951,350
		2 流域下水道建設費	857,544,850	0	857,544,850
		計	862,496,200	0	862,496,200
港湾整備事業	2 土木費	1 港湾費	2,636,172,000	4,044,455,000	6,680,627,000
計			3,748,168,200	4,558,137,232	8,306,305,432

力 四 半 期 別 資 金 の 状 況 調

(歳入)

会計名	予算現額	区分	第1四半期		第2四半期		第3四半期		第4四半期		出納整理期間	
			金額	率	金額	率	金額	率	金額	率	金額	率
公債費	212,428,125,000	収入額	30,068,823,947	14.2	66,140,397,273	31.1	21,000,731,673	9.9	90,978,130,425	42.8	4,187,007,139	2.0
			30,068,823,947	14.2	96,209,221,220	45.3	117,209,952,893	55.2	208,188,083,318	98.0	212,375,090,457	100.0
母子寡婦福祉資金	339,702,000	収入額	294,858,457	80.0	21,992,476	6.0	24,865,815	6.7	19,888,147	5.4	7,032,679	1.9
			294,858,457	80.0	316,850,933	86.0	341,716,748	92.7	361,604,895	98.1	368,637,574	100.0
小規模企業者等設備導入資金	50,663,727,000	収入額	17,246,224,979	32.9	307,057,033	0.6	352,982,760	0.7	34,527,556,298	65.8	4,468,598	0.0
			17,246,224,979	32.9	17,553,282,012	33.5	17,906,264,772	34.1	52,433,821,070	100.0	52,438,289,668	100.0
農業改良資金	78,062,000	収入額	289,803,719	137.6	1,650,925	0.8	15,540,000	7.4	1,125,000	0.5	△97,430,779	△46.2
			289,803,719	137.6	291,454,644	138.3	306,994,644	145.7	308,119,644	146.2	210,688,865	100.0
沿岸漁業改善資金	51,252,000	収入額	630,487,062	99.8	340,000	0.1	0	-	2,730,000	-	△1,674,076	△0.3
			630,487,062	99.8	630,827,062	99.8	630,827,062	99.8	633,557,062	100.3	631,882,986	100.0
林業・木材産業改善資金	51,292,000	収入額	337,100,495	90.5	6,675,000	1.8	75,000	0.0	28,575,000	7.7	152,695	0.0
			337,100,495	90.5	343,775,495	92.3	343,850,495	92.3	372,425,495	100.0	372,578,190	100.0
県有林	1,023,372,200	収入額	111,471,304	10.8	110,851,610	10.8	853,777,467	83.1	4,691,530	0.5	△53,063,948	-5.2
			111,471,304	10.8	222,322,914	21.6	1,076,100,381	104.7	1,080,791,911	105.2	1,027,727,963	100.0
土地取得	1,269,715,000	収入額	45,269,882	3.6	1,789,168	0.1	2,257,601	0.2	1,220,514,454	96.1	496,884	0.0
			45,269,882	3.6	47,059,050	3.7	49,316,651	3.9	1,269,831,105	100.0	1,270,327,989	100.0
土地区画整理事業	4,569,928,150	収入額	235,505,234	6.5	1,428,156,264	39.6	415,851,994	11.5	982,724,914	27.2	548,280,316	15.2
			235,505,234	6.5	1,663,661,498	46.1	2,079,513,492	57.6	3,062,238,406	84.8	3,610,518,722	100.0
流域下水道事業	36,633,151,750	収入額	4,926,787,734	13.8	937,684,834	2.6	6,636,584,485	18.6	21,836,565,303	61.3	1,280,376,816	3.6
			4,926,787,734	13.8	5,864,472,568	16.5	12,501,057,053	35.1	34,337,622,356	96.4	35,617,999,172	100.0
港湾整備事業	26,192,205,700	収入額	6,665,799,891	29.6	2,361,862,419	10.5	173,261,605	0.8	11,906,729,730	52.9	1,412,605,805	6.3
			6,665,799,891	29.6	9,027,662,310	40.1	9,200,923,915	40.9	21,107,653,645	93.7	22,520,259,450	100.0
歳入合計	333,300,532,800	収入額	60,852,132,704	18.4	71,318,457,002	21.6	29,475,928,400	8.9	161,509,230,801	48.9	7,288,252,129	2.2
			60,852,132,704	18.4	132,170,589,706	40.0	161,646,518,106	48.9	323,155,748,907	97.8	330,444,001,036	100.0

(注) 出納整理期間の「金額」は決算数字であり、「率」はその額に対する割合である。

(歳出)

会計名	予算現額	区分	第1四半期		第2四半期		第3四半期		第4四半期		出納整理期間	
			金額	率	金額	率	金額	率	金額	率	金額	率
	円		円	%	円	%	円	%	円	%	円	%
公債費	212,428,125,000	支出額	42,068,823,947	19.8	31,087,807,354	14.6	22,353,321,592	10.5	111,928,148,674	52.7	4,936,988,890	2.3
		累計	42,068,823,947	19.8	73,156,631,301	34.4	95,509,952,893	45.0	207,438,101,567	97.7	212,375,090,457	100.0
母子寡婦福祉資金	339,702,000	支出額	18,301,054	14.7	1,662,101	1.3	28,513,383	22.9	12,604,630	10.1	63,207,409	50.9
		累計	18,301,054	14.7	19,963,155	16.1	48,476,538	39.0	61,081,168	49.1	124,288,577	100.0
小規模企業者等設備導入資金	50,663,727,000	支出額	14,954,617,182	29.7	319,885,890	0.6	141,947,756	0.3	35,025,575,700	69.5	△39,996,430	△0.1
		累計	14,954,617,182	29.7	15,274,503,072	30.3	15,416,450,828	30.6	50,442,026,528	100.1	50,402,030,098	100.0
農業改良資金	78,062,000	支出額	1,480	0.0	39,355,067	97.2	59,171	0.1	124,480	0.3	930,365	2.3
		累計	1,480	0.0	39,356,547	97.2	39,415,718	97.4	39,540,198	97.7	40,470,563	100.0
沿岸漁業改善資金	51,252,000	支出額	0	0.0	0	0.0	20,202	3.5	20,000	3.5	532,464	92.4
		累計	3,515	0.0	3,515	0.6	23,717	4.1	43,717	7.6	576,181	100.0
林業・木材産業改善資金	51,292,000	支出額	0	-	0	0.0	114,610	20.2	56,056	9.9	395,952	69.9
		累計	0	-	0	0.0	114,610	20.2	170,666	30.1	566,618	100.0
県有林	1,023,372,200	支出額	21,134,775	2.1	40,256,043	3.9	848,699,546	83.2	105,942,826	10.4	4,526,846	0.4
		累計	21,134,775	2.1	61,390,818	6.0	910,090,364	89.2	1,016,033,190	99.6	1,020,560,036	100.0
土地取得	1,269,715,000	支出額	44,522,843	3.5	1,789,168	0.1	2,257,601	0.2	1,221,144,862	96.2	0	-
		累計	44,522,843	3.5	46,312,011	3.6	48,569,612	3.8	1,269,714,474	100.0	1,269,714,474	100.0
土地区画整理事業	4,569,928,150	支出額	2,180,340,856	64.3	214,573,909	6.3	280,975,509	8.3	362,515,139	10.7	352,758,092	10.4
		累計	2,180,340,856	64.3	2,394,914,765	70.6	2,675,890,274	78.9	3,038,405,413	89.6	3,391,163,505	100.0
流域下水道事業	36,633,151,750	支出額	2,551,148,146	7.3	4,303,530,105	12.2	10,721,657,641	30.5	12,887,179,143	36.6	4,711,168,765	13.4
		累計	2,551,148,146	7.3	6,854,678,251	19.5	17,576,335,892	50.0	30,463,515,035	86.6	35,174,683,800	100.0
港湾整備事業	26,192,205,700	支出額	446,616,466	2.5	2,174,041,939	12.0	2,698,409,167	15.0	10,568,356,768	58.6	2,155,827,462	11.9
		累計	446,616,466	2.5	2,620,658,405	14.5	5,319,067,572	29.5	15,887,424,340	88.1	18,043,251,802	100.0
歳出合計	333,300,532,800	支出額	62,285,510,264	19.4	38,182,901,576	11.9	37,075,976,178	11.5	172,111,668,278	53.5	12,186,339,815	3.8
		累計	62,285,510,264	19.4	100,468,411,840	31.2	137,544,388,018	42.7	309,656,056,296	96.2	321,842,396,111	100.0

(注) 出納整理期間の「金額」は決算数字であり、「率」はその額に対する割合である。

(3) 財産等

ア 公有財産

区 分		前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
土 地	行 政 財 産	81,873,264.22 m ²	△ 368,716.82 m ²	81,504,547.40 m ²
	普 通 財 産	2,968,274.52 m ²	123.42 m ²	2,968,397.94 m ²
	土地取得特別会計財産	22,781.02 m ²	0.00 m ²	22,781.02 m ²
	山 林	61,467,101.93 m ²	△ 242,480.42 m ²	61,224,621.51 m ²
	計	84,864,319.76 m ²	△ 368,593.40 m ²	84,495,726.36 m ²
立 木 (推定蓄積量)	所 有 林	1,190,620.00 m ³	△ 26,907.00 m ³	1,163,713.00 m ³
	分 収 林	1,479,314.00 m ³	2,927.00 m ³	1,482,241.00 m ³
	計	2,669,934.00 m ³	△ 23,980.00 m ³	2,645,954.00 m ³
建 物	行 政 財 産	2,704,055.11 m ²	△ 48,976.13 m ²	2,655,078.98 m ²
	普 通 財 産	119,244.55 m ²	△ 17,180.71 m ²	102,063.84 m ²
	計	2,823,299.66 m ²	△ 66,156.84 m ²	2,757,142.82 m ²

区 分		前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
動 産	船 舶	5 隻	0 隻	5 隻
		1,263.00 総ト	0.00 総ト	1,263.00 総ト
	航 空 機	2 機	△ 1 機	1 機
物 権	地 上 権	72,750,520.24 m ²	△ 1,086,133.09 m ²	71,664,387.15 m ²
無 体 財 産 権	特 許 権	35 件	0 件	35 件
	実 用 新 案 権	1 件	0 件	1 件
	育 成 者 権	17 件	1 件	18 件
	著 作 権	5 件	0 件	5 件
	商 標 権	10 件	0 件	10 件
有 価 証 券	株 券	2,338,220 千円	△ 220,450 千円	2,117,770 千円
出 資 に よ る 利 権	出 資 証 券	4,380,993 千円	△ 516,773 千円	3,864,220 千円
	出 資 に よ る 権 利	46,040,579 千円	2,479,608 千円	48,520,187 千円

イ 重要物品

区 分	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
機 械 器 具 等	3,865 個	1,057 個	4,922 個
船 舶	20 隻	5 隻	25 隻
車 両	1,512 台	33 台	1,545 台
動 物	0 匹	0 匹	0 匹
合 計	5,397	1,095	6,492

ウ 債務保証及び損失補償

区 分	決算年度末現在高	事 業 名
債 務 保 証	12,794,976,841 千円	地方債共同発行連帯債務保証 外
損 失 補 償	18,870,922 千円	宮城県農業公社農用地売買事業資金損失補償 外

エ 債 権

区 分	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
貸 付 金	49,616,345,387 円	5,764,200,368 円	55,380,545,755 円

(貸付金の内訳)

名 称	前年度末現在高 (円)	決算年度中増減高 (円)	決算年度末現在高 (円)
一般公共施設整備事業貸付金	3,500,967,371	△ 1,126,191,524	2,374,775,847
過疎地域振興事業資金貸付金	321,309,801	△ 118,061,290	203,248,511
辺地振興事業資金貸付金	4,353,595	△ 2,622,961	1,730,634
公営企業安定化資金貸付金	462,480,000	△ 53,790,000	408,690,000
災害援護資金貸付金	8,646,668,876	5,398,179,220	14,044,848,096
看護学生修学資金貸付金	1,495,859,063	7,041,601	1,502,900,664
医学生修学資金等貸付金	544,800,000	100,800,000	645,600,000
介護福祉士等修学資金貸付金	95,489,930	△ 4,969,642	90,520,288
介護保険財政安定化基金貸付金	57,384,000	△ 19,128,000	38,256,000
母子寡婦福祉資金貸付金	634,090,413	△ 24,420,911	609,669,502
保険財政自立支援事業貸付金	184,000,000	△ 76,000,000	108,000,000
小規模企業者等設備導入資金貸付金	336,178,559	△ 2,928,559	333,250,000
中小企業高度化資金貸付金	2,966,343,086	133,613,000	3,099,956,086
機械類貸与資金貸付金	726,844,000	△ 174,286,000	552,558,000
新成長産業進出機械類等貸与資金貸付金	170,000,000	△ 110,000,000	60,000,000
企業振興投資育成事業資金貸付金	180,500,000	△ 5,000,000	175,500,000
小規模企業者等設備貸与資金貸付金	504,406,600	△ 64,751,646	439,654,954
宮城・仙台富県チャレンジ応援基金貸付金	10,000,000	0	10,000,000
自動車関連産業支援機械類貸与貸付金	60,000,000	0	60,000,000

名 称	前年度末現在高 (円)	決算年度中増減高 (円)	決算年度末現在高 (円)
ベンチャー育成ファンド出資金貸付事業貸付金	349,999,581	0	349,999,581
被災中小企業施設・施設整備支援事業管理事業貸付金	134,000,000	497,000,000	631,000,000
工場立地基盤整備事業貸付金	400,000,000	0	400,000,000
沿岸漁業改善資金貸付金	281,555,000	△ 99,517,000	182,038,000
林業・木材産業改善資金貸付金	159,703,000	△ 61,587,000	98,116,000
農業改良資金貸付金	373,879,822	△ 57,596,747	316,283,075
農業生産法人出資育成事業資金貸付金	2,400,000	△ 600,000	1,800,000
就農支援資金貸付金	341,181,784	△ 144,818,722	196,363,062
宮城県農業公社退職手当資金貸付金	129,975,000	27,094,813	157,069,813
津波被害土地改良区債償還支援事業貸付金	17,971,323	25,570,736	43,542,059
林業公社貸付金	11,950,394,000	239,293,000	12,189,687,000
県産材産地体制整備促進事業貸付金	271,654,077	0	271,654,077
地域ブランド材促進事業補助金により取得した機械施設等の処分に伴う補助金相当額貸付金	27,214,804	0	27,214,804
フェリー埠頭建設資金貸付金	309,915,000	△ 15,052,000	294,863,000
仙台空港新旅客ターミナルビル建設資金貸付金	1,500,000,000	△ 400,000,000	1,100,000,000
仙台空港アクセス鉄道整備資金貸付金	7,859,000,000	0	7,859,000,000
仙台空港旅客ターミナル災害復旧資金貸付金	3,920,000,000	0	3,920,000,000
土地区画整理組合事業資金貸付金	677,227,702	0	677,227,702
宮城県住宅供給公社経営健全化資金貸付金	0	1,897,000,000	1,897,000,000
高等学校定時制通信制課程修学資金貸付金	8,599,000	△ 70,000	8,529,000
合 計	49,616,345,387	5,764,200,368	55,380,545,755

才 基 金

項 目		前年度末現在高 (円)	決算年度中増減高 (円)	決算年度末現在高 (円)	
財 政 調 整 基 金	現 金	17,661,169,717	13,819,369,243	31,480,538,960	
県 債 管 理 基 金	計	51,112,035,304	7,197,772,892	58,309,808,196	
	有 価 証 券	697,100,000	△ 298,620,000	398,480,000	
	現 金	38,013,616,684	10,723,186,473	48,736,803,157	
	繰 入 運 用	12,401,318,620	△ 3,226,793,581	9,174,525,039	
地 域 整 備 推 進 基 金	現 金	10,982,836,938	49,499,130,731	60,481,967,669	
東 日 本 大 震 災 復 興 基 金	現 金	37,757,589,504	1,610,554,796	39,368,144,300	
東 日 本 大 震 災 復 興 交 付 金 基 金	現 金	7,425,488,000	102,503,322,311	109,928,810,311	
土 地 基 金	計	10,474,230,451	7,283,000	10,481,513,451	
	現 金	5,706,830,074	△ 373,089,191	5,333,740,883	
	貸 付 金	2,715,450,000	43,155,874	2,758,605,874	
	土 地		16,294.67㎡	4,275.70㎡	20,570.37㎡
		(2,051,950,377)	(337,216,317)	(2,389,166,694)	
県 庁 舎 建 設 基 金	現 金	530	0	530	
地 域 活 性 化 基 金	現 金	137,625,374	△ 137,625,374	0	
発 電 用 施 設 周 辺 地 域 振 興 基 金	現 金	288,299,000	△ 288,299,000	0	
地 域 環 境 保 全 基 金	計	400,382,352	1,670,000	402,052,352	
	有 価 証 券	279,773,788	0	279,773,788	
	現 金	120,608,564	1,670,000	122,278,564	
地 域 環 境 保 全 特 別 基 金	現 金	14,119,887,407	△ 814,506,494	13,305,380,913	
環 境 創 造 基 金	現 金	246,272,126	441,125,034	687,397,160	
産 業 廃 棄 物 税 基 金	現 金	1,057,127,969	59,236,380	1,116,364,349	
文 化 振 興 基 金	現 金	53,658,035	24,236,538	77,894,573	
消 費 者 行 政 活 性 化 基 金	現 金	215,959,931	6,090,666	222,050,597	
新 し い 公 共 支 援 資 金	現 金	337,160,305	△ 337,160,305	0	
災 害 救 助 基 金	現 金	1,981,610,020	2,027,387	1,983,637,407	
医 療 施 設 耐 震 化 臨 時 特 例 基 金	現 金	3,050,698,411	△ 734,876,324	2,315,822,087	
地 域 医 療 再 生 臨 時 特 例 基 金	現 金	56,157,173,958	10,860,308,938	67,017,482,896	

項 目		前年度末現在高 (円)	決算年度中増減高 (円)	決算年度末現在高 (円)
社 会 福 祉 基 金	計	12,924,565	555,767,780	568,692,345
	有 価 証 券	0	0	0
	現 金	12,924,565	555,767,780	568,692,345
介 護 基 盤 緊 急 整 備 等 臨 時 特 例 基 金	現 金	8,012,311,072	△ 1,355,215,577	6,657,095,495
介 護 保 険 財 政 安 定 化 基 金	現 金	3,767,272,240	△ 2,361,680,678	1,405,591,562
介 護 職 員 処 遇 改 善 等 臨 時 特 例 基 金	現 金	1,211,482,516	△ 541,199,418	670,283,098
障 害 者 自 立 支 援 対 策 臨 時 特 例 基 金	現 金	2,164,583,416	△ 1,177,877,273	986,706,143
社 会 福 祉 施 設 等 耐 震 化 等 臨 時 特 例 基 金	現 金	451,317,190	1,930,957	453,248,147
自 殺 対 策 緊 急 強 化 基 金	現 金	326,066,667	△ 9,849,469	316,217,198
国 民 健 康 保 険 広 域 化 等 支 援 基 金	現 金	535,300,097	76,392,974	611,693,071
後 期 高 齢 者 医 療 財 政 安 定 化 基 金	現 金	3,575,793,450	△ 1,444,524,042	2,131,269,408
子 宮 頸 がん 等 ワ ク チ ン 接 種 緊 急 促 進 臨 時 特 例 基 金	現 金	2,645,766,254	△ 2,644,527,469	1,238,785
妊 婦 健 康 診 査 臨 時 特 例 基 金	現 金	560,092,833	△ 370,469,430	189,623,403
子 育 て 支 援 対 策 臨 時 特 例 基 金	現 金	8,424,186,167	4,028,482,057	12,452,668,224
東 日 本 大 震 災 み や ぎ こ ど も 育 英 基 金	現 金	2,814,067,023	1,918,893,340	4,732,960,363
富 県 宮 城 推 進 基 金	現 金	8,246,205,181	1,048,044,025	9,294,249,206
企 業 立 地 資 金 貸 付 基 金	計	586,867,703	258,757	587,126,460
	現 金	453,629,953	△ 367,943,243	85,686,710
	貸 付 金	133,237,750	368,202,000	501,439,750
緊 急 雇 用 創 出 事 業 臨 時 特 例 基 金	現 金	89,561,262,248	△ 8,719,076,412	80,842,185,836
中 山 間 地 域 等 農 村 活 性 化 基 金	計	677,355,853	1,733,000	679,088,853
	有 価 証 券	659,688,000	0	659,688,000
	現 金	17,667,853	1,733,000	19,400,853
森 林 整 備 担 い 手 対 策 基 金	計	622,820,935	△ 61,470,601	561,350,334
	有 価 証 券	369,579,000	△ 69,979,000	299,600,000
	現 金	253,241,935	8,508,399	261,750,334
森 林 整 備 地 域 活 動 支 援 基 金	現 金	51,127,660	△ 1,343,691	49,783,969
森 林 整 備 加 速 化 ・ 林 業 再 生 基 金	現 金	2,106,420,335	1,167,367,727	3,273,788,062
県 有 林 基 金	計	129,590,894	596,173,000	725,763,894
	有 価 証 券	8,086,050	0	8,086,050
	現 金	121,504,844	596,173,000	717,677,844
宮 城 み ど り の 基 金	現 金	17,643,613	△ 1,048,000	16,595,613

項 目		前年度末現在高 (円)	決算年度中増減高 (円)	決算年度末現在高 (円)
高等学校等育英奨学資金貸付基金	計	6,064,680,460	1,696,647,251	7,761,327,711
	現金	730,413,484	190,940,736	921,354,220
	貸付金	5,334,266,976	1,505,706,515	6,839,973,491
高等学校授業料減免事業等支援臨時特例基金	現金	18,253,590,270	△ 6,010,098,825	12,243,491,445
美術品取得基金	計	2,124,305,388	1,367,188	2,125,672,576
	現金	142,644,408	23,367,188	166,011,596
	繰入運用	142,284,500	△ 22,000,000	120,284,500
	美術品	856点 (1,839,376,480)	0点 (0)	856点 (1,839,376,480)
スポーツ振興基金	計	277,529,499	135,396,495	412,925,994
	有価証券	125,974,800	△ 125,974,800	0
	現金	151,554,699	261,371,295	412,925,994
国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会記念基金	現金	172,431,904	△ 19,406,619	153,025,285
合 計	計	376,852,200,765	170,230,327,466	547,082,528,231
	有価証券	2,140,201,638	△ 494,573,800	1,645,627,838
	現金	350,094,114,424	171,719,414,141	521,813,528,565
	貸付金	8,182,954,726	1,917,064,389	10,100,019,115
	繰入運用	12,543,603,120	△ 3,248,793,581	9,294,809,539
	土地	16,294.67㎡ (2,051,950,377)	4,275.70㎡ (337,216,317)	20,570.37㎡ (2,389,166,694)
	美術品	856点 (1,839,376,480)	0点 (0)	856点 (1,839,376,480)

(注)各基金における()書は取得金額を示した。

なお、出納整理期間中に積み立て(戻し入れ)た地域整備推進基金9,001,200,863円、森林整備担い手対策基金3,676,056円、スポーツ振興基金67,187,867円、国民健康保険広域化等支援基金650円、森林整備地域活動支援基金3,585,490円、産業廃棄物税基金15,908,937円、高等学校等育英奨学資金貸付基金11,069,000円、障害者自立支援対策臨時特例基金269,031,048円、富県宮城推進基金144,472,025円、妊婦健康診査臨時特例基金54,783,396円、子育て支援対策臨時特例基金237,535,299円、緊急雇用創出事業臨時特例基金4,468,752,578円、自殺対策緊急強化基金47,804,172円、森林整備加速化・林業再生基金88,155,323円、地域環境保全特別基金1,436,569,727円、介護基盤緊急整備等臨時特例基金188,179,242円、介護職員処遇改善等臨時特例基金213,651,993円、高等学校授業料減免事業等支援臨時特例基金2,463,000円、地域医療再生臨時特例基金173,571,633円、新しい公共支援基金21,537,816円、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例基金1,238,785円、環境創造基金127,718,692円、東日本大震災復興基金3,266,494,756円、東日本大震災みやぎこども育英基金102,420,000円及び東日本大震災復興交付金基金251,903,746円は上記の金額に含まれていない。

また、出納整理期間中に取り崩した高等学校等育英奨学資金貸付基金480,000円、介護基盤緊急整備等臨時特例基金1,705,562,101円、高等学校授業料減免事業等支援臨時特例基金1,824,232,494円、地域医療再生臨時特例基金3,668,196,555円、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例基金1,238,785円、東日本大震災復興基金3,542,371,566円及び東日本大震災復興交付金基金19,767,407,483円も上記の金額に含まれていない。

力 県 債

区 分		前 年 度 末 現 在 高	決 算 年 度 中 増 減 高		決 算 年 度 末 現 在 高
			増	減	
一 般 会 計 ・ 公 債 費 特 別 会 計	公 共 事 業 等 債	425,097,349,737	15,929,500,000	25,500,485,358	415,526,364,379
	一 般 単 独 事 業 債	434,191,362,346	14,326,200,000	21,062,864,312	427,454,698,034
	公 営 住 宅 建 設 事 業 債	7,193,739,630	67,000,000	697,178,513	6,563,561,117
	義 務 教 育 施 設 整 備 事 業 債	1,364,112,372	0	156,979,203	1,207,133,169
	災 害 復 旧 事 業 債	7,282,628,179	554,200,000	1,794,531,842	6,042,296,337
	(単 独 災 害 復 旧 事 業 債)	(708,173,678)	(60,100,000)	(132,583,412)	(635,690,266)
	(補 助 災 害 復 旧 事 業 債)	(6,574,454,501)	(494,100,000)	(1,661,948,430)	(5,406,606,071)
	緊 急 防 災 ・ 減 災 事 業 債	0	33,900,000	0	33,900,000
	新 産 業 都 市 等 建 設 事 業 債	17,999,463,514	0	1,280,858,021	16,718,605,493
	厚 生 福 祉 施 設 整 備 事 業 債	1,941,343,484	0	647,170,316	1,294,173,168
	教 育 ・ 福 祉 施 設 等 整 備 事 業 債	12,192,634,650	1,136,300,000	48,817,524	13,280,117,126
	社 会 福 祉 施 設 整 備 事 業 債	1,173,406,659	0	91,325,076	1,082,081,583
	減 収 補 て ん 債	56,177,090,000	0	2,119,020,000	54,058,070,000
	上 水 道 事 業 出 資 債	16,936,426,419	0	1,471,428,030	15,464,998,389
	工 業 用 水 道 事 業 出 資 債	1,915,465,129	0	165,502,258	1,749,962,871
	観 光 そ の 他 事 業 債	183,980,000	0	15,240,000	168,740,000
	特 定 環 境 保 全 公 共 下 水 道 事 業 債	1,820,291,185	0	88,624,543	1,731,666,642
	病 院 事 業 債 (一 般 会 計 分)	19,571,279,191	852,000,000	1,850,780,392	18,572,498,799
	都 市 高 速 鉄 道 事 業 債	12,004,924,000	0	323,940,000	11,680,984,000
臨 時 財 政 特 例 債	2,597,422,698	0	1,083,029,629	1,514,393,069	
減 税 補 て ん 債	41,754,175,000	0	1,656,569,000	40,097,606,000	

区 分		前 年 度 末 現 在 高	決 算 年 度 中 増 減 高		決 算 年 度 末 現 在 高
			増	減	
一 般 会 計 ・ 公 債 費 特 別 会 計	臨 時 税 収 補 て ん 債	4,664,658,180	0	540,066,337	4,124,591,843
	臨 時 財 政 対 策 債	404,650,168,243	68,304,746,000	5,557,508,148	467,397,406,095
	調 整 債	4,100,818,176	0	1,087,967,272	3,012,850,904
	財 政 健 全 化 債	12,168,620,000	0	324,180,000	11,844,440,000
	地 域 再 生 事 業 債	11,948,200,000	0	365,960,000	11,582,240,000
	行 政 改 革 推 進 債	15,589,760,000	0	45,900,000	15,543,860,000
	行 政 改 革 等 推 進 債	4,643,340,000	0	0	4,643,340,000
	退 職 手 当 債	29,059,800,000	3,000,000,000	0	32,059,800,000
	財 源 対 策 債	8,320,315,728	50,700,000	610,189,050	7,760,826,678
	借 換 債	0	90,015,900,000	90,015,900,000	0
	国 の 予 算 等 貸 付 金 債	13,725,442,427	3,943,334,451	130,768,092	17,538,008,786
	小 計	1,570,268,216,947	198,213,780,451	158,732,782,916	1,609,749,214,482
	特 別 会 計	母 子 寡 婦 福 祉 資 金 債	489,662,117	0	58,023,590
中 小 企 業 高 度 化 資 金 債		34,398,210,000	34,778,286,000	219,597,000	68,956,899,000
県 有 林 整 備 債		2,950,329,873	0	96,681,212	2,853,648,661
土 地 区 画 整 理 事 業 債		4,853,497,585	0	2,297,906,505	2,555,591,080
流 域 下 水 道 事 業 債		25,851,722,644	1,922,400,000	3,097,987,397	24,676,135,247
港 湾 整 備 事 業 債		54,169,747,636	3,710,400,000	11,676,583,679	46,203,563,957
小 計		122,713,169,855	40,411,086,000	17,446,779,383	145,677,476,472
合 計	1,692,981,386,802	238,624,866,451	176,179,562,299	1,755,426,690,954	

宮城県基金運用状況審査意見書

Ⅱ 宮城県基金運用状況審査意見書

1 審査の対象

平成25年7月11日審査に付された平成24年度の基金運用状況審査の対象は、次のとおりである。

- (1) 土地基金
- (2) 企業立地資金貸付基金
- (3) 美術品取得基金
- (4) 高等学校等育英奨学資金貸付基金

2 審査の方法

各基金の運用状況について、基金は設置の目的に沿い適正に管理及び運営がなされているか、計数は正確であるかなどに主眼を置き、対象機関から必要な資料の提出と説明を求め、既に実施した例月出納検査及び定期監査の結果を参照し、慎重に審査を行った。

3 運 用 の 概 要

(1) 土地基金

区 分	前年度末現在高		決 算 年 度 中 増 減 高				決 算 年 度 末 現 在 高 (平成25年3月31日現在)	
			増		減			
	数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額
現金（銀行預金）	m ²	円	m ²	円	m ²	円	m ²	円
		5,706,830,074		177,289,027		550,378,218		5,333,740,883
貸 付 金		2,715,450,000		43,155,874		0		2,758,605,874
土 地	16,294.67	2,051,950,377	5,816.77	507,222,344	1,541.07	170,006,027	20,570.37	2,389,166,694
計	16,294.67	10,474,230,451	5,816.77	727,667,245	1,541.07	720,384,245	20,570.37	10,481,513,451

(2) 企業立地資金貸付基金

区 分	前年度末現在高		決 算 年 度 中 増 減 高				決 算 年 度 末 現 在 高 (平成25年3月31日現在)	
			増		減			
	数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額
現金（銀行預金）	件	円	件	円	件	円	件	円
		453,629,953		39,806,757		407,750,000		85,686,710
貸 付 金	6	133,237,750	6	407,750,000	0	39,548,000	12	501,439,750
計	6	586,867,703	6	447,556,757	0	447,298,000	12	587,126,460

(3) 美術品取得基金

区 分	前年度末現在高		決算年度中増減高				決算年度末現在高 (平成25年3月31日現在)	
			増		減			
	数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額
現金（銀行預金）	点	円 142,644,408	点	円 23,367,188	点	円 0	点	円 166,011,596
繰入運用		142,284,500		0		22,000,000		120,284,500
美術品	856	1,839,376,480		0		0	856	1,839,376,480
計	856	2,124,305,388	0	23,367,188	0	22,000,000	856	2,125,672,576

(4) 高等学校等育英奨学資金貸付基金

区 分	前年度末現在高		決算年度中増減高				決算年度末現在高 (平成25年3月31日現在)	
			増		減			
	数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額
現金（銀行預金）	人	円 730,413,484	人	円 2,129,900,829	人	円 1,938,960,093	人	円 921,354,220
貸付金	12,506	5,334,266,976	2,425	1,932,170,093	742	426,463,578	14,189	6,839,973,491
計	12,506	6,064,680,460	2,425	4,062,070,922	742	2,365,423,671	14,189	7,761,327,711

4 審査の結果及び意見

各基金の審査の結果、基金は設置の目的に沿い、適正に管理及び運営がなされており、また、計数は正確であると認められた。

なお、高等学校等育英奨学資金貸付基金において、奨学資金貸付金償還金に多額の収入未済が認められたので、収納促進と適切な債権管理を図られたい。

5 運 用 状 況 資 料

(1) 土地基金

区 分	前 年 度 末 現 在 高	決 算 年 度 中 増 減		決 算 年 度 末 現 在 高
		増	減	
現金（銀行預金）	円 5,706,830,074	円 177,289,027	円 550,378,218	円 5,333,740,883
貸 付 金	2,715,450,000	43,155,874	0	2,758,605,874
土 地	16,294.67㎡	5,816.77㎡	1,541.07㎡	20,570.37㎡
	2,051,950,377	507,222,344	170,006,027	2,389,166,694
計	10,474,230,451	727,667,245	720,384,245	10,481,513,451

(土 地 増 減 の 内 訳)

区 分	土 地 取 得 (増)		一 般 会 計 へ 売 払 (減)	
	地 積	金 額	地 積	金 額
(仮称) 若林警察署庁舎建設事業	㎡ 5,816.77	円 507,222,344	㎡	円
都市計画道路改築事業（大手町下増田線）			1,541.07	170,006,027
計	5,816.77	507,222,344	1,541.07	170,006,027

(2) 企業立地資金貸付基金

区 分	前年度末現在高	決 算 年 度 中 増 減		決 算 年 度 末 現 在 高
		増	減	
現金（銀行預金）	円 453,629,953	円 39,806,757	円 407,750,000	円 85,686,710
貸 付 金	133,237,750	407,750,000	39,548,000	501,439,750
計	586,867,703	447,556,757	447,298,000	587,126,460

(貸付金増減の推移)

区 分	前年度末現在高		貸 付 (増)		償 還 (減)		決 算 年 度 末 現 在 高	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
平成15年度	11	円 135,050,750	1	円 20,000,000	5	円 62,352,000	7	円 92,698,750
平成16年度	7	92,698,750	3	267,500,000	2	17,091,500	8	343,107,250
平成17年度	8	343,107,250	0	0	0	11,400,500	8	331,706,750
平成18年度	8	331,706,750	1	50,000,000	1	18,952,500	8	362,754,250
平成19年度	8	362,754,250	0	0	0	48,817,500	8	313,936,750
平成20年度	8	313,936,750	1	17,750,000	1	37,784,750	8	293,902,000
平成21年度	8	293,902,000	1	17,500,000	0	57,250,750	9	254,151,250
平成22年度	9	254,151,250	0	0	2	80,628,500	7	173,522,750
平成23年度	7	173,522,750	0	0	1	40,285,000	6	133,237,750
平成24年度	6	133,237,750	6	407,750,000	0	39,548,000	12	501,439,750

(注) 「貸付(増)」, 「償還(減)」の件数欄の数量は、決算年度中の新規貸付、完済の件数を表す。

(3) 美術品取得基金

区 分	前 年 度 末 現 在 高	決 算 年 度 中 増 減 高		決 算 年 度 末 現 在 高
		増	減	
現金（銀行預金）	142,644,408 円	23,367,188 円	0 円	166,011,596 円
繰入運用	142,284,500	0	22,000,000	120,284,500
美術品	1,839,376,480	0	0	1,839,376,480
計	2,124,305,388	23,367,188	22,000,000	2,125,672,576

(美術品増減の内訳)

区 分	前 年 度 末 現 在 高		取 得 (増)		一般会計へ売却(減)		決 算 年 度 末 現 在 高	
	点 数	金 額	点 数	金 額	点 数	金 額	点 数	金 額
絵 画	81 点	570,413,330 円	点	円	点	円	81 点	570,413,330 円
版 画	282	145,290,620					282	145,290,620
彫 刻	33	465,839,530					33	465,839,530
写 真	282	25,264,000					282	25,264,000
素 描	117	338,273,000					117	338,273,000
日 本 画	42	280,710,000					42	280,710,000
工 芸	19	13,586,000					19	13,586,000
計	856	1,839,376,480	0	0	0	0	856	1,839,376,480

(4) 高等学校等育英奨学資金貸付基金

区 分	前年度末現在高	決 算 年 度 中 増 減 高		決 算 年 度 末 現 在 高
		増	減	
現金（銀行預金）	円 730,413,484	円 2,129,900,829	円 1,938,960,093	円 921,354,220
貸 付 金	5,334,266,976	1,932,170,093	426,463,578	6,839,973,491
計	6,064,680,460	4,062,070,922	2,365,423,671	7,761,327,711

(貸付金増減の内訳)

区 分	前年度末現在高		貸 付 (増)		償 還 (減)		決 算 年 度 末 現 在 高	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
平成17年度	人 0	円 0	人 745	円 199,692,000	人 1	円 207,000	人 744	円 199,485,000
平成18年度	744	199,485,000	845	422,301,000	2	982,497	1,587	620,803,503
平成19年度	1,587	620,803,503	960	673,307,000	22	11,652,155	2,525	1,282,458,348
平成20年度	2,525	1,282,458,348	997	694,181,000	31	33,551,444	3,491	1,943,087,904
平成21年度	3,491	1,943,087,904	1,062	743,075,000	19	82,385,339	4,534	2,603,777,565
平成22年度	4,534	2,603,777,565	924	719,035,000	62	130,138,241	5,396	3,192,674,324
平成23年度	5,396	3,192,674,324	7,162	2,203,996,000	52	62,403,348	12,506	5,334,266,976
平成24年度	12,506	5,334,266,976	2,425	1,932,170,093	742	426,463,578	14,189	6,839,973,491

(注) 「貸付(増)」, 「償還(減)」の件数欄の数量は、決算年度中の新規貸付、完済の件数を表す。

宮城県健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

宮 監 委 第 5 1 号

平成 2 5 年 9 月 1 0 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩 殿

宮城県監査委員	安	藤	俊	威
宮城県監査委員	菅	間		進
宮城県監査委員	遊	佐	勘	左衛門
宮城県監査委員	工	藤	鏡	子

平成 2 4 年度宮城県健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び同法第 2 2 条第 1 項の規定により審査に付された、平成 2 4 年度宮城県健全化判断比率及び資金不足比率について、別添のとおり意見書を提出します。

Ⅲ 宮城県健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

1 審 査 の 対 象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）に定める，平成24年度決算に係る実質赤字比率，連結実質赤字比率，実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。），資金不足比率並びにこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を審査の対象とした。

2 審 査 の 方 法

健全化判断比率及び資金不足比率の審査は，知事から提出された健全化判断比率及び資金不足比率の算定は正確か，その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかの主眼を置き，決算諸表等証拠書類との照合等を行うとともに，関係部局から説明を聴取するなどの方法により実施した。

3 審査の結果及び意見

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されており、当該書類に基づく健全化判断比率及び資金不足比率は適正に算定されているものと認められた。

今回算定された比率は下記のとおりであり、健全化判断比率は早期健全化基準を下回っている。また、資金不足比率については、各公営企業会計のいずれも資金の不足額がないことから算定されないが、これらは「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に定める措置が発動されないことを示したものであり、財政上問題がないことを表したものでないことに留意する必要がある。

平成24年度は、実質公債費比率が15.2%と前年度と比較し0.3ポイント低くなり、将来負担比率も251.5%と前年度と比較し2.3ポイント低下しているものの、いずれも大幅な低下には至っていない。一方で県債残高は増加しており、さらに、今後の地方交付税等の地方財政措置の見通しも不透明な状況にある。

本県においては、今後東日本大震災からの復旧・復興に向けた膨大な財源が必要となり、財政状況はこれまでにないほど極めて厳しい状況に直面することが憂慮される。したがって、健全化判断比率及び資金不足比率の推移にさらに留意しつつ、全庁一体となって、赤字団体または将来的な財政再生団体への転落は絶対に回避するとの強い決意のもと、なお一層適切な財政運営に努められたい。

記

(1) 実質赤字比率

平成24年度の実質赤字比率は、一般会計等において実質赤字額がないことから、算定されない。

(2) 連結実質赤字比率

平成24年度の連結実質赤字比率は、全会計において実質赤字額又は資金不足額がないことから、算定されない。

(3) 実質公債費比率（早期健全化基準：25%）

平成24年度の実質公債費比率は15.2%となっており、前年度と比較し0.3ポイント低下している。

(4) 将来負担比率（早期健全化基準：400%）

平成24年度の将来負担比率は251.5%となっており、前年度と比較し2.3ポイント低下している。

(5) 資金不足比率

平成24年度の資金不足比率は、各公営企業会計のいずれも資金の不足額がないことから、算定されない。

(単位：%)

健全化判断比率	平成24年度	平成23年度	(参考) 早期健全化基準	(参考) 財政再生基準
①実質赤字比率	—	—	3.75	5.00
②連結実質赤字比率	—	—	8.75	15.00
③実質公債費比率	15.2	15.5	25.0	35.0
④将来負担比率	251.5	253.8	400.0	
資金不足比率	平成24年度	平成23年度	経営健全化基準	
①水道用水供給事業会計	—	—	20.0	
②工業用水道事業会計	—	—		
③地域整備事業会計	—	—		
④流域下水道事業特別会計	—	—		
⑤港湾整備事業特別会計	—	—		

(注1) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質赤字及び連結実質赤字が生じていないため「—」で表示している。

(注2) 資金不足比率は、各会計において資金不足が生じていないため「—」で表示している。

(注3) 早期健全化基準とは、地方公共団体が財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準として定められた数値である。

(注4) 財政再生基準とは、地方公共団体が財政収支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の健全化を図るべき基準として定められた数値である。

(注5) 経営健全化基準とは、地方公共団体が自主的かつ計画的に公営企業の経営の健全化を図るべき基準として、定められた数値である。

(参考)

1 比率の算定方法

(1) 実質赤字比率とは、一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。

① 算定式

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ② 実質赤字額：繰上充用額＋（支払繰延額＋事業繰越額）
- 繰上充用額：歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額
- 支払繰延額：実質上歳入不足のため、支払を翌年度に繰り延べた額
- 事業繰越額：実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額

(2) 連結実質赤字比率とは、全会計を対象とした実質赤字額（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率である。

① 算定式

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ② 連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額
- イ 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
- ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
- ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
- ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

(3) 実質公債費比率とは、一般会計等において負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率である。

① 算定式

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{(\text{3ヶ年平均}) \cdot \text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

- ② 準元利償還金：イからホまでの合計額
- イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還をした場合における1年当たりの元金償還金相当額
- ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ハ 組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
- ホ 一時借入金の利子

(4) 将来負担比率とは、一般会計等において将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率である。

① 算定式

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

② 将来負担額：イからチまでの合計額

イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高

ロ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費に係るもの）

ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額

ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる該当団体からの負担等見込額

ホ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額

へ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額

（本県における「へ」該当法人）

宮城県土地開発公社，宮城県道路公社，公立大学法人宮城大学，（地独）宮城県立こども病院，（地独）宮城県立病院機構，（公社）みやぎ農業振興公社，（公財）みやぎ産業振興機構，宮城県土地改良事業団体連合会，（公財）宮城県フェリー埠頭公社，（一社）宮城県林業公社，宮城県信用保証協会，宮城県漁業信用基金協会 ※（地独）は地方独立行政法人，（公社）は公益社団法人，（公財）は公益財団法人，（一社）は一般社団法人を表します。

ト 連結実質赤字額

チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

（将来負担額から控除されるもの）

リ 充当可能基金額：イからへまでの償還額等に充てることのできる地方自治法第241条の基金

ヌ 特定財源見込額

ル 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額

(5) 資金不足比率とは、公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率である。

① 算定式

$$\text{公営企業における資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

② 資金の不足額：一般会計等の実質赤字に相当するものとして、公営企業会計ごとに算定した額

事業の規模：料金収入など主たる営業活動から生じる収益等に相当する額

2 対象とした会計名

(1) 一般会計等

- ① 一般会計
- ② 公債費特別会計
- ③ 母子寡婦福祉資金特別会計
- ④ 小規模企業者等設備導入資金特別会計
- ⑤ 農業改良資金特別会計
- ⑥ 沿岸漁業改善資金特別会計
- ⑦ 林業・木材産業改善資金特別会計
- ⑧ 県有林特別会計
- ⑨ 土地取得特別会計
- ⑩ 土地区画整理事業特別会計

(2) 公営企業会計

(地方公営企業法適用企業)

- ① 水道用水供給事業会計
- ② 工業用水道事業会計
- ③ 地域整備事業会計

(地方公営企業法非適用企業)

- ④ 流域下水道事業特別会計
- ⑤ 港湾整備事業特別会計

〈参 考〉 前年度意見に対する執行部の対応状況

6 前年度意見に対する執行部の対応状況

事項名：（１）平成24年度の財政運営について

意見の内容
<p>本県の財政状況は、三位一体改革での地方交付税の大幅な削減による影響に加え、リーマンショック以降落ち込んだ県税収入が回復には至らず、一方で社会保障関係費の増嵩が続いていることから、依然として多額の臨時財政対策債の発行を余儀なくされ、県債全体に占める現在高が約四分の一の規模に達している。今後、地方財政措置の抜本的見直しがない限り、その残高が減少する見込みも立たないなど、構造的な問題が改善されていない。そうした中、将来的な財政再生団体への転落回避に配慮した上で、東日本大震災からの復旧・復興に係る膨大な財政需要に対応しなければならないという、かつてない厳しい財政運営が求められている。</p> <p>平成23年度においては、県税収入が東日本大震災に伴う減免等により前年度と比較し約180億円の減収となったものの、震災に係る復旧・復興事業の地方負担分や地方税の減収分に対する震災復興特別交付税の措置など、国による手厚い財政措置により財源が確保され、結果的に財政調整基金等の財源調整機能を有する3基金の合計現在高は前年度より約299億円増加した。</p> <p>しかしながら、県債現在高が臨時財政対策債の大幅な発行などにより前年度と比較し約510億円増加するとともに、経常収支比率は93.3%（前年度88.2%）と前年度より5.1ポイント悪化し、財政構造は依然として硬直化している状況にある。また、実質公債費比率も15.5%（前年度15.1%）と悪化し、今後の県財政の運営は予断を許さない状況が続いている。</p> <p>このため、震災対応を含め今後の財政需要を考慮すると、より一層の財源確保が喫緊の課題であり、これまで以上に歳入確保と効率的な歳出執行の取組を徹底させるほか、震災復興に係る国への働きかけなどの対応が強く求められる。今後とも、宮城県震災復興計画の基本理念に基づく本県の着実な復興を推進するために、財政再生団体への転落は絶対に回避するという強い決意のもと、なお一層適切な財政運営に努められたい。</p> <p>県債の年度末現在高は、臨時財政対策債、国の予算等貸付金債、教育・福祉施設等整備事業債及び中小企業高度化資金債が増加し、総額では前年度と比較して510億7,743万9,122円増加の1兆6,929億8,138万6,802円となっている。今後とも、震災復興に向けて膨大な財源が必要となることから、国に対して適切な財源措置を求めていくほか、県債現在高の推移を一層注視し、随時必要な対策を講じていく必要がある。</p>
対応状況
<p>【担当：総務部 財政課】</p> <p>《取組内容》</p> <p>震災からの復旧・復興に向けた取組の着実な推進と、財政の健全性の確保の両立という厳しい財政運営が求められていることから、引き続き徹底した行財政改革に取り組むとともに、財源や人員を震災対応に振り向け、可能な限り積極的に震災に対応した財政運営に努めた。（継続）</p> <p>また、震災からの復旧・復興を進めるに当たっては、県の対応能力を超えた膨大な財源を確保する必要があるため、国に対して手厚い財政支援措置の継続・拡充等を粘り強く求めた。（継続）</p> <p>《成果（取組実績）》</p> <p>今年度も、震災復興特別交付税や復興交付金など、国の手厚い財政支援措置が継続されたことから、震災対応分については、国の支援を最大限活用して必要な事業を推進することができた。特に、津波浸水区域等における住宅再建支援に関する特別交付税措置を実施することができた。</p> <p>これにより、例年の2倍以上の予算規模となったものの、県債の大幅な増発及び後年度負担の増大を当面回避することができる見込みである。</p> <p>《今後の課題》</p> <p>多額の臨時財政対策債の発行を余儀なくされるなど構造的な財源不足が改善されない中で、将来的な財政再生団体への転落回避に配慮しつつ、震災からの復旧・復興に係る膨大な財政需要に対応していくことは、県政の重要な課題となっている。</p> <p>また、震災からの復興を成し遂げるためには、長期にわたり膨大な財源を確保していく必要があるが、その明確な見通しは立っておらず、今後も厳しい財政運営を強いられると見込まれる。</p> <p>《平成25年以降の取組》</p> <p>平成25年度の政府予算では、震災復興特別交付税や復興交付金など、復興関連予算が計上されたが、本県への配分額等の詳細が明らかでない部分も多いことから、本県としての必要額が確保されるかどうかについて、注視していく必要がある。また、第3期財政再建推進プログラムに基づく歳入確保対策・歳出抑制対策を確実に進めるとともに、平成26年度以降の財政運営の指針となる次期プログラムを策定し、引き続き持続可能な財政運営の確保に努めていく。</p>

事項名：（２）収入未済額縮減について（県税）

意見の内容
<p>歳入においては、収入未済額縮減推進会議を開催し、債権管理の事務手続きマニュアルを作成するとともに、収入未済額が1千万円を超える地方機関を訪問指導するなど、全庁的な収入未済額縮減に取り組んでおり、平成23年度決算では県税及び県税以外の収入未済額がそれぞれ13.3%、6.0%減少し、一定の成果が認められる。引き続き、財源の確保及び負担の公平性の観点から、収入未済額縮減への取組を継続されたい。</p> <p>県税については、東日本大震災の被災者に配慮しながら、差押徴収の強化や宮城県地方税滞納整理機構による市町村支援などの縮減対策を実施している。また、震災による減免なども要因となり、県税収入未済額の約8割を占める個人県民税について、収入未済額が大幅に減少している。引き続き特別徴収未実施事業所に対する特別徴収制度への移行促進の着実な実施など、市町村との連携を一層強化し税収確保に努力されたい。（以下略）</p>
対応の状況
<p>【担当：総務部 税務課】</p> <p>《取組内容》</p> <p>東日本大震災から1年経過したことを踏まえ、被災した滞納者への配慮も継続しつつも、納税資力を有する滞納者にあつては、原則として従来から取り組んできた差押中心の滞納整理を徹底する「平成24年度県税滞納額縮減方針」を策定し、収入未済額の縮減に取り組んでいる。</p> <p>個人住民税の特別徴収制度への移行促進及び市町村との連携強化については、次の取り組みを行っている。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 市町村と県のメンバーによる「個人住民税特別徴収推進会議」による特別徴収義務者一斉指定ガイドラインの策定（実施目標年度を平成25年度に設定）（新規） ② 特別徴収義務者一斉指定ガイドラインに基づく制度の周知・広報活動（新規） ③ 国税局の協力による年末調整説明会開催通知への県と市町村の連名による特別徴収義務者一斉指定予告チラシ・特別徴収移行推進チラシの同封（34,543枚）による制度周知（新規） ④ 仙台市と県の連名による特別徴収未実施事業所（16,000件）に対するチラシ送付（継続） ⑤ 個人住民税の県税事務所による地方税法第48条に基づく直接徴収及び市町村との共同催告（継続） ⑥ 地方税滞納整理機構による市町村税の徴収対策（継続） ⑦ 市町村職員に対する滞納整理研修の実施（継続） ⑧ 税務課所属の徴収特別指導員による市町村からの滞納整理に関する相談受付（継続） ⑨ 市町村との協働をテーマとする新「県税滞納額縮減対策3か年計画」の策定（新規） <p>《成果（取組結果）》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成25年度の特別徴収義務者一斉指定は、白石市と気仙沼市を除く33市町村が実施する予定となった。 ・ 地方税滞納整理機構による市町村税の徴収は、24市町村932事案を引受け、滞納整理を実施した。 ・ 個人住民税の県税事務所による直接徴収は、7市町99事案を、引受け滞納整理を実施した。共同催告は、13市町10,535件の催告を実施した。 ・ 市町村職員を対象とした研修は、新任職員研修2日・22人（市町村納税担当職員）、滞納整理基礎研修4日・9人（徴収対策室市町村派遣職員）、テーマ別研修4日・12人（〃）の参加を得て実施した。 <p>《今後の課題》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人住民税の特別徴収推進については、平成25年5月の一斉指定実施まで、事業者の理解向上に向けた周知・広報が必要である。また、平成26年度に一斉指定を開始する2市へのバックアップも必要である。 ・ 徴収対策については、地方税滞納整理機構の設置期限を見据えた市町村職員の滞納整理技術の一層の向上、住民税対策における市町村とのさらなる連携強化が必要である。 <p>《平成25年度以降の取組》</p> <p>前記取組内容で講じた個人住民税の特別徴収の移行促進及び市町村との連携強化対策のほか、新「県税滞納額縮減対策3か年計画」に基づき次の取組を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 市町村単独で高い徴収率の達成を目指す「滞納整理業務改善運動」の推進。 ② 県税事務所に設置する「市町村滞納整理業務改善支援チーム」による市町村の中長期計画の策定、滞納整理マニュアル整備、各種取扱基準の作成支援等 ③ 県と市町村が協働で住民税の徴収対策、復興財源確保に取組むことをアピールする「宮城個人住民税徴収対策会議」の開催 ④ 県全体の滞納整理強化月間の設定による県と市町村の連携・集中した滞納整理の実施

事項名：（２）収入未済額縮減について（県税以外）

意見の内容																	
<p>歳入においては、収入未済額縮減推進会議を開催し、債権管理の事務手続きマニュアルを作成するとともに、収入未済額が1千万円を超える地方機関を訪問指導するなど、全庁的な収入未済額縮減に取り組んでおり、平成23年度決算では県税及び県税以外の収入未済額がそれぞれ13.3%、6.0%減少し、一定の成果が認められる。引き続き、財源の確保及び負担の公平性の観点から、収入未済額縮減への取組を継続されたい。（中略）</p> <p>県税以外については、貸付時や給付開始時の制度の周知徹底による新規発生防止や延滞が発生した場合の迅速な督促など、早期対応に一層積極的に取り組むとともに、効果的な対応策を開発するなど抜本的な対策を講じられたい。特に、母子寡婦福祉資金貸付金償還金については、収入未済額の増加傾向が続いており憂慮すべき状況にある。今後は、現況に対して強い危機意識を持ち、組織を挙げて徹底した取組を行われたい。</p>																	
対応の状況																	
<p>【担当：総務部 行政経営推進課 出納局 会計課】</p> <p>《取組内容》</p> <p>収入未済額の縮減については、収入未済額縮減推進会議を開催し、「収入未済額の縮減に向けた債権管理の取組方針」（平成22年8月策定）に基づき、滞納の未然防止や債権回収の強化、適切な債権管理に全庁挙げて取り組んできた。平成24年度においては、新たに債権管理担当者を対象とした研修会を開催し、債権管理に必要な実務の支援に取り組んだほか、昨年度に引き続き地方機関への訪問指導などを行っている。また、東日本大震災で被災した債務者に対しては、各債権において個別の状況に応じ支払猶予制度等について説明するなど、収入未済の発生防止を図りながら償還への意識付けに努めている。</p> <p>《成果（取組結果）》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取組概要</th> <th>取組結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>母子寡婦福祉資金貸付金</td> <td>①滞納の未然防止策として、申請時だけでなく償還開始時における借受人、連帯借受人、連帯保証人との面接による償還指導（新規） ②定期的な対策会議の実施（継続） ③夜間・休日訪問による督促の強化（拡充）</td> <td>債務者へのこまめな連絡や債務者の生活状況の把握に努め、きめこまやかな償還指導を行った結果、今年度の未収債権縮減目標額11,922千円に対して3月末時点で15,388千円縮減した（目標達成率129%）。</td> </tr> <tr> <td>県営住宅使用料等</td> <td>①コンビニエンスストアからの使用料等納付の実施（新規） ②生活保護受給者の代理納付の拡大（拡充） ③民間債権回収業者へ退去滞納者に対する回収業務の委託 ④口座振替利用の推進（継続）</td> <td>口座振替利用の推進（5/1 現在利用率79.9%）、生活保護受給者の代理納付の拡大、コンビニ納付、民間債権回収業者への業務委託などを実施し、今年度の未収債権縮減目標額88,824千円に対して3月末時点で93,035千円縮減した（目標達成率105%）。</td> </tr> <tr> <td>小規模企業者等設備導入資金</td> <td>①滞納の未然防止策として、貸付先に財務諸表の提出を求めるなど経営状況等の把握 ②延滞企業の経営実態を把握し、経営改善について助言・指導するとともに未収債権整理強化期間を設定し、集中的に全延滞企業に対する公簿調査、訪問調査及び納付指導を実施（継続）</td> <td>分割徴収及び債務者の所有不動産の売却による完済等により、今年度の未収債権縮減目標額4,000千円に対して3月末時点で8,211千円縮減した（目標達成率205%）。また、破産廃止決定した貸付先について回収不能と判断し1,418千円の債権放棄を行った。</td> </tr> <tr> <td>放置違反金</td> <td>①債務者に対して最低5回の通知 ②マスコミを活用した戦略的な広報 ③預貯金や自動車及び給与の差押えの実施（継続）</td> <td>預貯金等の差押えや自主納付により、今年度の未収債権縮減目標額13,000千円に対して3月末時点で15,658千円縮減した（目標達成率120%）。</td> </tr> </tbody> </table> <p>《今後の課題》</p> <ul style="list-style-type: none"> 収入未済額の縮減に向けて、平成22年度から平成24年度までの3年間を集中取組期間とし、収入未済額縮減推進会議を中心に全庁を挙げて取り組んできた。その成果は着実にあがってきているが、平成23年度決算ベースで、県税も含めた収入未済額は100億円を超える状況にある。 東日本大震災からの復興及び財政健全化を進める上で財源の確保は重要であり、また、負担の公平性を担保するためにも、引き続き県庁組織が一丸となって、収入未済額の縮減に向けた債権管理の取組を推進する必要がある。 なお、母子寡婦福祉資金貸付金については、収入未済額の増加傾向は緩やかになっているものの、貸付金の性質上、家庭環境が不安定な債務者が多く、経済情勢や雇用環境の悪化の影響を受けやすいことから、償還開始前の指導や未納発生後の早期対応等、徹底した取組が必要である。 				取組概要	取組結果	母子寡婦福祉資金貸付金	①滞納の未然防止策として、申請時だけでなく償還開始時における借受人、連帯借受人、連帯保証人との面接による償還指導（新規） ②定期的な対策会議の実施（継続） ③夜間・休日訪問による督促の強化（拡充）	債務者へのこまめな連絡や債務者の生活状況の把握に努め、きめこまやかな償還指導を行った結果、今年度の未収債権縮減目標額11,922千円に対して3月末時点で15,388千円縮減した（目標達成率129%）。	県営住宅使用料等	①コンビニエンスストアからの使用料等納付の実施（新規） ②生活保護受給者の代理納付の拡大（拡充） ③民間債権回収業者へ退去滞納者に対する回収業務の委託 ④口座振替利用の推進（継続）	口座振替利用の推進（5/1 現在利用率79.9%）、生活保護受給者の代理納付の拡大、コンビニ納付、民間債権回収業者への業務委託などを実施し、今年度の未収債権縮減目標額88,824千円に対して3月末時点で93,035千円縮減した（目標達成率105%）。	小規模企業者等設備導入資金	①滞納の未然防止策として、貸付先に財務諸表の提出を求めるなど経営状況等の把握 ②延滞企業の経営実態を把握し、経営改善について助言・指導するとともに未収債権整理強化期間を設定し、集中的に全延滞企業に対する公簿調査、訪問調査及び納付指導を実施（継続）	分割徴収及び債務者の所有不動産の売却による完済等により、今年度の未収債権縮減目標額4,000千円に対して3月末時点で8,211千円縮減した（目標達成率205%）。また、破産廃止決定した貸付先について回収不能と判断し1,418千円の債権放棄を行った。	放置違反金	①債務者に対して最低5回の通知 ②マスコミを活用した戦略的な広報 ③預貯金や自動車及び給与の差押えの実施（継続）	預貯金等の差押えや自主納付により、今年度の未収債権縮減目標額13,000千円に対して3月末時点で15,658千円縮減した（目標達成率120%）。
	取組概要	取組結果															
母子寡婦福祉資金貸付金	①滞納の未然防止策として、申請時だけでなく償還開始時における借受人、連帯借受人、連帯保証人との面接による償還指導（新規） ②定期的な対策会議の実施（継続） ③夜間・休日訪問による督促の強化（拡充）	債務者へのこまめな連絡や債務者の生活状況の把握に努め、きめこまやかな償還指導を行った結果、今年度の未収債権縮減目標額11,922千円に対して3月末時点で15,388千円縮減した（目標達成率129%）。															
県営住宅使用料等	①コンビニエンスストアからの使用料等納付の実施（新規） ②生活保護受給者の代理納付の拡大（拡充） ③民間債権回収業者へ退去滞納者に対する回収業務の委託 ④口座振替利用の推進（継続）	口座振替利用の推進（5/1 現在利用率79.9%）、生活保護受給者の代理納付の拡大、コンビニ納付、民間債権回収業者への業務委託などを実施し、今年度の未収債権縮減目標額88,824千円に対して3月末時点で93,035千円縮減した（目標達成率105%）。															
小規模企業者等設備導入資金	①滞納の未然防止策として、貸付先に財務諸表の提出を求めるなど経営状況等の把握 ②延滞企業の経営実態を把握し、経営改善について助言・指導するとともに未収債権整理強化期間を設定し、集中的に全延滞企業に対する公簿調査、訪問調査及び納付指導を実施（継続）	分割徴収及び債務者の所有不動産の売却による完済等により、今年度の未収債権縮減目標額4,000千円に対して3月末時点で8,211千円縮減した（目標達成率205%）。また、破産廃止決定した貸付先について回収不能と判断し1,418千円の債権放棄を行った。															
放置違反金	①債務者に対して最低5回の通知 ②マスコミを活用した戦略的な広報 ③預貯金や自動車及び給与の差押えの実施（継続）	預貯金等の差押えや自主納付により、今年度の未収債権縮減目標額13,000千円に対して3月末時点で15,658千円縮減した（目標達成率120%）。															

《平成 25 年度以降の取組》

- ・ 収入未済額縮減推進会議では、「収入未済額の縮減に向けた債権管理の取組方針」を改訂し、平成 25 年度から平成 27 年度までの 3 年間で集中取組期間に設定して、引き続き収入未済額の縮減に向けた取組を推進することとした。
- ・ 債権担当課では、引き続き債務者の生活状況の早期把握や面接による納入指導等、滞納の未然防止策を徹底するとともに、定期的な訪問指導や電話催告を確実に実行し、実情に応じて強制執行等の法的措置についても実施、検討していくほか、新たな取り組みとして、放置違反金における滞納者宅での現金差押えや県営住宅使用料等における家賃減免制度への最低納入額基準の導入等を行っていくなど、県全体として収入未済額が前年を下回ることを目標として取組を強化する。
- ・ なお、母子寡婦福祉資金貸付金については、各保健福祉事務所に配置している「ひとり親家庭自立支援員」を増員し、体制を強化する。また、申請時、償還開始時における面接等、償還指導を引き続き徹底するほか、主務課と各保健福祉事務所による対策会議を随時開催し、組織を挙げた債権回収に向けた取組を行っていく。

事項名：（3）入札・契約制度について

意 見 の 内 容
<p>入札・契約制度においては、議会の議決を経ない物品の調達が行われたことは極めて遺憾である。今後このようなことがないよう、制度に関する知識の習得とチェック体制強化などの再発防止に努められたい。また、震災復興関連工事等の入札及び契約については、落札率の上昇傾向が続いており、懸念されることである。契約の公平性・競争性を確保するため、社会・経済情勢を慎重に見極めながら、随時必要な制度の見直しに努められたい。また、一般競争入札が原則であることを踏まえ、随意契約の適用に当たっては、引き続き厳格な運用に努められたい。</p>
対 応 の 状 況
<p>【担当：出納局 契約課】</p> <p>○ 物品調達関係</p> <p>《取組内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 物品の購入において、予定価格が 7,000 万円以上となる場合には、県議会の議決を得なければならないにもかかわらず、担当職員の制度手続の理解不足や不十分なチェック体制等、まさに内部統制に起因する不適正な事務処理により議決を得ず購入してしまった事案が発生した。このため担当部及び出納局職員に対して、再発防止のため研修会を実施し、職員の資質向上に努めたほか、関係様式に議会議決に関するチェック欄等を設ける等、組織として各段階でチェックできるよう体制の強化を図った。（新規） ・ さらに、「物品管理・調達マニュアル」に議会の議決を要する案件の取扱いのフロー図を追加したほか、「会計事務に関する手引き」や職員向け「Q&A」、「ニュースレター」を通じ周知徹底を図った。なお、この事案については、事後ではあるが平成 24 年 6 月定例会において改めて議会の議決を得ている。 <p>《成果（取組結果）》</p> <p>事案発生以降に調達した予定価格が 7,000 万円以上となった 4 案件については、全て議会の議決を経てから契約を行っている。</p> <p>《今後の課題》</p> <p>新たに構築した内部統制システムの運用状況の評価及び必要に応じた改善を継続的に実施する等、再発防止に万全を期す必要がある。</p> <p>《平成 25 年度以降の取組》</p> <p>入札不調に対する継続した取り組み</p> <p>県政の最重要課題である早期復旧・復興において、円滑な施工確保が課題となっていることから、社会・経済情勢を注視するとともに、入札結果の動向等を検証しながら、引き続き、関係部局と連携し必要な制度の改善に取り組んでいく。</p> <p>○ 震災復興関連工事関係</p> <p>《取組内容》</p> <p>1 入札・契約制度の特例措置（継続）</p> <p>震災からの早期復旧・復興のため、入札及び契約手続き等に関して、技術提案等の作成を省略し手続の簡素化・迅速化を図るとともに、被災者の雇用実績や被災地により近い地元企業を優先評価する「特別簡易型」総合評価落札方式の導入や、地元企業の受注機会を拡大するため一定条件の工事を対象に現場代理人の常駐義務緩和、入札保証金の適用緩和、低入札価格調査の簡素化、前金払の割</p>

合引き上げなどの特例措置を平成23年6月から講じた。

2 入札・契約制度の追加特例措置（拡充）

東日本大震災からの早期復旧・復興のため、平成23年6月から入札・契約の特例措置等の対応を講じてきたが、災害復旧工事の発注の本格化に伴い入札不調が増加傾向にあることや、今後、発注量の急増が見込まれることから、円滑な施工確保を図るため、復興JV制度の創設、混合入札・複数等級入札の試行、配置技術者等の要件緩和、「特別簡易型」総合評価落札方式の適用金額の引き上げなどの追加特例措置を平成24年4月から講じた。

3 入札・契約制度の特例措置の改正等（拡充）

- ・ 総合評価落札方式において、東日本大震災での応急対応実績を新たに評価項目として追加するとともに、入札参加や計画的な受注促進を図るため、建設関連業務の「発注見通し」を試行導入するなどの措置を平成24年8月から講じた。
- ・ 県内企業の施工力強化、不足する技術者や技能者確保のため、復興JV制度の対象工種や適用金額の拡大、監理技術者の専任要件緩和や、予定下請企業・下請金額変更時のペナルティの特例等の措置を平成24年10月から講じた。

4 随意契約の運用（継続）

随意契約は競争入札を原則とする契約方式の例外であり、地方自治法施行令で定める場合に該当するときに限り適用できるとされていることから、安易に適用することのないよう機会をとらえ各部局への指導に努めたほか、第三者委員会である「宮城県公共工事等入札・契約適正化委員会」へ入札状況を報告するとともに、抽出事案において契約方法や業者選定の妥当性等について審議を受けた。

《成果（取組結果）》

1 「特別簡易型」総合評価落札方式の実施状況

平成24年度において、「特別簡易型」は総合評価落札方式全体のうち、件数ベースで47%、落札金額ベースで40%に適用され、手続きの簡素化・迅速化が図られたほか、落札した企業の40%が被災者等の雇用実績を有するなど、被災地での雇用促進に一定の効果があつたと認められる。

2 復興JVの登録状況等

平成24年度の復興JVの受注実績は9件となっているが、登録数においては、平成24年10月の適用金額の拡大等により、37JVから79JVと増加したことから、今後の一層の活用を期待したい。

3 随意契約の運用

入札・契約制度に関する各種研修（平成24年4月、11月、平成25年1月）を通じて、随意契約の厳格な運用の指導に努めたほか、第三者委員会である「宮城県公共工事等入札・契約適正化委員会」（平成24年8月、平成25年2月）へ入札状況を報告し、抽出事案において契約方法や業者選定等について審議を受けた結果は概ね妥当となっている。

《今後の課題》

1 落札率の上昇傾向

平成24年度については、平均落札率は92.5%と平成23年度（94.0%）と比べ1.5ポイント低下しているが、震災前の平成22年度（86.3%）と比べると高い水準にあることから、今後の復旧・復興工事等の発注動向や入札結果を引き続き注視していくとともに、今後、必要に応じ制度の見直しを検討していく必要がある。

2 入札不調の増加

災害復旧工事発注が本格化した平成23年秋口以降、入札不調の発生が顕著化し、平成24年度の発生率は29%となっており、前年度（23%）を上回る厳しい状況にあり、円滑な施工確保が課題となっている。

《平成25年度以降の取組》

入札不調に対する継続した取り組み

県政の最重要課題である早期復旧・復興において、円滑な施工確保が課題となっていることから、社会・経済情勢を注視するとともに、入札結果の動向等を検証しながら、引き続き、関係部局と連携し必要な制度の改善に取り組んでいく。

事項名：（４）東日本大震災復旧・復興について（前段：宮城県震災復興計画の基本理念の共有）

意 見 の 内 容			
<p>東日本大震災に係る復旧・復興事業の推進に当たっては、宮城県震災復興計画に掲げられた5つの基本理念を職員全員が共有し、適時的確に関係市町村と連携しながら主要施策を推進する必要がある。特に、被災者の生活再建、産業再生と雇用の場の確保、災害廃棄物の処理、教育環境の維持向上、保健・医療・福祉の充実、震災特区制度の活用、各種社会資本整備等を迅速かつ計画的に推進していくことが強く求められている。</p> <p>また、東日本大震災の発生から今日まで経験したこととその対応について、検証及び評価を確実にを行い、早期に宮城県地域防災計画を見直し将来の大規模災害に備えるとともに、全国に大規模災害の教訓として発信していくことが本県の使命である。</p> <p>さらに、東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射能問題については、風評被害 対策も含めて、きめ細かい対応と積極的な情報発信を行い、安全・安心と信頼の確保に努められたい。次に掲げる項目については、特に重点的に取り組まされたい。</p>			
①被災者対策として	<p>ア 被災者の働く場の確保</p> <p>イ 被災者の健康管理及び心のケア</p> <p>ウ 子どもの心のケア及び家庭・学校・地域教育のフォロー</p> <p>エ 被災地の交通安全及び生活安全の確保 等</p>	④将来の災害への対応として	<p>ア 東日本大震災後の県の対応の検証・評価、宮城県地域防災計画の見直し</p> <p>イ 通信手段の多様化及び情報・通信網の整備</p> <p>ウ 災害ボランティアの受入体制とその活用方策</p> <p>エ 学校の防災マニュアルの見直し 等</p>
②市町村の復興支援として	<p>ア マンパワーの確保対策</p> <p>イ 市町村と連携した復旧・復興事業や産業再生支援の推進等</p>	⑤国への要望として	<p>ア 長期的な復興関連予算の確保</p> <p>イ 地域の実情を踏まえた柔軟性のある復興支援制度の運用等</p>
③放射能対策として	<p>ア 徹底した放射線量測定と県民及び国内外への正しい情報の発信</p> <p>イ 市町村と連携した除染事業の推進 等</p>	⑥東日本大震災を風化させないための発信	⑦職員の健康管理の徹底と人材確保
対 応 の 状 況			
<p>【担当：震災復興・企画部 震災復興政策課】</p> <p>《取組内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> 知事のあいさつや職員研修等のあらゆる機会をとらえて復興計画の基本理念について説明を行い、職員間の共有を図った。 復興計画の具体化については、宮城県震災復興実施計画を策定し各種施策に取り組んできている。こうした中で復興の進捗状況や被災地の現状を踏まえ、次年度以降の取組等の検討調整を全庁的に進めてきた。 こうした作業を通じて、職員一人一人が担当業務について復興計画に掲げる基本理念に基づき課題の整理と解決策の検討を行い復興施策の充実につなげるとともに、復興計画の基本理念の浸透・共有を図った。（継続） <p>《成果（取組結果）》</p> <p>上記の取組を通じて、職員一人一人に復興計画の基本理念が浸透していると考えている。</p> <p>《今後の課題》</p> <p>復興計画においては、復興に向けて計画期間10年間で復旧期、再生期、発展期に区分しており、H26年度から再生期を迎えることとなる。こうした中で、復興計画の基本理念に掲げる復興の姿や復興の進め方を通して具体化することが極めて重要となる。</p> <p>《平成25年度以降の取組》</p> <p>再生期に向けた各種取組を検討するにあたり、基本理念に掲げるそれぞれの考え方が一層重要になってくることから検討作業を通じて一層の浸透・共有を図り、市町と連携しながら復興施策の推進につなげていきたい。</p>			

事項名：（４）東日本大震災復旧・復興について（後段：重点項目への取組 ①被災者対策）

意見の内容			
<p>東日本大震災に係る復旧・復興事業の推進に当たっては、宮城県震災復興計画に掲げられた5つの基本理念を職員全員が共有し、適時的確に関係市町村と連携しながら主要施策を推進する必要がある。特に、被災者の生活再建、産業再生と雇用の場の確保、災害廃棄物の処理、教育環境の維持向上、保健・医療・福祉の充実、震災特区制度の活用、各種社会資本整備等を迅速かつ計画的に推進していくことが強く求められている。</p> <p>また、東日本大震災の発生から今日まで経験したこととその対応について、検証及び評価を確実にを行い、早期に宮城県地域防災計画を見直し将来の大規模災害に備えるとともに、全国で大規模災害の教訓として発信していくことが本県の使命である。</p> <p>さらに、東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射能問題については、風評被害 対策も含めて、きめ細かい対応と積極的な情報発信を行い、安全・安心と信頼の確保に努められたい。</p> <p><u>次に掲げる項目については、特に重点的に取り組まれたい。</u></p>			
①被災者対策として	ア 被災者の働く場の確保 イ 被災者の健康管理及び心のケア ウ 子どもの心のケア及び家庭・学校・地域教育のフォロー エ 被災地の交通安全及び生活安全の確保 等	④将来の災害への対応として	ア 東日本大震災後の県の対応の検証・評価、宮城県地域防災計画の見直し イ 通信手段の多様化及び情報・通信網の整備 ウ 災害ボランティアの受入体制とその活用方策 エ 学校の防災マニュアルの見直し 等
②市町村の復興支援として	ア マンパワーの確保対策 イ 市町村と連携した復旧・復興事業や産業再生支援の推進等	⑤国への要望として	ア 長期的な復興関連予算の確保 イ 地域の実情を踏まえた柔軟性のある復興支援制度の運用等
③放射能対策として	ア 徹底した放射線量測定と県民及び国内外への正しい情報の発信 イ 市町村と連携した除染事業の推進 等	⑥東日本大震災を風化させないための発信 ⑦職員の健康管理の徹底と人材確保	

対応の状況

ア 被災者の働く場の確保【担当：経済商工観光部 雇用対策課】

《取組内容》

- 平成24年度は、緊急一時的な短期の雇用機会の創出については、震災等緊急雇用対応事業等により、県及び市町村が直接雇用若しくは委託事業を実施するとともに、安定的な雇用機会の創出については、産業施策と一体となって雇用面から支援を行う宮城県事業復興型雇用創出事業を実施し、併せて、全体で約280億円を用い、約2万2千人の雇用創出を図ることとし、事業の実施に努めた。
- なお、地盤沈下の復旧対策に時間を要している沿岸部などでは、事業の再開等に時間を要している現状にあることから、国に対し事業復興型雇用創出事業の事業期間の延長を要望していたが、2月26日に国の補正予算が成立し、事業期間の1年延長が認められたことから、雇用創出目標の一部（約8千人）を平成25年度に繰り延べていることにより、平成24年度の雇用創出目標数を約3万人から約2万2千人に変更している。

（単位：億円、人）

	当初予算額	雇用計画 （当初）	9月補正後 予算額	雇用計画 （9月補正後）	2月補正後 予算額	雇用計画 （2月補正後）
重点分野雇用創出事業及び 震災等緊急対応事業	182.3	7,732	227.2	10,732.0	171.3	10,732
事業復興型雇用創出事業	218.1	18,612	218.1	18,612.0	80.7	10,509
生涯現役・全員参加・世代 継承型雇用創出事業	28.0	875	28.0	875.0	28.0	875
合計	428.4	27,219	473.3	30,219	280.0	22,116

《成果（取組結果）》

- ・ 緊急一時的な短期の雇用機会の創出については、雇用期間が1年以上の有期雇用を想定している生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業を含め約1万人の雇用創出目標に対し、平成24年度末現在で14,072人の雇用数となっている。
- ・ しかし、約2万人の雇用創出に向けて取り組んでいる事業復興型雇用創出事業については、地盤沈下のかさ上げ対策に時間を要している沿岸部を中心に、未だ再開にむけて取り組んでいる事業者や、再開はしたものの、本格的な事業再開にまでは至らず雇用意欲が回復していない事業者がいるものと推察されることなどもあり、平成25年3月末までに申請のあった雇用数は、7,843人（平成23年度からの累計で8,046人）となっている。

《今後の課題》

- ・ 事業復興型雇用創出助成金は、平成24年度までに復旧事業等を開始することが支給を受けるための要件となっているが、地盤沈下のかさ上げ対策に時間を要している沿岸部を中心に、助成金の支給要件として国から示されている平成24年度末までの復旧・復興に向けた建設等の事業開始が極めて困難であることから、国に対し、平成25年度以降に事業を開始した事業所も助成対象とするよう繰り返し要望してきた。
- ・ これを受け、国では、平成24年度一般会計補正予算（第1号）において事業期間の1年延長が実現した。
- ・ しかしながら、沿岸部のかさ上げ対策や事業者の本格的な事業再開には、まだまだ時間を要することから、今後も、復興の状況に応じて、事業期間の延長等について柔軟な対応が行えるよう国に対し要望していく必要がある。

《平成25年度以降の取組》

被災された方々が生活再建を果たせるよう、震災等緊急雇用対応事業等を活用した短期の雇用期間の確保と事業復興型雇用創出助成金による安定的な雇用の創出に、今後とも引き続き全力で取り組むこととしている。

イ 被災者の健康管理及び心のケア

○ 健康管理【保健福祉部 健康推進課】

《取組内容》

- ・ 仮設住宅入居者等健康調査の実施（継続）
- ・ 特定健診・保健指導の対象となっていない18歳以上39歳以下の住民に対して基本健診、詳細健診を行う市町村への補助（新規）
- ・ 仮設住宅入居者等に対して歯科保健、食生活・栄養改善、リハビリテーションに関する相談・指導等を行う法人等への補助（継続）

《成果（取組結果）》

- ・ 仮設住宅入居者等健康調査によって心身の健康状態に問題を抱えた方を把握し、各種支援につなげた。
- ・ 歯科保健や食生活・栄養改善、リハビリテーションに関する集団指導や相談会等を実施し応急仮設住宅等での健康な生活の維持・増進を支援した。

《今後の課題》

市町村のマンパワーが不足していることから、関係機関・団体がより一層緊密に連携し、健康調査によって把握された要支援者に対する支援体制を強化していく必要がある。

《平成25年度以降の取組》

仮設住宅等における生活が長期化することにより、様々な健康課題の発生が懸念されることから、引き続き健康調査や各種健康支援事業を実施するとともに、関係機関・団体の情報共有・連携に努めていく。

○ 心のケア【保健福祉部 障害福祉課】

《取組内容》

- ・ みやぎ心のケアセンターの運営（継続）
- ・ 仙台市が行う被災者の心のケア事業に対する補助（継続）
- ・ 東北大学大学院医学系研究科予防精神医学寄附講座の設置（継続）
- ・ 精神障害者アウトリーチ推進事業（震災対応型）の実施（継続）
- ・ 県精神保健福祉センターの研修事業の実施（継続）
- ・ 保健所の精神保健福祉相談、アルコール等の専門相談の実施（継続）

《成果（取組結果）》

- ・ 平成23年12月 みやぎ心のケアセンター（基幹センター）を仙台市内に開所し（設置運営：宮城県精神保健福祉協会）、平成24年4月 地域センター（石巻・気仙沼）を開所した。

- ・ 専門職による住民支援（対面相談 4,492 件，電話相談 1,945 件），仮設住宅での心の講話等の普及啓発，自治体職員等の支援者を対象としたメンタルヘルス研修やスキルアップ研修会の開催等，保健所，市町村，関係機関・団体等と連携を図り，被災者等に対するきめ細やかな各種支援を実施した。
- ・ 仙台市が行う被災者の心のケア支援事業に対する補助
訪問活動の強化や各区役所における「こころの相談」を拡充（対面相談 1,949 件，電話相談 2,917 件，仮設住宅健康相談会，サロン活動等を実施）した。
- ・ 東北大学大学院医学系研究科予防精神医学寄附講座の設置
平成 23 年 10 月設置。人材育成と調査研究を「みやぎ心のケアセンター」と連動して実施した。
- ・ 精神障害者アウトリーチ推進事業（震災対応型）の実施
精神科医療機関等 4 団体に委託し実施した。（訪問 1,280 件，電話 774 件，個別支援会議 2,071 件，関係機関調整 105 回）
- ・ 県精神保健福祉センターの研修事業の実施
従来の研修だけでなく，引き続き震災関連（自殺対策含む）研修を実施（平成 24 年度精神保健福祉基礎講座 1 回，災害後の地域精神保健福祉活動研修会 1 回，地域自殺対策研修 2 回実施）
- ・ 保健所の精神保健福祉相談，アルコール等の専門相談の実施
従来の相談だけでなく，引き続き拡充して実施した。（平成 24 年度 225 回実施）

《今後の課題》

- ・ 被災者の心のケアは長期的な支援が必要であり，継続的な支援を行うための財源確保の問題と変化するニーズへの対応や生活再建に対する不安等に対応する総合的な支援が求められる。
- ・ 行政，大学，民間等の支援関係者のネットワーク，連携体制の構築が必要である。
- ・ 市町村，保健所等の保健師をはじめとする職員，サポートセンターの生活支援員等の支援者のサポート及びメンタルケアも重要である。

《平成 25 年度以降の取組》

- ・ 「みやぎ心のケアセンター」のほか仙台市が行う被災者の心のケア対策事業に対する補助を継続する等，被災者の心のケアの充実を図る。
- ・ 東北大学大学院医学系研究科予防精神医学寄附講座における人材育成と調査研究事業を継続する。
- ・ 精神障害者アウトリーチ推進事業（震災対応型）を継続し，精神病症状を呈している方等に対する支援を強化する。
- ・ 保健所精神保健福祉相談，アルコール専門相談等を拡充する。

ウ 子ども心のケア及び家庭・学校・地域教育のフォロー

○ 小・中学校【担当課：教育庁 義務教育課】

《取組内容》

- ・ スクールカウンセラー（以下「SC」という。）を公立中学校（仙台市除く）150 校に配置した。（継続）
- ・ 広域カウンセラーを全市町村（仙台市除く）に派遣し，小学校に対応できるようにした。（新規）
- ・ 年度途中でも市町村教育委員会等が SC を必要とした場合には，要請に応じて派遣した。（新規）
- ・ 教育（地域）事務所に 1～2 名の専門カウンセラーを配置し，児童生徒のいじめや暴力行為等の問題行動，不登校や学校不適応，その他生徒指導上の諸問題に関する児童生徒，保護者，教職員へのカウンセリングや助言を行った。（拡充）
- ・ 心のケアに関する研修会と外部人材の活用を行った。（継続）
- ・ スクールソーシャルワーカーを 13 市町 15 名配置（10 月からは 2 名増）した。（拡充）
- ・ 学校教育活動復旧支援員の配置を 4 市町に委託した。（継続）

《成果（取組結果）》

- ・ SC に対する公立中学校の相談件数は 22,736 件（25,211 人），公立小学校の相談件数は 6,735 件（7,387 人）であった。
- ・ SC の緊急派遣は 21 市町 147 校であり，延べ 2,049 人を派遣した。
- ・ 教育事務所専門カウンセラーの相談件数は 1,344 件（2,256 人）であった。
- ・ 心のケアに関する研修会を 58 回実施した。また，生徒の心のケアについての教員研修等において外部人材の活用を 2 回行った。
- ・ スクールソーシャルワーカーを配置した結果，家庭・学校・関係機関等の連携をとりながら，児童生徒の心のケアを図ることができた。
- ・ 学校教育活動復旧支援員を配置した結果，児童生徒の心のケア，教職員，保護者への助言・援助等様々な多くの課題に対応することができた。

《今後の課題》

- ・ 県内在住の臨床心理士及び準ずる者が少なく，人材の確保が必要である。

《平成 25 年度以降の取組》

- ・ 学校の統廃合が進む中で、全公立中学校（142 校）に S C を配置する。また、広域カウンセラーを引き続き市町村教育委員会に配置し全ての小学校に対応できるようにするなど手厚い配置・派遣を行う。
- ・ 心のケアに係る研修会の実施・外部人材活用を継続して行う。
- ・ 学校教育活動復旧支援員を継続して配置していく。

○ 県立高校等【担当課：教育庁 高校教育課】

《取組内容》

- ・ 全県立高校等 79 校に S C を配置することにより、生徒・保護者・教員の相談に対応し、その悩み等の解消を図るとともに、教職員の研修や教育相談体制の充実・整備に努め、生徒の健全育成を推進した。（継続）
- ・ 震災の影響を受けて、臨床心理に関して高度に専門的な知識、経験を有する S C 等を多く緊急派遣し、生徒の心のケアを図った。（新規）
- ・ S C 等を活用した研修会、連絡会議を開催し、教職員の資質向上を図った。（拡充）

《成果（取組結果）》

- ・ S C 相談件数 14,146 件、相談人数 15,732 人（うち、S C 緊急派遣相談件数 1,601 件、緊急派遣相談人数 1,539 人）
- ・ S C、S C 担当者の全体連絡会議 2 回開催
- ・ S C 等を活用した研修・講演等 338 回実施 参加者 39,817 人

《今後の課題》

- ・ 県内在住の臨床心理士及び準ずる者が少なく、人材の確保が必要である。

《平成 25 年度以降の取組》

- ・ 全県立高校等に S C を配置することにより、生徒・保護者・教員の相談に対応し、その悩み等の解消を図るとともに、教職員の研修や教育相談体制の充実・整備に努め、生徒の健全育成を推進する。
- ・ 震災の影響を受けて、臨床心理に関して高度に専門的な知識、経験を有する S C 等を多く緊急派遣し、生徒の心のケアを図る
- ・ S C 等を活用した研修会、連絡会議を開催し、教職員の資質向上に資する。
- ・ スーパーバイザーを配置し S C の資質向上、震災対応へのアドバイス等を充実させる。
- ・ スクールソーシャルワーカーを配置し、学校と連携し、社会福祉等の面からからのサポートを充実させる。

○ 家庭・学校・地域教育【担当課：教育庁 生涯学習課】

〔放課後子ども教室推進事業〕

《取組内容》

被災した地域の子どもたちも含め県内全児童を対象に、小学校の余裕教室や地域の公的施設を活用し、放課後や週末等に安全・安心な学習活動拠点を設け、地域の方々との参画を得ながら子どもたちの成長を地域全体で支えていく仕組みづくりの支援を行った。（継続）

《成果（取組結果）》

平成 23 年 4 月から平成 23 年 12 月までは国の補助金事業として 14 市町 50 教室で実施したが、平成 24 年 1 月から平成 24 年 3 月までは国の委託事業となり「学びを通じた被災地の地域コミュニティー再生支援事業」を活用して事業を推進した結果、3 市町村、5 教室が増加し 17 市町村 55 教室で実施した。子どもたちの参加数も平成 20 年度延べ 57,273 名から平成 23 年度延べ 82,587 人と増加しており、放課後子ども教室の需要の高まりがみられた。

平成 24 年度は 17 市町村 55 教室で実施している。

地域の教育力を生かしながら子どもたちの健全育成に繋がった。地域で子どもを育てる環境づくりに貢献した保護者にとっても子どもたちの放課後の生活を心配せず、安心して勤労に従事することができたとの声が聞かれた。

《今後の課題》

- ・ 指導スタッフの固定化、高齢化。
- ・ 気になる子どもたち（発達障害の児童）や難しい保護者への対応。

《平成 25 年度以降の取組》

平成 25 年度は 19 市町村 59 教室（平成 24 年度から 1 市 1 町 4 教室増）で実施する予定である。

[協働教育プラットフォーム事業]

《取組内容》

- ・ 家庭・地域・学校が協働して子どもを育てる仕組みづくりを行い、地域の教育力の向上や活性化を図り、地域全体で子どもを育てる環境の整備を図る。被災地においては自立的な復興に向けて地域コミュニティー再生の場づくりを図る。
- ・ コーディネーターの配置 ・家庭教育支援 ・地域活動支援 ・学校教育支援（継続）

《成果（取組結果）》

- ・ 平成 23 年 4 月から平成 23 年 12 月までは 11 市町で実施し、平成 24 年 1 月から 3 月までは国の委託事業を受け、15 市町が事業に取り組んだ。
- ・ 平成 24 年度は 28 市町村で事業を実施している。
- ・ 地域全体で子どもを育てる体制が整備されたことで、学校教育支援活動が増加し、子どもたちは地域の大人とふれ合う様々な学習機会を得た。

《今後の課題》

安定的・継続的に協働教育を推進するための市町村単位の組織の設立とコーディネーターの配置をする必要がある。

《平成 25 年度以降の取組》

平成 25 年度も 28 市町村で実施する予定である。

エ 被災地の交通安全及び生活安全の確保

○ 交通安全【担当課：警察本部 交通企画課】

《取組内容》

県警においては、被災地における交通安全を確保するため、被災により滅灯した信号機等の交通安全施設の整備復旧を進めるとともに、他県警察からの特別出向者を被災地に派遣し、災害廃棄物搬送車両等の搬送経路における警戒活動、及び地元小中学校児童・生徒に対し通学路において保護誘導活動を行っているほか、仮設住宅等における緊急雇用創出事業により雇用した高齢者交通安全指導員を運用した交通安全教育等、多角的な交通安全対策を推進している。（継続）

《成果（取組結果）》

- ・ 被災地 9 警察署管内の交通事故発生状況
平成 24 年：発生件数 5,096 件・死者 24 人（対前年比+153 件・-1 人）（震災前 3 年平均発生件数 5,351 件・死者 39 人，-255 件・-15 人）
平成 23 年（震災年）対比では発生件数が増加したが、震災前 3 年間平均と比較すると、発生件数・死者数ともに大幅に減少し、特に自転車事故が大幅に減少した。
- ・ 震災により滅灯した交通信号機の整備復旧状況
交通信号機 272 基中 259 基を整備復旧した。（95.2%）
- ・ 特別出向者（特別交通対策係）の運用（平成 24 年 2 月 1 日～）
交通機動隊に 42 名、高速道路交通警察隊に 28 名を配置し、災害廃棄物搬送車両等に対する積載方法等に関する指導警告、地元小中学校の通学路における学童保護活動を実施している。
なお、平成 25 年度は、特別出向者（特別交通対策係）を交通機動隊に一本化し、30 名体制で運用中である。
- ・ 仮設住宅等における交通安全教育の実施
高齢者交通安全指導員 40 名を運用し、交通安全教育車（みやぎくん号）や歩行シミュレーターなどを活用した参加体験・実践型の交通安全教育を実施（435 回、平成 24 年 4 月～平成 25 年 5 月末）している。

《今後の課題》

今後被災地における震災復興計画に連動させた形での交通安全施設の整備を図るとともに、高齢者交通安全指導員・自転車安全利用指導員の拡充のほか、仮設住宅等における交通安全教育の充実を図り、被災地における交通事故防止を図っていく必要がある。

《平成 25 年度以降の取組》

被災地における道路交通環境の整備に当たっては、各自治体において策定している震災復興計画と連動させた対策を進めるとともに、飲酒運転違反等の悪質危険違反の取締りを継続的に推進するなど交通規範意識の向上を図り、被災地の交通安全の確保に努めていく必要がある。

○ 生活安全【担当課：警察本部 生活安全企画課】

《取組内容》

県警においては、被災地における安全・安心を確保するため、特に、仮設住宅で生活している被災者に対する防犯情報の提供や防犯指導、被災地域の街頭パトロール活動等を強化しているほか、震災により崩壊した防犯ボランティアの再構築や活動支援等、被災地における安全・安心を確保する新たな基盤の整備にも配慮した警察活動を推進している。（継続）

《成果（取組結果）》

- 被災地域（被災9警察署管内）の犯罪発生状況
平成23年：10,194件（前年比-2,867件，-22.0%）
平成24年：9,522件（前年比-672件，-6.6%）
- 県全体の犯罪発生状況
平成23年：20,605件（前年比-4,009件，-16.3%）
平成24年：19,561件（前年比-1,044件，-5.1%）
- 防犯情報の提供
平成24年：地域安全ニュースの発行40件防犯チラシ，ポスター等の発行9種159,000部
- 青色防犯パトロール車両による巡回活動（平成24年度）
沿岸地域～警備員120名，車両20台
仙台市内及び黒川地区～警備員72名，車両36台
- 仮設住宅における防犯活動の活性化（平成25年3月末現在）
地域防犯サポーターの委嘱～246地区，341名
自主防犯団体の結成～72団体
- 「振り込め詐欺等被害抑止コールセンターみやぎ」による注意喚起
平成25年1月から3月まで，オペレーター10名で実施。電話帳による注意喚起のほか，警察庁から配信された押収リストに基づき約3,000件の注意喚起を実施。

《今後の課題》

今後、被災地の復旧・復興に便乗した生活経済事犯や、膨大なガレキ処理に伴う環境犯罪等、県民生活に関わる各種犯罪の発生も懸念されることから、関係機関・団体等との緊密な連携により、違反情報の把握と取締りを強力に推進する。

《平成25年度以降の取組》

復興期におけるまちづくりに対する防犯環境の整備促進として、防災集団移転地区をはじめとした都市整備計画に、防犯対策を盛り込むように働き掛けるなど、復興と併せた防犯対策を講じながら、住民の安全・安心の確保に努めていくことが必要である。

事項名：（4）東日本大震災復旧・復興について（後段：重点項目への取組 ②市町村の復興支援）

対 応 の 状 況

ア マンパワーの確保対策【担当：総務部 人事課 市町村課】

《取組内容》

- 東日本大震災発生に伴い、被災市町におけるマンパワー不足が深刻な状況にあることから、被災市町に対して復旧・復興業務を担うための県職員の派遣を行った。
- 平成24年6月に設置した「市町村震災関係職員確保連絡会議」において、被災市町のマンパワー不足が深刻である事が確認されたことから、被災市町に対して、必要な業務内容や必要数のアンケート調査を行い、ニーズを確認した上で、被災市町を支援するための任期付職員を県で採用し、被災市町に派遣を行った

《成果（取組結果）》

- 被災市町支援のための県職員派遣については、平成23年度は1市4町に対し11人を派遣したが、平成24年4月に4名を追加し15人を派遣した。さらに、平成24年11月には、9人を追加した結果、県職員の派遣者は5市4町に対し24人となった。
- 被災市町に派遣するための任期付職員採用については、平成24年8月に募集を開始し、258人が受考した結果（9月に第1次考査，11月に第2次考査），126人を採用し平成25年1月以降（1月：105人，2月21人）6市4町に派遣を行った。

- 平成24年6月時点で被災市町のマンパワー不足は469人であったが、各自治体からの自治法派遣の受入、事務事業の見直し、県職員の派遣、任期付職員の派遣等を行った結果、平成25年3月時点で137人まで不足数が減少した。

《今後の課題》

- 復旧期3年の最終年を迎えるが、今後復興事業の本格化に伴い、更なる必要人数の増加が見込まれており、継続的な人員確保が必要と考えられる。
- 県としても、今後も引き続き被災市町に対する人的支援について可能な限り実施していく必要がある。

《平成25年度以降の取組》

- 被災市町におけるマンパワー不足の状況について、「市町村復興関係職員連絡会議」等を通じて細かく確認を行うと共に、必要なニーズに対応できるよう、県としてできる限りの人的支援について引き続き行ってまいりたい。

イ 市町村と連携した復旧・復興事業や産業再生支援の推進等

○ 農業振興関係【担当：農林水産部 農業振興課】

《取組内容》

- 東日本大震災復興特区法の税制上の特例措置を活用し、新たな農業法人の設立や農業投資を増やし、沿岸部における雇用の創出と地域経済・社会の復興につなげるため、県と津波被災を受けた11市町が共同で復興推進計画（民間投資促進特区（農業版））を策定し、平成24年7月23日に国へ対し、認定申請を行った。（新規）
- 復興に向けたまちづくり・地域づくりのための復興整備事業について市町と共同で復興整備計画を作成し、東日本大震災復興特別区域法に基づく農地転用許可の特例措置の適用を受けた。（新規）
- 被災地域農業復興総合支援事業における計画申請から承認に至るまでの事務処理のスピードアップを図るため、復興庁による市町村ヒアリングの前に復興庁や農水省と連携した「市町村プランの事前指導」を実施した。（新規）
- 全農業改良普及センター（農業普及組織）では、震災からの早期復旧と生産再開等に向けた支援を内容とする「魅力ある宮城の農業・農村再興プロジェクト」を最重点課題に位置付け、関係機関との連携のもと、それぞれの地域の実情に応じ、被災農地の土壌調査、除塩対策支援、営農再開支援、津波被災を受けていない地域での生産拡大・就農支援等に取り組んでいる。（継続）

《成果（取組結果）》

- 沿岸15市町のうち、4市町を除く11市町と共同申請に向けて、計画策定を行うことができ、平成24年9月28日に国から復興推進計画の認定を受けることができた。
- 特区の適用範囲を内陸市町村まで認めてもらえるよう協議を繰り返したが、内陸市町から沿岸市町までの通勤雇用態勢の蓋然性に認められず、沿岸市町に限定される残念な結果となった。
- 10市町において復興整備計画に基づく農地転用許可の特例措置を受けており（135事業、348ha）、1町で復興整備計画を作成中である。その他、2市町においても復興整備計画が作成されているが、現時点では農地転用許可の特例措置の適用はない。
- 「市町村プランの事前指導」を実施し、事業の構想段階から事前に協議することで、個別事業の内容について関係機関の情報共有や合意形成が促進されることで、スピーディーかつ円滑な事務処理に寄与した。
- 名取市の被災農業者の受入支援として、補助事業を活用し白石市にパイプハウス122棟を建設、栽培指導を実施した。
- 津波被災者の営農再開のため、交付金等を活用し、農業法人の設立等に向けた支援や栽培管理指導を実施した。
 亘理管内：山元いちご農園（株）（平成23年6月設立）、山元町アグリカルチャ（平成23年10月設立）
 仙台管内：イーストアグリ六郷（平成23年5月設立）、（農）クローバーズファーム（平成24年4月設立）
 石巻管内：（株）イグナルファーム（平成23年12月設立）、（株）スマイルファーム石巻（平成24年1月設立）
- 名取市花生生産組合、北釜公人会、小山いちご生産組合、（有）サンフレッシュ松島、階上生産組合等に生産再開に向けた支援を実施した。
- 震災後1年間の相談活動の実績（9普及センター総件数）
 生産技術・経営関係235件、営農資金関係203件、農地利用関係120件、除塩対策関係113件ほか。

《今後の課題》

- 申請時点において、土地利用方針がしっかり固まっていない状況下において復興産業集積区域（あらかじめ設定した区域内で事業が行われた場合のみ、税制上の特例措置の対象となる）を設定している市町があるため、今後、区域の変更申請を行うことになると思われ、市町及び復興局との協議を要する。
- 周知が不足しているため、パンフレットの作成や戸別訪問による説明等を行いながら、指定事業者の確保に努める。
- 農地転用許可の特例措置の適用が迅速に受けられるよう、復興整備計画作成に際して市町村と調整する必要がある。
- 市町村の事業数や申請市町村数の増加に伴う円滑な事務処理への対応。
- 復興計画の具現化に向けて継続的な支援の実施が必要である。
- 営農再開した農業者や新たに設立された農業法人等に対して、営農計画の早期実現や組織の円滑な運営に向けた支援が必要である。

《平成25年度以降の取組》

- 事業者への特区に係る情報の周知徹底と申請支援を行うとともに、必要に応じて復興産業集積区域の変更申請を行う。
- 引き続き、復興整備事業に係る農地転用許可の特例措置の適用を受けるため、市町村と共同で復興整備計画を作成する。
- 平成24年度の取組をベースにさらに改善を図っていく。
- 「魅力ある宮城の農業・農村再興プロジェクト」の内容を地域の復旧・復興状況にあわせて計画修正しながら、復興に向けた支援を継続・強化する。

○ 被災農家支援及び農業生産力の回復【担当：農林水産部 農産園芸環境課】

《取組内容》

- ・ 被災農家経営再開支援事業の円滑な実施による被災農家の所得確保（市町村が事業主体）
- ・ 東日本大震災農業生産対策事業並びに宮城県農業生産復旧緊急対策事業による、農業生産力の回復へ向けた取組

《成果（取組結果）》

- ・ 被災農家経営再開支援事業について、平成23年度は被災市町15市町のうち、沿岸部の12市町において、復興組合38組合設立され、除塩・復旧作業等の実施の実施により、約29.6億円が交付され（対象面積約8,443ha分）、被災農家の所得確保が図られた。
- ・ 平成24年度については、多賀城市を除く11市町から希望が上げられ、26復興組合で活動が行われており、昨年に引き続き、所得確保が行われている。（交付決定額 約22.6億円（H23差 ▲7億円）、対象面積6,624ha（H23差 ▲1,819ha））
- ・ 東日本大震災農業生産対策事業（国庫交付金）並びに宮城県農業生産復旧緊急対策事業（国の交付金と合わせた農業者の負担軽減措置）により、農業生産力の回復を図るための、共同利用施設の復旧及び再編整備、営農再開へ向けた資機材導入を支援した。
- ・ 東日本大震災農業生産対策事業（交付率1/2）：238件、交付金額4,238,331千円（含繰越完了）
- ・ 宮城県農業生産復旧緊急対策事業（交付率1/4）：175件、補助金額1,579,853千円（含繰越完了）
- ・ 農業生産力の回復へ向けた主な成果
土地利用型農業対策：津波被災地域の乾燥調製施設復旧・再編整備：28箇所、処理面積848ha、トラクタ、コンバイン、田植機等農業機械導入：100台、処理面積2,479ha等
園芸対策：園芸生産施設等の復旧対策：復旧面積82.0ha、いちご28.6ha、トマト5.5ha、きゅうり3.4ha、カーネーション6.5ha等

《今後の課題》

- ・ 被災農家経営再開支援事業については、平成23・24年の実績により、被災農家の所得確保に有効であることは確実であり、平成25年度までは予算が確保されているが、平成26年度以降も復旧しない地域があることから、平成26年度以降も継続した支援が必要であり、政府要望に盛り込むこととした。
- ・ 農地復旧と合わせた着実な施設復旧、再編整備、資機材の導入農地復旧に伴い継続的に、営農再開へ向けた取組が必要となっている。東日本大震災復興交付金についても、市町村が施設や機械を整備して農業者が活用する事が可能であるが、市町村が事業主体となる事業には限界があり、農業者組織や農協などが事業主体となった臨機応変な取組を引き続き支援する事が不可欠であることから、平成25年度以降も事業要望に合わせ、十分かつ確実に事業実施できるよう政府要望を行っている。

《平成25年度以降の取組》

- ・ 被災農家経営再開支援事業については、平成25年度で終了とされているが、平成25年度以降も復旧しない地域があることから、継続した支援が必要であり、政府要望に継続して盛り込んでいく。
- ・ 震災復興計画において、再生期も継続的に対策を実施する事となっている。

○ 畜産関係【担当：農林水産部 畜産課】

《取組内容》

平成23年度において、畜舎等施設整備支援対策事業を創設

《成果（取組結果）》

- ・ 平成23年度において、畜舎等施設整備支援対策事業を創設し、10市町において、62戸に対し、市町村と連携し、経営再建に向けた家畜飼養管理用施設等の整備、改修を行った。
事業費 281,340千円（県補助金75,505千円）
- ・ 平成24年度においても、同様に9市町において、78戸に対し、整備、改修を行った。
事業費 296,926千円（県補助金98,356千円）

《平成25年度以降の取組》

引き続き、市町村と連携し、畜産経営の再建に向け取り組んでいく。

○ ほ場整備関係【担当：農林水産部 農村振興課】

《取組内容》

被災市町の要請を受け、『東日本大震災復興交付金』を活用し、津波被害が著しい未整備の農地を中心として、大区画化ほ場整備を実施。（継続）

《成果（取組結果）》

大区画化ほ場整備を通じた農地の面的な集約や経営の大規模化等による競争力のある経営体を育成するとともに、公共用地の創設や防災集団移転住宅跡地の集積・再配置など、可能な限り市町の復興計画実現に向け、土地利用の整序化を目的とした農地整備に取り組んでいる。

〔東日本大震災復興交付金（農山漁村地域復興基盤総合整備事業）〕

平成23年度配分：6市町5地区（実施計画費）気仙沼地区、南三陸地区、名取地区、岩沼地区、亶理地区

平成24年度配分：10市町9地区（実施計画費・農地整備事業等）気仙沼地区、南三陸地区、牡鹿地区、西矢本地区、七ヶ浜地区、名取地区、岩沼地区、亶理地区、山元地区

《今後の課題》

- ・ 大区画化ほ場整備を通した農地の面的な集約を進める上では、地域の合意形成が重要であり、事業の効果を最大限に発揮するためには事業参加の同意率を極力100%に近づけることが必要であるが、仮設住宅や居住地の移転をしている地権者がおり、連絡が取れない状況など被災地特有の課題が存在する。
- ・ また、防災集団移転による住宅跡地について、本事業で土地利用の整序化を図る場合は、土地改良法上の換地手法を活用して実施するが、権利調整に時間を要した際は、当初の事業計画に土地利用の整序化を盛り込むことが困難となる。

《平成25年度以降の取組》

- ・ 大区画化ほ場整備を通した一体的な面整備と農地の面的な集約を進めるため、限られた時間の中で、事業参加の同意率を極力上げるように関係機関と連携を密にし地権者の把握に努めるほか、被災地域の抱える課題解決に向け取り組む。
- ・ また、権利調整に時間を要し、当初計画で権利調整が整わない場合は、計画変更の手続きにより、可能な限り市町の復興計画実現に向け、土地利用の整序化を目的とした農地整備に取り組む。

○ 農地・農業用施設関係【担当：農林水産部 農村整備課】

《取組内容》

東日本大震災により津波被害を受けた地域における農地・農業用施設の災害復旧事業について、市町又は土地改良区等からの要請を受け、被害調査から復旧工事までの一切を県営事業として行う。
(継続)

《成果（取組結果）》

- ・ 農地・農業用施設の復旧について「みやぎの農業・農村復興計画」及び「東日本大震災に係る農地・農業用施設の復旧復興ロードマップ」を作成し、迅速な措置を講じている。
- ・ 県営事業として1,758地区の災害復旧に取り組むこととしており、平成25年3月末現在で978地区の復旧工事に着手している。また、農地復旧（除塩含む）については、復旧対象面積13,000haのうち、平成25年3月末現在で11,000ha（85%）に着手し、そのうち7,030ha（54%）が完了している。これまで着手計画に対し、若干の前倒しの進捗状況にある。

《今後の課題》

- ・ 県営事業として災害復旧事業に取り組むため、マンパワー不足を補うため、これまで他都道府県を中心に農業土木技術職員の派遣支援を受けてきている。
- ・ 平成24年度においては、本県従事職員の約3割となる通年約64人の派遣支援を受けており、事業推進の一翼を担っていただいている。
- ・ 今後の復旧工事の進捗を確保するために、当該派遣支援は欠かせない存在となっており、この確保が当面の課題となっている。

《平成25年度以降の取組》

- ・ 県営事業は、これまで内陸部から海岸部方向へと復旧事業を進めており、基本的には平成25年度で復旧事業が完了する計画としている。ただし、津波被害が甚大な一部の地区については平成27年度までの期間を要すると見込んでいる地区もあり、早期完了を目指し取り組むものである。

○ 林業関係【担当：農林水産部 林業振興課】

《取組内容》

高台への集団移転や街づくり等の復興整備事業を円滑に進めるため、関係市町と共同して復興整備計画を作成し、東日本大震災復興特別区域法に基づく地域森林計画区域の変更の特例の適用を受けた。（新規）

《成果（取組結果）》

- ・ 森林法の特例適用に関する市町
3市4町：石巻市、気仙沼市、東松島市、山元町、七ヶ浜町、女川町、南三陸町（H25.3時点）
- ・ 適用される特例の概要
復興整備事業予定箇所を地域森林計画区域から事前除外し、林地開発及び伐採届出の適用外とする。
- ・ 平成24年度適用実績
上記の3市4町、12件、118ha（H25.3時点）

《今後の課題》

集団移転事業など、関係市町の復興整備事業を推進するため、地域森林計画区域の変更の特例を速やかに進める必要がある。

《平成25年度以降の取組》

- ・ 引き続き、地域森林計画区域の変更の特例適用における各種事務手続きや関係機関との調整などの支援を継続する。
- ・ 平成25年度適用予定
3市2町（石巻市、気仙沼市、東松島市、女川町、南三陸町）

○ 陸揚げ漁船等の撤去・運搬等【担当：農林水産部 水産業振興課】

《取組内容》

本来、市町村が行うこととなっている津波により陸揚げされた被災漁船の撤去等について、県内5市3町（気仙沼市、石巻市、東松島市、塩竈市、名取市、南三陸町、女川町、七ヶ浜町）から県が事

務委託を受け、一次仮置き場までの撤去・運搬等を行った。（新規）

《成果（取組結果）》

委託を受けた市町管内に陸揚げされた約1,800隻の漁船等について、平成25年3月までに撤去・運搬が完了した。

《平成25年度以降の取組》

平成24年度をもって終了（平成25年度以降の取組なし）

○ 災害復旧【担当：土木部 防災砂防課】

《取組内容》

- ・ 公共土木施設の早期復旧を図るため、沿岸市町の災害復旧に関する業務を受託して、査定申請及び復旧工事の一部を実施。
- ・ また、河川、海岸施設や道路施設の災害復旧を進める上で、各市町復興計画と調整を図り進める。

《成果（取組結果）》

- ・ 災害査定について平成23年内で完了させることができ、本格的な災害復旧工事の着手に向け目処がたった。
- ・ また、河川、海岸施設の災害復旧計画を進めるにあたり、まちづくり計画と調整を行った。

《今後の課題》

河川、海岸施設の災害復旧工事を迅速に進めるとともに、まちづくりを進捗させ被災者の生活再建を図る必要がある。

《平成25年度以降の取組》

- ・ 沿岸市町（女川町、山元町）の災害復旧工事について、県が受託し復旧工事を進める。
- ・ また、引き続きまちづくり等との計画調整を、積極的に実施する。

○ 都市計画・都市公園関係【担当：土木部 都市計画課】

《取組内容》

- ・ 市町と共同で復興整備計画策定
- ・ 市町村災害復旧工事の受託（完了）

《成果（取組結果）》

- ・ 12市町で復興整備計画を協議するための復興整備協議会を開催し、合計234の復興整備事業に関する復興整備計画を公表している。（H24.11.27公表まで）
- ・ 東日本大震災で被災した、山元町、亶理町、女川町の町管理の都市公園等の災害復旧査定業務を受託し、うち山元町、女川町については工事の一部受託し、県が災害復旧工事を行った。

《今後の課題》

事業段階に応じて、森林計画の変更、開発許可等の追加の特例を得るため、復興整備計画の変更が必要となる。

《平成25年度以降の取組》

H25についても、復興整備協議会を1ヶ月に1回、関連する都市計画審議会を2ヶ月に1回開催することとする。

○ 復興まちづくり【担当：土木部 復興まちづくり推進課】

《取組内容》

被災市町が行う復興まちづくりの課題等に対し、技術的な指導、支援を行うとともに、各種説明会、勉強会を実施して、事業化へ向けた問題解決を図ってきた。（継続）

《成果（取組結果）》

被災市町で予定されている防災集団移転促進事業計画の国交大臣同意地区数が、全体計画の9割まで達し、事業着手に移行してきている。また、被災市街地復興土地地区画整理事業や津波復興拠点整備事業についても、都市計画決定及び事業認可等の関係手続きが順次行われ、事業化が図られてきており、被災市町における新市街地形成や住宅再建の動きが目に見える形となってきた。

《今後の課題》

住宅再建に向けたスケジュール管理を徹底し、市町や国と情報を常に共有して、隘路となる事業や、遅れている地域の対策検討を重点的に行うとともに、課題解決に向けた検討結果を各地域にフィードバックして、効果的な調整を迅速に行えるようにする必要がある。

《平成25年度以降の取組》

- ・ 各市町の復興まちづくり進捗管理及び復興事業支援
- ・ 集団移転跡地の利用計画に関する対策検討及び指導

○ 企業立地【担当：経済商工観光部 産業立地推進課】

《取組内容》

市町村との連携による合同企業訪問等（継続）

《成果（取組結果）》

企業立地のためのインセンティブ（企業立地奨励金制度など）や事業用地の提案等をワンストップ対応で行ってきた（訪問実績等の数値は特にカウントしていない）

《平成 25 年度以降の取組》

今まで同様の連携を継続していく。

○ 原子力発電所事故に関する観光業者への風評被害対応【担当：経済商工観光部 観光課】

《取組内容》

東京電力が本県の観光事業者に対して提示した賠償案について、早期に賠償が受けられる一つの方法として、事業者向けの説明会を圏域毎に実施するなどの事業者支援を行った。

《成果（取組結果）》

説明会、全 7 回の開催で 279 人の参加と 53 件の個別相談を実施。賠償案に納得した事業者の請求行為が進んでいる。

《今後の課題》

賠償案の内容について、①賠償対象期間が 1 年間と短いこと、②東北域内の観光客の減少分を損害から除外することについて、不満の声がある。

《平成 25 年度以降の取組》

中間指針に明示されている福島県、北関東 3 県と同様の内容で賠償するよう、東京電力に求めていくとともに、国に対しても東京電力への指導を引き続き要望していく。

○ 被災地観光【担当：経済商工観光部 観光課】

《取組内容》

- ・ 被災地を訪れる（訪れたい）人々への対応を行う「みやぎ観光復興支援センター」の設置
- ・ 「多様な魅力を持つみやぎの観光の再生」に向けて取り組むべき「震災についての学習・研修を目的とする旅行の誘致」等に向け、旅行会社、学校、企業等からのボランティアツアー及び震災の経験を学ぶための旅行に関する問い合わせ対応や情報提供を行う。

《成果（取組結果）》

- ・ 平成 24 年度実績（平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日）
- ・ 全国からの訪問者のマッチング実績 372 件 13,062 人

《今後の課題》

事業ニーズの高さは、マッチング実績からも見て取れるが、事業の原資を緊急雇用創出事業予算に負っている面があり、事業継続にあたり不安定な要素となっている。

《平成 25 年度以降の取組》

将来的には、センターの持つ機能とノウハウを各市町村に移管するべきと計画しており、平成 25 年度は、従来のセンター業務に加え、移管に向けた準備・検討を並行して進める。

事項名：（４）東日本大震災復旧・復興について（後段：重点項目への取組 ③放射能対策）

対 応 の 状 況

【担当：環境生活部 原子力安全対策課】

ア 徹底した放射線量測定と県民及び国内外への正しい情報の発信【担当：環境生活部 原子力安全対策課】

《取組内容》

1 「宮城県放射線・放射能測定実施計画」（平成 24 年 5 月策定）に基づく徹底した放射線・放射能の測定

(1) 放射線の測定

放射性物質の影響の広がりを確認するための広域的な測定から局所的な測定まで、人の生活環境を中心として空間放射線の測定を幅広く行うとともに、さらなる安全確保のための空間放射線量の常時監視を実施している。

ア モニタリングポストによる常時監視（継続）

空間放射線量の変動をより迅速に把握するため、県内全市町村にモニタリングポストを設置し、24 時間連続測定による常時監視を行うもの。

イ 携帯型放射線測定器等による随時測定（継続）

局所的な空間放射線量の把握や確認等に活用するため、県内市町村及び県の関係機関に精度の高い NaI シンチレーションサーベイメータ及び携帯型放射線測定器を配備し、市町村及び県の関係機関による正確できめ細かな測定を支援するもの。

ウ 航空機モニタリング（継続）

放射性物質の広域的な分布状況の把握と各地域における線量評価や放射性物質の蓄積状況の評価に活用するとともに、放射線量マップ等を作成するため、県内全域の航空機モニタリングを実施するもの。

エ 自動車による走行サーベイ (継続)

より正確な放射線量マップを作成するため、自動車に移動式の放射線量測定機器を搭載して走行し、詳細な広域データを収集するもの。

オ 学校・幼稚園・保育所等の校庭・園庭等の測定 (継続)

幼児、児童及び生徒の安全性を確認するため、学校、幼稚園及び保育所の校庭、園庭等の空間放射線量について一斉に調査を行うもの。

カ その他の放射線の測定 (継続)

その他、都市公園、海水浴場、スキー場などの県民が利用する施設、工業製品、港湾区域、コンテナなど産業活動に伴うものなどの放射線の測定を行うもの。

(2) 放射能の測定

ゲルマニウム半導体検出器や NaI シンチレーションサーベイメータなどの放射能測定機器を整備して、飲食物など生活に係るものから産業活動に関するものまで広い範囲に及ぶ試料における放射性物質濃度の測定を実施している。

ア 水道水の測定 (継続)

水道水の安全を確認するため、企業局の水道水・原水中の放射能を測定するとともに、市町村の水道事業者が実施する測定結果をとりまとめて一元的に公表するもの。

イ 食品の測定 (拡充)

放射性物質濃度の基準を超過する食品が流通しないよう、生産・流通・消費の各段階において徹底した測定を実施するほか、自然環境で採取・捕獲するものについても測定するもの。

(生産段階) 県内で生産される農産物、林産物、畜産物及び水産物の安全性を生産段階で確認するため、それぞれに含まれる放射性物質の濃度を測定する。

(流通段階) 食品について、流通段階で安全性を確認するため、食品衛生法に基づき収去又は買い上げた流通食品に含まれる放射性物質の濃度を測定する。

(消費段階) 食品を消費する段階での安全性を確認するため、特に子どもの食べる学校給食の放射性物質濃度の測定を実施するとともに、各市町村が住民個人の求めに応じて農林水産物等の放射性物質濃度の測定ができるよう測定機器を整備する。

ウ 食べ物を育む環境の測定 (継続)

農用地土壌、堆肥のほか、きのこ原木・ほだ木、漁場海水、家畜等の飼料など、食品に放射性物質の汚染が生じないよう、食べ物を育む各種の環境飼料の放射性物質濃度の測定を実施するもの。

エ 一般環境の測定 (継続)

県民の一層の安心確保を図るため、空気、土壌、公共用水域、地下水、森林などの一般環境における放射性物質濃度の測定を実施するもの。

オ 県民が利用する施設の測定 (継続)

施設利用者の一層の安心確保を図るため、学校の屋外プール水、海水浴場の海水、スキー場の降雪など、県民が利用する施設等に係る各種試料について、放射性物質濃度の測定を実施するもの。

カ 産業活動に伴う環境や物の測定 (継続)

産業活動に伴う安心確保を図るため、食品加工品、港湾区域内の海水、下水汚泥、工業用水及び浄水発生土などの放射性物質濃度の測定を実施するもの。

キ 災害廃棄物の測定 (継続)

災害廃棄物の安全性を確認するため、焼却灰、ばいじん、排ガス、排水などの放射性物質濃度の測定を実施するもの

2 県民や国内外への正しい情報の発信

(1) 放射線・放射能のポータルサイトによる情報の発信 (継続)

放射線・放射能の測定・検査及びその結果に関する正確な情報を県民に迅速に提供できるよう、県内の放射線・放射能に関する情報を一元化した放射線・放射能のポータルサイト「放射能情報サイトみやぎ」を開設し、継続的に内容を拡充するなどの対応を図っている。

(2) 講演会・セミナー等の開催 (継続)

県民の放射線・放射能に関する正しい知識を踏まえた理解の促進と不安の解消を図るため、放射線・放射能に関する講演会、セミナー、相談会を開催している。

(3) みやぎ出前講座の開催 (継続)

みやぎ出前講座に「放射線・放射能について」の講座を設け、講師として職員を派遣し、放射線・放射能に関する基礎知識や県内の放射線・放射能の状況、県の取組など正しい情報を参加者に知っていただくことで、県民の不安の払拭を図っている。

(4) 放射線・放射能の相談窓口の開設 (継続)

県民の抱える様々な疑問や相談に応えるため、放射線・放射能の電話相談窓口を設置している。

(5) 各種広報誌・パンフレット等による啓発 (継続)

放射性物質に関連する情報は随時、必要に応じて報道機関に提供し、マスメディアを通じて県民にお知らせするとともに、広く県民の不安払拭を図るため、県政だよりや新聞等で汚染の状況や県の取組、健康への影響などについて広報している。

《成果（取組結果）》

1 徹底した放射線・放射能の測定

(1)放射線の測定（特に記載がない場合は平成24年4月～平成25年3月の実績）

項目	成果（実績）
ア モニタリングポスト	・モニタリングポストを48台設置（文部科学省設置を含む） ・24時間リアルタイムで常時監視（10分データ）
イ 携帯型測定器	・NaIシンチレーションサーベイメータ116台，簡易型放射線測定機器88台購入し，県関係機関や市町村に配備し，随時必要な測定を実施
ウ 航空機モニタリング	・宮城県内全域として，平成23年6月，平成24年4～6月及び10～12月の3回の航空機モニタリングを実施（文部科学省実施を含む）
エ 走行サーベイ	・平成23年度に1回，平成24年度に9月と11月の計2回実施（文部科学省の機器）
オ 学校等の校庭等	・平成23年6～8月及び平成24年7～8月の2回実施 ・1,645箇所の学校，幼稚園，保育所等の実施（H24）
カ その他	・都市公園 5箇所（加瀬沼，総合運動公園外）毎月測定（1m,50cm） ・海水浴場 小田の浜（気仙沼市）6月測定（2箇所） ・スキー場 県内9箇所 H25,1月測定 ・工業製品 約790件の測定（簡易検査） ・港湾区域 仙台，塩釜，石巻の3箇所で98回測定（週2回） ・コンテナ 仙台塩釜港仙台港区高砂コンテナターミナルで毎日測定 計約16,500件 ・下水処理場内 7箇所月1回測定

(2)放射能の測定（特に記載がない場合は平成24年4月～平成25年3月の実績）

項目	成果（実績）
<測定機器の配備>	・ゲルマニウム半導体検出器 5台配備（農林産物用，水準調査用，流通食品用，水産物用） ・簡易型放射能測定機器 81台配備（農林産物用（10台），水産物用（12台），学校給食用（8台），流通食品，畜産用（7台），土壌・牧草用（9台），広報啓発用（1台），住民持込用（34台）
ア 水道水	・企業局，市町村の水道事業体の測定を併せ約4,000件の測定を実施
ウ 作物等の生育環境	（生産段階） ・農産物 約3,420点の検査（簡易・精密検査） ・穀類 約4,200点の検査（精密検査） ・牛 約32,700頭の全頭検査 ・畜産物（原乳） 約230点 ・林産物 約720点の検査（簡易・精密検査） ・水産物 約2,400点の検査（精密検査） （流通段階） ・流通食品 約310点の検査（簡易・精密検査） （消費段階） ・給食食材検査 約2,000点の検査（簡易検査） ・給食一食検査 約300点の検査（精密検査） ・住民持込検査 約9,000点の検査（簡易検査）
エ 一般環境	・降下物 56件測定（1週間の累積降下物） ・土壌 49件測定（福島第一原子力発電所から80km圏内の市町村について文部科学省が実施） ・公共用水域 環境基準点等約60地点において水質，底質，河川敷土壌について，四半期ごとに1回ずつ（環境省実施） ・地下水 県内22地点の測定（環境省7月，12月実施）
オ 県民利用施設	・学校屋外プール水 約50箇所サンプル測定 3回実施 ・海水浴場の海水 小田の浜（気仙沼市）6月測定 ・スキー場の降雪 県内9箇所1月測定

カ 産業活動	<ul style="list-style-type: none"> ・食品加工品 70 件の測定 (精密検査) ・港湾区域内海水 25 件の測定 (2 週に 1 回) ・下水汚泥 7 処理場で毎月 1 回実施, 焼却灰は 4 回実施 ・工業用水 3 箇所 51 回実施 (週 1 回) 153 検体 ・浄水発生土 64 件の測定 (月 2 回)
キ 災害廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・排ガス (ガス, 洗浄水) 210 件の測定 (焼却炉ごと毎月実施) ・燃えがら 約 240 件の測定 (焼却炉の系統ごと毎月実施) ・ばいじん 約 230 件の測定 (焼却炉の系統ごと毎月実施)

2 県民や国内外への正しい情報の発信

項 目	成 果 (実 績)
(1)放射能情報サイトみやぎ	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問者数累積 321,519 人 (平均 1 日当たり 568 人, 4,736 ページ) ・平成 24 年度, 空間放射線量のリアルタイム値の自動更新, 測定結果検索機能追加などのプログラム改修を実施
(2)講演会・セミナー等	<ul style="list-style-type: none"> ・放射線・放射能に関するセミナー・相談会 (環生部) 平成 23 年度 3 回開催 (参加者計 308 人, 相談者数 26 人) 平成 24 年度 7 回開催 (参加者計 353 人, 相談者数 32 人) ・専門家の講演会 (保福部) 平成 23 年度 4 回開催 (丸森町, 白石市, 角田市, 山元町) 参加者数約 1,000 人, 平成 24 年度 2 回開催 (巨理町, 多賀城市) 参加者数約 600 人
(3)みやぎ出前講座	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 23 年 10 月から実施 ・申込み団体 82 件, 参加人数累積 4,576 人 (3 月 31 日現在)
(4)放射線・放射能の相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 23 年 3 月 16 日から実施 ・累計相談件数 8,700 件 (3 月 31 日現在)
(5)各種広報誌・パンフレット等	<ul style="list-style-type: none"> ・県政日より及び原子力だよりみやぎにて放射線・放射能に関する知識の普及啓発を実施 ・県の測定・検査体制をパンフレットにまとめ, 市町村等へ配付。

《今後の課題》

1 徹底した放射線・放射能の測定

- ・現在, 水道水やほとんどの農産物は放射能が検出されておらず, 今後さらに, 物理学的半減期による減衰も予想される。
- ・しかしながら, 現状として一部の水産物や, きのこと類, 山菜類等の林産物が基準超過したため, 出荷制限措置等がなされている。このため, 今後もなお, 出荷制限解除に向けて継続的な監視が必要である。

2 県民や国内外への正しい情報の発信

- ・除染が進捗するとともに, 生活環境の線量が低減していることもあり, 県民の不安を訴える声はやや落ち着きを見せているところであるが, 食に対する県民の不安はなお存在している。
- ・今後も食への不安払拭を中心に, 引き続き正しい情報や知識の普及啓発に努める必要がある。

《平成 25 年度以降の取組》

1 徹底した放射線・放射能の測定

現在, 基準値を超える放射能が検出されることが多い水産物, 林産物を中心に引き続き放射能測定を実施するとともに, 空間放射線線量率の監視を継続していく。

2 県民や国内外への正しい情報の発信

引き続き, 迅速で分かりやすい情報発信方法に努めながら, 県民や国内外への正しい情報の発信を行う。

イ 市町村と連携した除染事業の推進等【担当：環境生活部 原子力安全対策課】

《取組内容》

1 市町村への支援

(1) 県除染支援チームの設置

放射性物質汚染対処特措法に基づき「汚染状況重点調査地域」に指定された県内 9 市町の円滑な除染の推進を支援するため, 関係職員で編成する「除染支援チーム」を設置している。

(2) 除染研修会の開催

汚染状況重点調査地域指定市町を対象に、除染に関する研修会を開催している。

(3) 県除染アドバイザーの委嘱

市町村が実施する除染に対する技術的支援を行うとともに、県有施設の除染を行う上で必要な専門的知識及び技術的知見を得るため、放射線量低減化対策に関する指導、助言及び講演等を行う除染アドバイザーを委嘱している。

(4) 汚染状況重点調査地域以外の市町村への支援

マイクロホットスポット対策として、線量低減化のための一般向けリーフレットの作成や、市町村への測定機器の貸与、技術的支援等を行っている。

2 環境審議会「放射能対策専門委員会」

環境審議会に県の放射線・放射能対策のあり方などについて諮問を行い、環境審議会に「放射能対策専門委員」を設置し、最新の知識と高度な専門性に裏打ちされた専門家の意見を県の施策に反映させている。

3 除染対策連絡調整会議

汚染状況重点調査地域に指定された市町で構成する「除染対策連絡調整会議」を設置し、下部組織である幹事会や担当者会議などを案件がある都度開催して、指定市町相互における情報共有と連絡調整を図っている。

4 県有施設の除染の推進

汚染状況重点調査地域に指定されている市町に所在する県有施設の除染について、市町のスケジュールと調整を図りながら除染の実施を進めている。

《成果（取組結果）》

1 市町村への支援

(1) 県除染支援チームの設置

- ・平成23年12月21日に設置し、平成24年2月28日に再編。
- ・原子力安全対策課を中心とした23名で構成し、同課長が総括リーダー
- ・平成23年度は、50回延べ153人を市町村に職員を派遣
- ・平成24年度は、82回延べ177人を市町村に職員を派遣
- ・住民説明会への出席、詳細測定の協力、環境省への質問等

(2) 除染研修会の開催 平成23年度から4回開催

- ・平成24年2月1日（福島市）福島市における除染の取組、現場視察等
- ・平成24年3月27日（県庁）放射性物質の性質、影響、除染電離則
- ・平成24年8月7日（伊達市）仮置場の安全確保、伊達市の取組、仮置場の視察
- ・平成24年8月23日（県庁）除染業務の監理、除去土壌保管、除染廃棄物の処理

(3) 県除染アドバイザーの委嘱

- ・平成24年2月22日から平成25年3月31日の委嘱
- ・東北大学大学院工学研究科量子エネルギー工学専攻 石井慶造教授を委嘱
- ・平成23年度1回、平成24年度9回の指導・助言の実績

(4) 汚染状況重点調査地域以外の市町村への支援

- ・簡易型放射線測定器、NaIシンチレーションサーベイメータを関係市町村に貸与
- ・「身のまわりの放射線量を減らす工夫」を5万部印刷し、関係機関に配布
- ・技術的支援要領を策定し、市町村への線量低減に対する技術的支援を実施

2 環境審議会「放射能対策専門委員会」

- ・平成23年12月26日 第1回会議（委員委嘱、県内の汚染状況、事故被害対策基本方針案等）
- ・平成24年1月30日 第2回会議（事故被害対策基本方針案、除染の課題等）
- ・平成25年3月22日 第3回会議（放射線・放射能測定実施計画案、除染の現状と課題、放射性物質対策に係る今後の課題等）

3 除染対策連絡調整会議

- ・平成23年12月26日 第1回除染対策連絡調整会議
- ・平成24年2月9日 第1回除染対策連絡調整会議幹事会
- ・その後、平成24年度において3回担当者会議を開催

4 県有施設の除染の推進

5年以内の「年間放射線量1ミリシーベルト以下の県土づくり」を目標に、放射性物質汚染対処特措法に基づく汚染状況重点調査地域の指定を受けた市町が策定する除染実施計画に基づき、子どもの生活環境に与える影響が大きい施設を優先して除染した。平成24年度は県立高校や特別支援学校など8施設を優先して除染した。

《今後の課題》

- ・ 除染に伴い生じた除去土壌の処理については、処理基準が定められておらず、現在は覆土等除去土壌が発生しない手法による除染の実施又は現場保管により対応している。現場保管が困難な施設の除染を実施する場合には、仮置場の設置が必要となるが、市町（石巻市・大河原町・七ヶ宿町・亘理町を除く。）では仮置場設置の調整が進んでいない。
- ・ 除染廃棄物は、特定一般廃棄物等として、既存の一般廃棄物処理施設において市町村が処理することとされているが、周辺住民の不安を考慮し、その処理は進んでいない。

《平成 25 年度以降の取組

- ・ 除去土壌の処理について、国に対し、主体的に責任をもって対応するよう引き続き要望するとともに、仮置場の設置に当たっては市町と一体となって住民理解を求めていく。
- ・ 除染廃棄物の処理については、国の指定廃棄物処理施設設置の動向を見守るとともに、8,000ベクレル未満のものについても、国が主体的に既存の一般廃棄物処理施設での処理の安全性を地域住民に説明し理解を求めよう要望していく。

事項名：（４）東日本大震災復旧・復興について（後段：重点項目への取組 ④将来への災害への対応）

対 応 の 状 況

ア 東日本大震災後の県の対応の検証・評価、宮城県地域防災計画の見直し【担当：総務部 危機対策課】

《取組内容》

- ・ 東日本大震災の風化の防止と防災意識の向上を図るため、本県並びに県内市町村、国、自衛隊、消防、ライフライン関係機関等の応急・復旧対応について検証、記録を行うとともに、震災発生時や津波襲来の映像、あるいは被害状況等を編集したDVDを作成する。（継続）
- ・ 東日本大震災の教訓や県災害対策本部の対応等についての検証、さらには国の防災基本計画の修正内容を反映させ、宮城県地域防災計画の修正を行う。（継続）

《成果（取組結果）》

- ・ 発災後6か月間の宮城県の対応を検証、記録した「東日本大震災-宮城県の6か月間の災害対応とその検証（平成24年3月公表）」の続編として、その後6か月間（平成23年9月～平成24年3月末）の応急・復旧対応を検証、記録した（「東日本大震災-宮城県の発災6か月後から半年間の災害対応とその検証」H25年4月公表）。また、映像として本災害を記録するDVDを作成した（「東日本大震災～宮城県の記録～」H25年4月公表）。このことにより、震災の風化防止とともに、今後起こりうる大規模災害への備えとして、本県はもとより他自治体に活用していただく。
- ・ 宮城県地域防災計画の「震災対策編」及び「日本海溝特措法編」について、津波・地震対策を整理・拡充し、新たに「津波災害対策編」及び「地震災害対策編」に改編するとともに、関係法令の改正等を主として「風水害等災害対策編」を修正した。（※別途、原子力安全対策課が所管する「原子力災害対策編」もあわせて修正。）

《今後の課題》

- ・ 検証結果から、災害対策本部要綱や大規模災害応急対応マニュアルなど、必要なマニュアル等の改善に反映させていくことで、防災体制の強化を図る取り組みを行っていく必要がある。
- ・ 未曾有の大災害となった東日本大震災クラスの災害を完全に防ぐことは不可能であるが、仮に被災したとしても人命が失われることなく、経済的被害をできるだけ少なくする「減災」の考え方を基本方針とし、過去の災害での教訓を踏まえながら、衆知を集め、ハード、ソフトを組み合わせ、さらに効果的な防災対策を講じていく必要がある。

《平成 25 年度以降の取組》

- ・ 対象を国や県内の市町村、自衛隊、消防、ライフライン等関係機関、県民等に広げ、引き続き、発災後の応急・復旧対策の検証、記録を行い、得られた教訓を後世に残すため、記録誌として取りまとめる（H26年度末刊行予定）。
- ・ 東日本大震災に係る検証結果や災害対策基本法の改正等を踏まえ、地域防災計画の継続的な修正を実施するとともに、各種のマニュアル・ガイドライン等の見直しや防災意識の普及啓発等を実施するなど、効果的な防災対策に向けた取組を推進する。

イ 通信手段の多様化及び情報・通信網の整備【担当：総務部 危機対策課】

《取組内容》

- ・ 各種防災情報を多様な情報媒体により迅速・確実に住民に伝達できるよう、県総合防災情報システム（MIDORI）について公共情報コモンズと連携したシステムに再構築する。（新規）
- ・ 県防災行政無線ネットワークについて被災箇所の復旧及び現在の第一世代の衛星無線からIP通信を可能とする第二世代衛星無線化を図り、通信の迅速化とMIDORIのバックアップ回線化を図る。（継続）

- ・ 通信が途絶した市町村に対して県から派遣する初動派遣職員の通信手段用を中心に、衛星携帯電話の配備を拡大する。（新規）

《成果（取組結果）》

- ・ 公共情報コモンズにおいて情報発信者となる市町村、情報伝達者となるマスコミ等と協議を進め、平成25年6月12日（県総合防災訓練実施日）から運用を開始することとしている。
- ・ 県防災行政無線被災箇所の新設・復旧設計委託契約を終え、復旧工事を進めている。（平成25年度末に工事完了予定）。
- ・ 初動派遣職員用の衛星携帯電話（35台）を配備した。

《今後の課題》

- ・ 市町村による迅速・確実な情報入力。
- ・ 地上無線系のデジタル化には多大な費用がかかるため、更新をどのように進めていくか。
- ・ 衛星携帯電話の使用法の周知・習得。

《平成25年度以降の取組》

- ・ 公共情報コモンズとの連携により再構築したMIDORIを本格的に運用し、6.12総合防災訓練等でも訓練運用する。
- ・ 復旧箇所以外の既設箇所についても県防災行政無線ネットワークの二世帯衛星無線化を図る。
- ・ 6.12総合防災訓練等において衛星携帯電話を使用した実地訓練を行う。

ウ 災害ボランティアの受入体制とその活用方策【担当：保健福祉部 社会福祉課】

《取組内容》

- ・ 平成15年に発生した「宮城県北部連続地震」において、災害ボランティアの受入・調整に混乱が生じたことから、市町村及び社協等と災害ボランティアセンターの設置・運営に関する覚書を締結するとともに、ボランティアコーディネーターの養成やセンターの設置・運営訓練を実施するための「災害ボランティア受入体制整備事業」を立ち上げ、将来の大規模災害に備え体制整備を図ってきたところである。（東日本大震災前には県内全ての市町村で災害ボランティアセンターの設置・運営訓練を完了していた）。（継続）
- ・ 各市町村災害ボランティアセンターの連絡・調整機関となる県災害ボランティアセンターの運営等について震災時の振り返り検証を行っているところである。（継続）

《成果（取組結果）》

- ・ 東日本大震災ではピーク時に25市町で災害ボランティアセンターが設置されたが、津波により甚大な被害のあった沿岸部の一部市町（施設及び職員に甚大な被害のあった市町社協）を除いては、設置及び運営が円滑に行われたようである。なお、沿岸部の一部市町では現在も災害ボランティアセンターの運営を継続している（継続）。
- ・ 運営上の課題及び新たに対応が必要となった業務等が見受けられたことから、実施体制の整備を行っているところである（継続）。

《今後の課題》

- ・ 災害ボランティアセンターによる個人ボランティアの受入体制とは異なるNPO、NGO団体（災害支援の実績を有する団体）のための受入体制づくり（継続）。

《平成25年度以降の取組》

- ・ 今回の震災で見られた最悪の状況（ライフライン（電気・水道・道路等）の遮断）を想定した設置・運営訓練の実施及び関係団体による平常時からの連携強化（拡充）。

エ 学校の防災マニュアルの見直し【担当：教育庁 スポーツ健康課】

《取組内容》

- ・ 各学校の自校化した学校防災マニュアルの作成、見直しが喫緊の課題であったため、平成24年10月18日に策定した「みやぎ学校安全基本指針」に掲載を予定していた「学校防災マニュアル（例）を平成24年5月21日に暫定版として、県立学校及び市町村教育委員会に通知・配付した。また、第3回防災主任研修会及び校長会等において「みやぎ学校安全基本指針」の説明とともに、改定をした「学校防災マニュアル作成ガイド」についても説明を行い、各学校の立地条件や地域の特性に応じた、自校化した学校防災マニュアルの整備がしっかり行われるよう周知した。

《成果（取組結果）》

- ・ 今年度は、東日本大震災の経験を踏まえ、各学校の特性に応じた避難訓練や地域と連携した防災訓練を実施する学校が多くあり、防災主任等を中心に、校内研修の充実等、防災体制の整備や防災教

育の推進が行われている。

- ・平成25年2月に市町村教育委員会と協力しながら、各学校の学校防災マニュアルの整備状況について調査を行った結果、自校化した学校防災マニュアルが県内公立小・中・高全ての学校において100%整備された。

《今後の課題》

- ・自校化した学校防災マニュアルが100%整備されているが、情報収集や安否確認及び引き渡し等の規定について、整備を進めていく必要がある。

《平成25年度以降の取組》

- ・毎年度の各学校の学校防災マニュアルの検証・見直しはもちろんのこと、各種研修会を通して、「みやぎ学校安全基本指針」を基にした、防災教育及び防災体制の一層の充実を図る。
- ・また、防災教育において、児童生徒等に防災意識の内面化を図るため、みやぎ防災教育副読本を作成するとともに、関係各課・機関による連絡会議を立ち上げ、学校と地域の連携強化を図る。

事項名：(4) 東日本大震災復旧・復興について (後段：重点項目への取組 ⑤国への要望)

対 応 の 状 況

ア 長期的な復興関連予算の確保【担当：震災復興・企画総部 震災復興・企画総務課】

《取組内容》

- ・国に対する要望活動は、平成24年度において、主なものだけでも、平成24年6月・10月及び新政権発足以降の平成25年1月に実施している。
- ・その中では、重点項目として「長期的な復興関連予算の確保」を要望したほか、「地域の実情を踏まえた柔軟性のある復興支援制度の運用等」に関しては、津波被災地域における住宅再建支援に係る財源措置の早期実現等の要望を行っている。

《成果（取組結果）》

- ・これまでの要望活動の結果、1月29日の国の復興推進会議で「5年間で19兆円」の復興予算枠が25兆円まで拡大され、「長期的な復興関連予算の確保」が実現した。
- ・津波被災地域における住宅再建支援に係る財源措置については、1月15日に閣議決定された平成24年度補正予算案において、震災復興特別交付税により計上される等、「地域の実情を踏まえた柔軟性のある復興支援制度の運用等」についても、要望活動による成果が生まれている。

《今後の課題》

「地域の実情を踏まえた柔軟性のある復興支援制度の運用等」については、様々な事業において要望しており、引き続き、実現に向け要望活動を続ける必要がある。

《平成25年度以降の取組》

今後とも被災市町・関係団体等と一体となり、被災地の諸課題の解決に欠かせない各要望の実現に向け、国に対する要望活動を積極的に行っていききたい。

イ 地域の実情を踏まえた柔軟性のある復興支援制度の運用等【担当：震災復興・企画部 地域復興支援課】

《取組内容》

平成24年6月の政府要望に「東日本大震災復興特別区域法の柔軟な運用の実現」について盛り込み、復旧・復興が円滑に進むよう柔軟な対応を国に求めた。(継続)

《成果（取組結果）》

- ・復興推進計画については復興の進捗に応じて必要な特例に係る計画の申請を行っており、平成25年3月末現在で県内では20件(県関係5件、市町単独15件)が認定されている。
- ・「宮城県における国と地方の協議会」において宮城県が提案した新たな特例措置(防災集団移転への譲渡所得特別控除の適用)が、平成25年度税制改正において認められた。

《今後の課題》

復興の進捗に応じて新たな課題が生じてくると予想されることから、国と十分に協議を行いながら、復興特区法を活用して解決を図っていく必要がある。深刻

《平成25年度以降の取組》

県のみならず市町村からも課題やニーズを把握し、復興推進計画の認定や新たな特例措置の実現に向け、国との調整や市町村の支援を行う。

事項名：（４）東日本大震災復旧・復興について（後段：重点項目への取組 ⑥東日本大震災を風化させないための発信）

対 応 の 状 況

【担当：震災復興・企画部 震災復興推進課】

《取組内容》

震災復興関連の情報をさまざまな媒体を活用して発信し、風化防止に努めた。

- ・ 宮城県復興応援ブログ ココロプレス（継続）
- ・ みやぎ・復興の歩み（冊子）の発行・配布（継続）
- ・ みやぎ復興プレス（広報紙）の発行・配布（新規）
- ・ みやぎ復興プレスメールマガジン版の配信（新規）
- ・ 県の広報媒体の活用（拡充）

宮城県ホームページ：復興新着情報、復興関連リンク集、復興の歩みなど

県政だより：復興関連特集を3回掲載。ココロプレスやみやぎ復興プレスを周知

県からのお知らせ：みやぎ復興プレスを周知

河北新報朝刊にて毎月末1回、震災復興計画および震災復興広報を掲載（継続）

《成果（取組結果）》

さまざまな媒体での情報発信により、本県の現状を認知いただき、風化防止の一助となった。

- ・ ココロプレス アクセス数 251,461 件、530 件／日（H25.3.31 時点）
- ・ みやぎ・復興の歩み 発行部数 13,000 部（反響が大きく当初の 10,000 部から 3,000 部増刷した）
- ・ みやぎ復興プレス 発行部数 1,000 部程度。国や都道府県、県内市町村、民間支援団体等へのメール配信のほか、東北の郵便局や金融機関等の窓口に設置
- ・ メールマガジン 登録件数 363 件（H25.3.31 時点）

《今後の課題》

時間の経過とともに、特に県外での東日本大震災の一層の風化が懸念されるため、これまで以上に国や自治体、民間支援団体等と連携して情報発信に取り組んでいく。

《平成 25 年度以降の取組》

引き続き、ブログや冊子、広報紙、メールマガジンをはじめ、県の広報媒体や地元新聞等を活用した情報発信に努めるとともに、震災復興の広報・啓発のためのポスターやパネルを新たに作成・掲示することで、東日本大震災の風化防止に努める。

事項名：（４）東日本大震災復旧・復興について（後段：重点項目への取組 ⑦職員の健康管理の徹底と人材確保）

対 応 の 状 況

【担当：総務部 人事課 職員厚生課】

○ 職員の健康管理の徹底

《取組内容》

- ① 健康管理についての注意喚起（拡充）
職員及び所属長等に対し、健康管理に配慮するようあらゆる機会を捉えて注意喚起を実施。また、メンタルヘルス研修会を管理者向け、一般職員向けも含めて開催回数を増やして実施
- ② 健康調査（継続）
全職員対象に、メンタルヘルスのスクリーニングも含めた内容でアンケート方式により実施
- ③ 長時間の時間外勤務者に対する保健指導（継続）
23年度に従来の報告基準を引き下げ、報告が提出されない場合でも対象者を抽出して指導を実施
- ④ 定期健康診断等の実施及び受診勧奨（継続）
- ⑤ 時間外勤務の縮減及び年次有給休暇等の計画的使用の促進（継続）

《実績（取組成果）》

- ① 健康管理についての注意喚起
職員に対しては、職員ポータルや職員健康相談室だより等を活用し、セルフケアの方法や各種相談機関の案内等を、所属長等に対しては通知文や管理監督者向けメルマガ等を活用し、職場におけるラインによるケア等、災害派遣職員も含めた職員の健康管理に配慮するよう注意喚起を行った。
また、地方職員共済組合宮城県支部や地方公務員災害補償基金等が実施する事業を活用し、研修会等を積極的に開催した。
[管理監督者研修会]
 - ・メンタルヘルスマネジメント実践研修会（実施回数：1回、受講者：137人、テーマ：ストレス要因を軽減する職場環境づくり、バーンアウト等の対策）
 - ・管理監督者メンタルヘルス研修会（実施回数：7回、受講者数：174人、テーマ：健康調査を踏まえたメンタルヘルス対策、職場におけるメンタルヘルス）[一般職員向け研修会]
 - ・メンタルヘルスセミナー（実施回数：7回、受講者数：99人、テーマ：心の健康とセルフケア、ちょっと体を動かそう）
 - ・メンタルヘルスセミナー（実施回数：9回、受講者数：153人、テーマ：職場のメンタルヘルスケア）[心の健康回復事業]
 - ・管理者対象事業：実施回数1回、受講者：30人
 - ・一般職員対象事業：実施回数3回、受講者数：34人
- ② 健康調査
 - ・第3回調査を実施（調査期間：H24.7.9～7.31）した。
 - ・調査結果（回答率88.2%）と対応等
相談機関等によるケアが必要とされるレベルの職員は9.6%。
希望者に対し産業医、精神健康管理医による個別面談を実施（のべ44人）し、継続的フォローが必要とされた職員には職員健康相談室スタッフ等がフォローしている。
- ③ 長時間の時間外勤務者に対する保健指導
 - ・24年度はのべ147人に保健指導等を実施（参考：23年度は272人）
 - ・報告の有無にかかわらず保健指導を実施することで、不調者を早期発見して指導でき、管理者に注意を促すことも可能な状態を作り出している。

④ 定期健康診断等の実施及び受診勧奨

他県等からの災害派遣職員もほとんどの事業の対象に加えて実施した。また、被災地で作業する職員を対象を拡大し、破傷風予防接種を継続して実施。

⑤ 時間外勤務の縮減及び年次有給休暇等の計画的使用の促進

時間外勤務の縮減、年次有給休暇及び特別休暇の計画的使用により、職員の健康維持に努めるよう周知を図った。

・時間外勤務	平成23年度実績	1人当たり	12.1時間/月
	平成24年度当初予算ベース	1人当たり	11.5時間/月
・年次有給休暇	平成23年度実績	1人当たり	10.1日/月
	平成24年度	(調査中)	
・特別休暇	平成23年度実績	1人当たり	4.4日/年
・夏期休暇	平成24年度実績	1人当たり	4.7日/年

《今後の課題》

- ・ 東日本大震災に伴う職員健康調査をこれまで3回実施してきたが、職員の心身の不調は復興業務等による過重労働と業務内容の変化が原因となっていると思われ、調査の方法と今後の対応は検討が必要である。
- ・ また、長時間の時間外勤務者は、23年度よりは減少しているものの依然として保健指導の対象者が多いが、時間外勤務の縮減は管理者のマネジメント能力に負うところが大きい。特に、これまでほとんど対象にならなかった地方機関職員が保健指導の対象となることが増えているが、地方機関職員に対する保健指導の体制は不十分なので、取り組みを強化する必要がある。

《平成25年度以降の取組》

- ・ 健康管理についての注意喚起は、引き続き多様な機会を捉えて行っていく。さらに、定期健康診断等については、他県等からの災害派遣職員も含めて確実な受診をすすめるなど、職員の健康維持・向上を図るとともに、破傷風予防接種の対象拡大も継続する。
- ・ 長時間の時間外勤務者の減少は見込めないと思われるので、対象者への保健指導を継続していく。

○ 職員の人材確保【担当：総務部 人事課】

《取組内容》

- ・ 東日本大震災発生後、未曾有の大災害の復旧・復興に対応するため職員は懸命に職務に当たってきたが、通常の数倍にも及ぶ事業費を抱えた状況から、職員だけでは対応できないため、全国知事会等を通じて全国の自治体から職員の派遣依頼を実施（継続）
- ・ 復旧・復興事業を速やかに実施していくことによる一時的な業務量の増加に伴うマンパワー不足を解消するため、任期付職員の採用を実施（新規）したほか、非常勤職員及び臨時職員の増員を実施（拡充）
- ・ 震災復興のマンパワー確保と、団塊世代の大量退職の職員不足を解消するため、新任職員の採用を拡大（拡充）

《実績（取組成果）》

- ・ 平成23年12月に全国知事会等を通じて273人の職員派遣を依頼したところ、平成24年4月時点で222人（教育庁埋蔵文化財含む）の派遣決定があった。
- ・ その後平成24年6月には、用地補償事務や補助金交付事務などの新たな行政需要が発生したことから、144人の追加要請を行った結果44人の派遣が決定し、併せて266人の派遣となっている。
- ・ なお、平成25年1月時点での自治体派遣受入数は、37都道府県から246人（教育庁埋蔵文化財17人含む）の派遣を受け入れている。また、平成25年度の派遣職員を要請するため、平成24年12月に全国知事会等を通じて、315人の派遣を要請している。
- ・ 復旧・復興に伴う一時的なマンパワー不足解消のため、復旧工事を推進するための即戦力となる土木職の任期付職員を平成24年5月1日付け（一部6月1日付け）で31人を採用した。
- ・ さらに復興関連事務の増大に対応し職員の確保を進めるため、平成25年6月付けで事務職の任期付職員の採用（50人程度）も行うこととしている。また、平成24年度中においては、非常勤職員及び臨時職員をそれぞれ30人程度増員し、平成25年度当初では、平成24年度当初に比し、非常勤職員は60人程度、臨時職員は50人程度増員することとしている（いずれも任用計画ベース）。
- ・ 震災復興及び団塊世代の大量退職に対応するため、平成25年4月までに新規採用職員数の拡大を図ることとしており、282人の採用を予定している(前年190人)。

《今後の課題》

- ・ 震災以降、通常期の数倍にも及ぶ復旧事業費を執行していく必要がある中で、職員への負担やマンパワー不足が懸念される状況が続いていることから、今後とも様々な手段を講じて一層の職員確保を行っていく必要がある。

《平成 25 年度以降の取組》

- ・ 復旧期 3 年目を迎え、復興事業の加速が求められることから、国に対して更なるマンパワー確保に向けた要望を行っていくほか、全国知事会等を通して派遣職員の確保に向けて他自治体への継続派遣の働きかけの強化を行うとともに、県としても必要な任期付職員の採用を図るなど、引き続き人材の確保に取り組んでいく。

事項名：（5）再生可能エネルギー・省エネルギーについて

意 見 の 内 容
再生可能エネルギー及び省エネルギーについては、太陽光をはじめとした再生可能エネルギーを活用した発電などの普及が従来以上に関心を集める中、県としても、将来の災害時のエネルギー確保の観点にも立って、関係する取組をより一層推進する必要がある。併せて、省エネルギー社会の推進についても継続して取り組む必要がある。
対 応 の 状 況
<p>【担当：環境生活部 環境政策課】</p> <p>《取組内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 宮城県震災復興計画に掲げる「再生可能エネルギーを活用したエコタウン形成」の実現に向け、再生可能エネルギーのさらなる導入拡大及び県経済産業の活性化を図るため、平成 24 年 4 月に全庁的な組織として、知事を本部長とする「宮城県再生可能エネルギー導入推進本部」を設置。 ・ 推進本部では、震災からの復興に向け、再生可能エネルギーを最大限活用するため、本県の再生可能エネルギーへの取組姿勢を明確にする指針、「みやぎ再生可能エネルギー導入推進指針」を平成 24 年 6 月に策定。 ・ 平成 24 年度の取り組みは以下のとおり。(H24 予算額計 約 16 億円) <ul style="list-style-type: none"> ○ 新エネルギー設備導入支援事業 (H23 予算額 5 千万円, H24 予算額 5 千万円) 【継続】 太陽光、風力、太陽熱、バイオマスなどの新エネルギー設備を導入する民間事業者に経費の一部を補助(補助率 1/3 上限 500 万円) ○ 地域グリーンニューディール基金事業 (H24 予算額 11 億円) 【新規】 市町村などが行う、防災拠点となる公共施設への再生可能エネルギーの導入に対し、必要な経費を補助(補助率 10/10) ○ 住宅用太陽光発電普及促進事業 (H23 予算額 1 億円 → H24 予算額 2 億 4 千万円) 【拡充】 H23 1kW2.5 万円(上限 10 万円) 1000 件 → H24 1kW2 万円(上限 8 万円) 3000 件 ○ 産学官結集型クリーンエネルギーみやぎ創造チャレンジ事業 (H24 予算額 5 百万円) 【新規】 産学官及び地域等の主体が参画したクリーンエネルギー活用プロジェクトへの助成(1 件程度を想定) ○ 木質バイオマス活用拠点形成事業 (H24 予算額 3 千万円) 【新規】 資源搬入支援(間伐材等の林地残材の搬出・運搬経費の助成) 出荷拡大支援(チップ製造機械のリース等破碎作業の助成) ○ せせらぎ水路小水力発電普及推進事業 (H24 予算額 1 千万円) 【新規】 農業用水を活用した小水力発電施設をモデル的に整備 ○ クリーンエネルギー利活用実践推進事業 (H24 予算額 4 千 2 百万円) 【新規】 県立学校において、クリーンエネルギーの利活用など環境をテーマとした実践的教育活動を推進

- クリーンエネルギー・省エネルギー関連新製品創造支援事業 (H24 予算額 1 千 2 百万円) 【新規】
事業者がクリーンエネルギー等関連製品を実用化する際に、経費の一部を補助(補助率: 1/2 以内 上限: 500 万円)
- 省エネルギー・コスト削減実践支援事業 (H23 予算額 1 億円, H24 予算額 1 億円) 【継続】
省エネルギー設備を導入する民間事業者に経費の一部を補助(補助率 1/3)
- 公共インフラ省エネ推進事業 (H24 予算額 1 千 3 百万円) 【継続】
国県道の道路照明, 港湾施設の照明のLED化等

《成果(取組結果)》

- ・ 「自然エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進に関する基本的な計画」における H27 年度目標値(自然エネルギー等の導入量 834.3 千kl(原油換算))
H22 年度推計値 639.1 千kl 達成率 76.7% (H22 年度推計値/H27 目標値)
H23 年度推計値 577.3 千kl 達成率 69.2% (H23 年度推計値/H27 目標値)
H24 年度推計値 584.4 千kl 達成率 70.0% (H24 年度推計値/H27 目標値)
- ・ なお, H22 から H23 における達成率減少の主な要因は, 東日本大震災によりバイオマス関連施設が被災したことによるもの。

《今後の課題》

- ・ 現行の「自然エネ・省エネ計画」における数値目標は, 震災前のものである。
- ・ 震災により, 本県の基礎データに変化が生じており, 震災後の状況や現在ゼロベースで見直しを検討されている国のエネルギー政策の動向も踏まえ, 新たな数値目標を設定する必要がある。

《平成 25 年度以降の取組》

- ・ 新たな数値目標を盛り込んだ「自然エネ・省エネ計画」を平成 25 年度中に策定する予定。
- ・ 計画が策定されるまでは, 「みやぎ再生可能エネルギー導入推進指針」に掲げる 4 つのプロジェクトを, みやぎ環境税や地域グリーンニューディール基金などを活用しながら, 着実に推進していく。

事項名：（6）内部統制について

意見の内容
対応の状況
<p>内部統制についてはここ数年強くその強化を求めてきたところであるが、今般物品の調達において議会の議決を経ない不適切な契約が認められたことは非常に残念である。また、支出事務、財産管理事務においても職員間の相互チェックの不足による処理誤りが散見されている。東日本大震災からの復旧・復興の事業で財政規模が大きく膨らむ中、適切な事務処理を行うためには内部統制の徹底が不可欠であり、複数職員によるチェック体制の確立など、部局間及び職員間の相互牽制作用が働くようなシステムの確立に取り組まれない。</p>
<p>【担当：出納局 会計課・契約課・会計指導検査室】</p> <p>《取組内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会計事務の取扱いに当たっては、厳正な事務処理が不可欠であるが、担当職員の事務処理の失念や錯誤、制度手続の理解不足や組織内部のチェック体制が十分ではないこと、さらには、組織のスリム化に加え、会計事務の未経験者が多くなったことなどによる不適切な事務処理も発生している状況にある。このような状況を踏まえ、会計事務担当職員等のレベルアップに向け、会計事務の支援指導を強化する必要があることから、各種研修、支援指導や庁内イントラ、職員ポータル等を通じての情報提供、また、職員からの会計事務に関する相談、照会に対応することにより、会計事務の適正な執行の促進に努めている。 ・ 今般、物品の購入において、予定価格が7,000万円以上となる場合には、県議会の議決を得なければならないにもかかわらず、担当職員の制度手続の理解不足や不十分なチェック体制等、まさに内部統制に起因する不適正な事務処理により議決を得ず購入してしまった事案が発生した。このため担当部及び出納局職員に対して、再発防止のため研修会を実施し、職員の資質向上に努めたほか、関係様式に議会議決に関するチェック欄等を設ける等、組織として各段階でチェックできるよう体制の強化を図った。（新規） ・ さらに、「物品管理・調達マニュアル」に議会の議決を要する案件の取扱いのフロー図を追加したほか、「会計事務に関する手引き」や職員向け「Q&A」、「ニュースレター」を通じ周知徹底を図った。 ・ なお、この事案については、事後ではあるが平成24年6月定例会において改めて議会の議決を得ている。 <p>《成果（取組結果）》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会計事務処理の円滑かつ適正な執行を促進するため、会計事務に関する各種研修（地方出納員研修、会計職員研修、本庁庶務担当班長研修、会計事務出前講座等）を開催した。特に、地方出納員研修においては、外部講師を招き「会計事務の重要性並びに内部統制について」の実践例を中心とした講演を実施し、出納員の認識の向上が図られている。 ・ また、会計事務支援指導を強化し、訪問による実地指導（個別に指導を希望する地方公所に出向き、会計事務担当職員に対して指導）を実施している（実績：25公所）。さらに、会計職員として新規採用職員が配属された単独地方公所に対する新任会計職員支援指導（実績：10公所）や会計職員が病気休暇等で不在となっている地方公所等に対する特殊事情公所支援指導（実績：1公所）を実施することで、会計事務職員等のレベルアップが図られている。 ・ あわせて、執行者側に対するチェック体制の強化を意識付けるため、地方出納員研修会等を通じて、複数の目による確認の徹底を呼びかけたほか、全地方公所（216公所）において実施した会計事務指導検査においても、不適切な会計事務の未然防止を図るため支出命令確認後の書類の再確認等を複数の目で行うよう指導することで、職員間の牽制機能の強化が図られている。また、物品等納入業者の協力の下、業者保有帳票と地方公所保有の納品書等の突合検査（実績：5公所）や抜き打ち検査（実績：15公所）を実施することにより、出納機関としての牽制機能の強化が図られている。 ・ 事案発生以降に調達した予定価格が7,000万円以上となった4案件については、全て議会の議決を経てから契約を行っている。 <p>《今後の課題》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員一人一人の法令遵守の徹底はもとより、個別訪問による支援指導や各種研修による知識の習得等を通じて、出納員など会計職員の支援・育成に力点を置き、今後とも不適切な会計事務処理の未然防止及び再発防止に万全を期す必要がある。また、執行者側においても、担当者任せにせず、所属の責任としての支出事務、財産管理事務に厳正な書類の審査や複数の目によるチェック等、内部牽制機能の強化を徹底していくことが必要である。 ・ 新たに構築した内部統制システムの運用状況の評価及び必要に応じた改善を継続的に実施する等、再発防止に万全を期す必要がある。 <p>《平成25年度以降の取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ これまでの各種研修、支援策等を検証するとともに、上記課題を踏まえ、会計事務の適正な執行の確保に向けた改善の施策等を引き続き検討し、各種研修会等を通じて周知、徹底していく。

事項名：（7）公社等外郭団体について

意 見 の 内 容
<p>公社等外郭団体については、第Ⅲ期宮城県公社等外郭団体改革計画を平成22年8月に策定し、早急に改善が必要な団体への重点的な指導や、それ以外の団体への一層の自立的運営の促進が図られている。</p> <p>また、県議会の「県出資団体等調査特別委員会」から平成23年3月に6団体に対して調査が行われ、団体の在り方や改革の方向性に向けた提言が示されたところである。その結果、経営の安定化に向けて抜本的な見直しも進んでいるが、なお方向性が未定の団体もある。今後とも、団体の自立化の促進と統廃合を含めた組織の見直し及び県の負担金・補助金等の縮減を着実に進められたい。また、新公益法人制度への移行が平成25年11月末までと迫ってきていることから、団体や事業の必要性・役割を再検討し、円滑に公益法人改革に対応できるよう適切な指導に努められたい。</p>
対 応 の 状 況
<p>【担当：総務部 行政経営推進課】</p> <p>《取組内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第Ⅲ期公社等外郭団体改革計画に基づき、公社等が自ら経営改善のための数値目標を設定し事業実施後の実績評価を行い、その結果に対して県が指導・助言を行う「経営目標・評価実績」を実施。（継続） ・ 経営改善が必要な公社等や組織の在り方、事業の在り方を検討する必要がある公社等を対象に「宮城県公社等外郭団体経営評価委員会」による調査・審議を実施し、委員会から出された意見に基づき、必要な指導・助言を行った。（継続） ・ 「県出資団体等調査特別委員会」の提言に対しては、対象となった団体毎にその内容を踏まえ、事業の廃止や規模の縮小、経営の改善に向け指導・助言を行った。（継続） ・ 新公益法人制度により、公益法人または一般法人への移行申請が必要となる団体に対し、申請手続きを円滑に進めていくための説明会を3回開催したほか、個別相談会を3回開催。（継続） <p>《成果（取組結果）》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委託金・補助金・負担金による県の財政的関与については、段階的な縮減に努めてきた。平成23年度は、東日本大震災の影響から、対22年度比12,915,231千円増（133.3%増）となったが、平成24年度は、対23年度比11,165,305千円減（49.4%減）の見込み。 ・ 責任の明確化及び県関与の適正化を図る観点から公社等への充て職は原則廃止することとしており、平成24年度末現在で充て職を実施している団体は、平成23年度から1団体減の4団体となっている。また、県職員の派遣は、平成25年4月時点で、対24年度比1団体減1人減の、9団体16人となっている。 ・ 新公益法人制度への対応が必要となる特例民法法人36団体のうち、平成25年4月までに31団体が移行を完了したほか、1団体が解散した。 <p>《今後の課題》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成23年度決算において、当期正味財産の増または当期純利益を計上している団体は前年度に比べ5団体増の34団体であったが、うち25団体で当期正味財産の減または当期純損失を計上しており、経営改善に向けた取組を今後も継続していく必要がある。 ・ 公益法人制度への移行が完了していない特例民法法人について、移行申請等、必要な手続きが円滑に進められるよう指導・助言を行っていく必要がある。 <p>《平成25年度以降の取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営改善や組織の在り方、事業の在り方を検討する必要がある公社等について、宮城県公社等外郭団体経営評価委員会からの意見を踏まえた指導・助言を継続していく。 ・ 県出資等団体調査特別委員会からの提言については、団体の在り方を検討する際の参考として、できる限り尊重していく。一方、公社等には、東日本大震災からの復興を進めていく中で果たすべき役割があることから、当面、事業を継続させながら、債務の圧縮等経営の健全化に努めていく。 ・ 新公益法人制度への対応について、未だ移行申請が行われていない特例民法法人に対し、平成25年11月末までの申請について指導・助言を行っていく。 ・ 第Ⅲ期宮城県公社等外郭団体改革計画は、平成25年度が終期となっていることから、次期計画の策定に向けた作業を進めていく。

事項名：(8) 男女共同参画社会推進について

意 見 の 内 容
<p>男女共同参画社会の推進については、庁内における女性職員の課長補佐級以上への登用が、割合及び実人員ともに前年度より増加している。また、附属機関等においても、女性委員の登用率が前年度より上昇している。今後も目標達成に向け引き続き、全庁的な取組を進められたい。</p>
対 応 の 状 況
<p>○ 女性職員の管理職登用【担当：総務部 人事課】</p> <p>《取組内容》</p> <p>女性職員の管理職への登用については、これまでも強く意識し、職域の拡大等を通じた育成に努めてきている。</p> <p>《成果（取組結果）》</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成24年4月の人事異動では、次長級の女性職員2人を引き続き他の執行機関へ出向させているほか、知事部局では新たに1名の女性職員を次長級に昇任させている。 本庁課長級では、平成24年4月に室長に1人、専門監に2人登用しており、課長級（副参事）以上の女性職員は、25名（前年18名）となっている。 課長補佐級（主幹）以上の女性職員は234人（前年210人）で過去最高の人数となっており、女性の登用が着実に進んでいる。 <p>《今後の課題》</p> <ul style="list-style-type: none"> 現時点において、宮城県男女共同参画基本計画（第2次）に記載の水準（係長級以上に占める女性職員の割合を平成32年度までに22%以上とする）には達していない。（平成24年4月現在：18.4%（前年度17.7%）） これまでの職員構成から、男女比が4：1と女性が少なく、また昇任適期である高い年齢層になるほど女性の比率が低くなっている。 職員構成の変化や女性職員のキャリア形成には比較的長期間を要することから、施策の性質上、現在の取り組みを長期間にわたり着実に進めていく必要がある。 <p>《平成25年度以降の取組》</p> <p>平成に入り、女性の採用比率が徐々に高まり、相応の経験を積んだ女性職員が増加しており登用の可能性は広がっていることから、引き続き実績主義を前提とした適材適所の人事配置に努めるとともに、女性の能力の活用、組織の活性化、業務範囲の拡大や仕事と家庭生活・子育てが両立しやすい環境づくりを進めながら、男女共同参画社会実現の観点からも、女性職員の課長補佐級以上への登用について推進していく。</p> <p>○ 附属機関への女性委員の登用【担当：環境生活部 共同参画社会推進課】</p> <p>《取組内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成24年度中に改選時期を迎える審議会等については、「審議会等への女性委員の登用推進要綱」により定める事前協議（任用の2か月前まで）が行われる前に、個別に所管課に連絡し、女性委員の積極的登用を依頼するとともに、改選前より女性委員の登用率が低下する場合には承認しないこともあり得ることを周知した。 平成24年9月3日実施の宮城県男女共同参画施策推進本部において、本部長（知事）から各部長に対し、女性委員の登用率の向上に引き続き取り組むとともに、特に登用率の低い審議会については、積極的に登用するよう指示した。（継続） <p>《成果（取組結果）》</p> <p>女性委員の登用率の向上については、各部局等に対し周知徹底を図り、全庁的に委員の改選時等に女性委員の登用に取り組んだことにより、平成25年4月1日現在の女性委員の登用率は34.7%（速報値）で、前年34.0%に対し、0.7ポイント上昇する見込みである。</p> <p>《今後の課題》</p> <p>女性委員の登用率は前年度に比べ上昇したものの、宮城県男女共同参画基本計画に掲げる目標値40%には達していないことから、今後も、引き続き全庁的に取り組んでいく必要がある。</p> <p>《平成25年度以降の取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> 委員候補者の選任に係る事前協議制を強化し、委員候補者選定に着手する時期に、関係各課に対し女性委員の登用率を向上させるよう強く注意喚起等を行う。 公募委員の導入等、委員候補者の選任方法等の見直しを行うなど、女性委員の登用が図られる条件整備を進めるよう、関係各課に対し強く働きかける。 関係各課に対し、女性の積極的な登用について各関係団体等の理解を求め、役職に限定せず、同団体等から女性委員候補者を推薦してもらうよう働きかけることを要請する。（継続）

